

Nara Women's University

日本の少子化と家族主義的福祉レジーム:女性の就業を焦点に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-07-04 キーワード (Ja): 家族主義的福祉レジーム, 就業, 女性, 少子化, 低出生率, 日本 キーワード (En): 作成者: 澤田,光 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/4285

日本の少子化と家族主義的福祉レジーム

—女性の就業を焦点に—

奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程 澤田 光

序章.....	1
第1章 家族主義的福祉レジームと少子化.....	3
第1節 超少子化国・日本.....	3
第2節 超少子化国としての日本独自の特徴である未婚化・晩婚化.....	7
第3節 家族主義的福祉レジームと少子化.....	12
第2章 家族主義的福祉レジームと女性の就業.....	16
第1節 少子化を分析するための重要な指標.....	16
第2節 「家族主義」と女性の就業・福祉負担の軽減.....	29
第3節 「家族主義」とジェンダー平等.....	33
第3章 家族主義的福祉レジームにおける未婚化・晩婚化.....	37
第1節 日本における結婚規範の支配力.....	37
第2節 合理的選択仮説とジェンダー仮説.....	41
第3節 男性稼ぎ主型社会と経済状況の変化.....	45
第4節 「家族主義」による女性の就労の制限.....	49
第5節 自立(離家)の遅れによる未婚化・晩婚化.....	53
第6節 「家族主義」による女性の結婚選択の抑止.....	56
第7節 「家族主義」が少子化に及ぼす影響の機序.....	60
第8節 まとめ:「家族主義」と未婚化・晩婚化.....	62
第4章 家族主義的福祉レジームにおける少子化対策.....	64
第1節 家族主義的福祉レジームと少子化.....	64
第2節 「家族主義」志向の家族政策の機序の発端と強化.....	65
第3節 少子化対策の分析.....	68
(1) 第1期(1994~2003年).....	69

(2) 第2期 (2004～2009年)	70
(3) 第3期 (2010～2014年)	72
(4) 第4期 (2015年～)	73
第4節 「脱家族主義化」の失敗.....	74
第5章 都市における少子化の分析—有配偶女性の就業と未婚化・晩婚化—	77
第1節 はじめに.....	77
第2節 先行研究レビュー.....	81
第3節 研究方法.....	85
第4節 分析結果.....	87
(1) 25～29歳.....	87
(2) 30～34歳.....	94
第5節 考察.....	102
第6章 都市における少子化対策の困難性.....	104
第1節 女性の就業と少子化におけるこれまでの仮説.....	104
(1) 「女性が就業すると少子化が進む」という仮説.....	105
(2) 「女性が就業することで少子化が抑制される」という仮説.....	106
(3) 女性の就業と少子化におけるジェンダー.....	107
第2節 女性の就業と少子化の関係の歴史的経緯における位相.....	108
(1) モデル図.....	108
(2) データによる検証.....	110
第3節 政令市における少子化対策の困難性.....	112
(1) 保育所待機児童問題.....	113
(2) 婚活問題.....	115
(3) 子育て支援策に偏重した少子化対策問題.....	116
(4) 子育てと仕事の両立問題.....	118
第4節 考察.....	120
終章 結論と考察.....	121
本稿の結論—少子化の根本要因としての家族主義的福祉レジーム.....	121
【図表目次】	126
【注】	129

あとがき	132
「脱家族主義化」によるジェンダー平等の夜明けと、子どもを産み育てやすい国への再生	132
【文献】	135

序章

本稿は、先進諸国の少子化に関するもっとも有力な仮説とみなされているエスピン・アンデルセンの議論を基礎に、日本の「少子化」現象について、既婚女性（以下「有配偶女性」と言う）の就業を鍵となる指標に据えて考察する。

周知のように、日本では1970年代から一貫して合計特殊出生率¹⁾ (total fertility rate) (以下「TFR」と言う。)が減少し、2005年に1.26で下げ止まったかに見えるものの、依然として人口置換水準にはほど遠い「超少子化」状態を脱していない。同じ期間のTFRを欧米の先進国についてみると、北欧他のいくつかの国で、人口置換水準には届かないものの大きく改善したのに対し、南欧諸国では日本と同様の低水準のままに留まっている。この事情について、エスピン・アンデルセンは、欧米各国を3つの福祉レジームに分け、少子化現象の様相の違いについて説得力ある議論を展開した。福祉レジームとは、「福祉が生産され、それが国家、市場、家族のあいだに配分される総合的なあり方 (Esping-Andersen 1999:34-35= 2000:64)」のことを指す。そして、日本について、南欧同様の「家族主義」的福祉政策を採っているために超少子化状態を脱することができないのだと言及したのである (Esping-Andersen 1999:45-70= 2000:104-108)。

このエスピン・アンデルセンの議論は、日本の少子化を考察するうえで、「儒教的伝統」を強調する点について疑問の余地はあるにせよ、大筋で首肯できる枠組みを提供している。すなわち、南欧諸国および日本では、家族のとりわけ女性に福祉機能を担うことを強いているため、女性の結婚と出産に困難をきたし、結果として超少子化状態を脱することができないという考え方である。

本稿では、このエスピン・アンデルセンの議論を基礎に、有配偶女性の就業率を鍵となる指標とみなす立場から、日本の少子化現象について実態を検証する。というのは、日本の少子化については、法的な結婚が強固に出産の前提となっているにもかかわらず、男女の未婚化・晩婚化が進行していることが主要な要因となっており、この未婚化・晩婚化という変化が有配偶女性の就業率の推移と強く関連していると考えられるためである。この観点から、本稿では、まず前半の理論編で日本の少子化を理解するための仮説を析出する。すなわち、日本においては、家族主義的福祉レジームにおける「家族主義」と

いう体制が「脱家族主義化」の政策を抑制することで、女性が家族か仕事かの二者択一を迫られるために未婚化・晩婚化を促し、少子化が進んでいるという仮説である。次に、後半の実証編でその仮説を検証する。その際、日本においてもTFRには地域的な違いが顕著に見られるが、この違いには自治体の家族政策が影響しているという仮定に基づき、地域のデータを分析するという方法を採用する。最終的には、この検証の結果から、日本の少子化に関して若干の政策的示唆を提供したい。

第1章 家族主義的福祉レジームと少子化

第1節 超少子化国・日本

先進諸国では出生力が人口置換水準²⁾を下回り、この傾向が継続している。人口学的には、出生力が人口置換水準を下回ることを「少子化」という(佐藤 2008:11)。少子化が進む先進諸国のなかでも、少子化が緩やかに進行する緩少子化国と、少子化が急速に進行し、人口減少が進む超少子化国(TFR1.5未滿)³⁾とに二分化しており、日本は後者の超少子化国に属している。歴史的経緯を辿ってみれば、オイルショック以後1975年頃から、全ての先進諸国でTFRが人口置換水準を下回り、少子化が始まった。1985年にはドイツとイタリアが超少子化と言われるTFR1.5を下回り、日本はそれからやや遅れて、1993年にはじめてTFR1.5を下回って(TFR=1.46)、2005年にTFR1.26と底をうったものの、2011年時点で1.39と低調のままであり、依然として超少子化国であることに変わりはない。

エスピン-アンデルセンは、女性の就業率が高ければ高いほど出生率のレベルも高いことを指摘し、「出生率の低下は福祉国家の家族主義が引き起こした」という主張をした(Esping-Andersen 1999:69, 2000:107)。それは、イタリアや日本のように家族主義的福祉レジームの国が超少子化国となり、「脱家族主義化⁴⁾」が進んだスウェーデンのような社会民主主義の福祉レジームに属する国では出生率が維持されていることに着目したためである。「脱家族主義化」とは、家族の互惠性や婚姻上の互惠性とは独立に、個人による経済的資源の活用を最大限可能にする政策、すなわち、家族への個人の福祉依存を軽減するような政策(例えば女性の就労支援や保育政策など)のことを指している(Esping-Andersen 1999:45, 2000:78)。本稿はこの点に注目し、日本における家族主義的福祉レジームのあり方と「脱家族主義化」の状況を有配偶女性の就業を焦点に問題にしている。

本稿の関心の中心である家族主義的福祉レジームと「脱家族主義化」の状況がもたらす超少子化であるが、その議論に入る前に、まず日本の超少子化の特徴について、先進諸国の少子化と比較しながら詳しくみていくことにしよう。

2014年10月1日の人口推計によると、日本の年少人口(0~14歳)は1,623万人、総人口に占める割合は12.8%である。一方、高齢者人口(65歳以上)は3,300万人で、総人口に占める割合が26.0%となった。日本は、世界で最も少子高齢化の進んだ国である(内閣府 2015)。

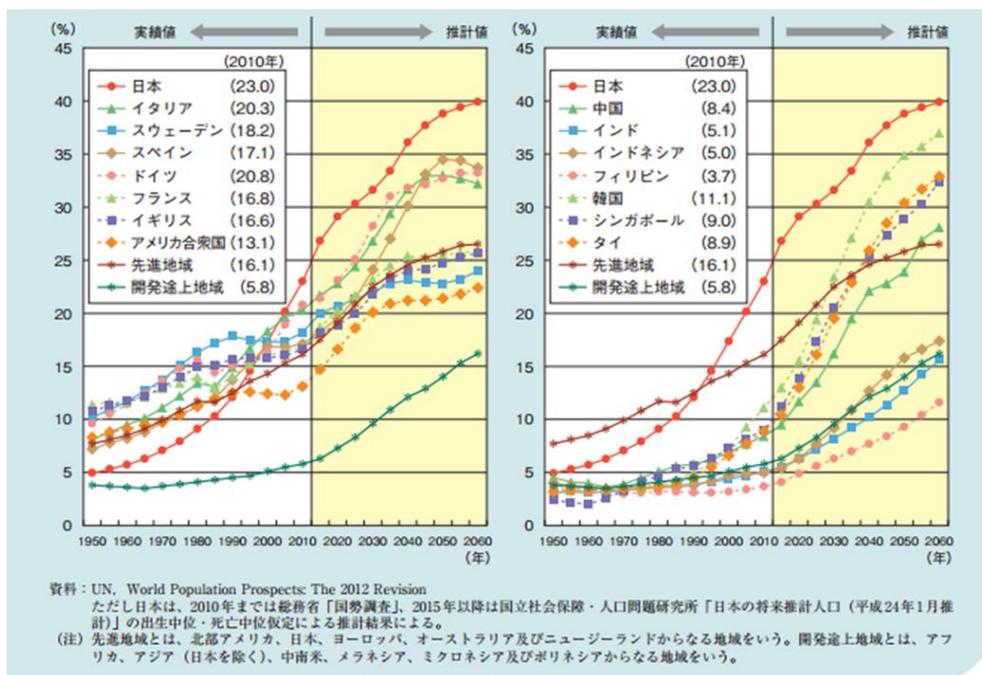


図1 世界の高齢化率の推移（左図は欧米と、右図はアジア諸国との比較）
 （資料出典：平成27年版高齢社会白書 12頁）

一方、世界の人口は、第二次世界大戦後一貫して増加し続けており、戦後1950年に25億だった人口は2015年現在70億を超えて、今後も増加する見込みである。人口の増加に伴い、食糧問題、水資源問題、環境問題など、グローバルな規模の問題が生じている。そうした世界的な人口増加の問題が生じている一方で、日本をはじめ先進諸国は「少子化」という問題に悩まされている。

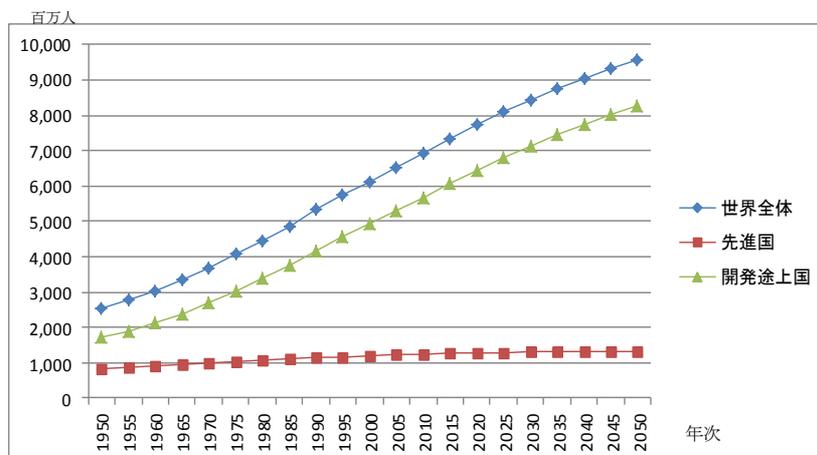


図2 世界の人口の推移
 （資料出典：総務省『世界の統計 2015』より筆者作成）

先進諸国の人口は世界の人口の 17.2%であるが、いずれの先進諸国も「人口置換水準」を下回っている。先進諸国で少子化が問題となる理由は、こうした人口置換水準を下回る低出生率が、移民などによる人口増がない限り、人口減少の原因となるからである。人口減少は、労働力人口が少なくなり、国の経済を支えられなくなる可能性があるだけでなく、一国の人口構造を大きく変える。人口学においては、人口構造の変化は、死亡率の変化によるよりも、出生率の変化の影響の方が大きいとされている（河野 2007:27）。急激な少子化が先進諸国にとって重要な問題となる理由は、少子化が人口減少の直接的な原因であるとともに、人口が減るということは福祉国家を支える担い手が減少することを意味し、高齢化する社会を維持していくことが困難になる、すなわち、福祉国家の維持存続が危うくなるからである。

それでは、先進諸国の少子化の歴史的推移をみてみよう。

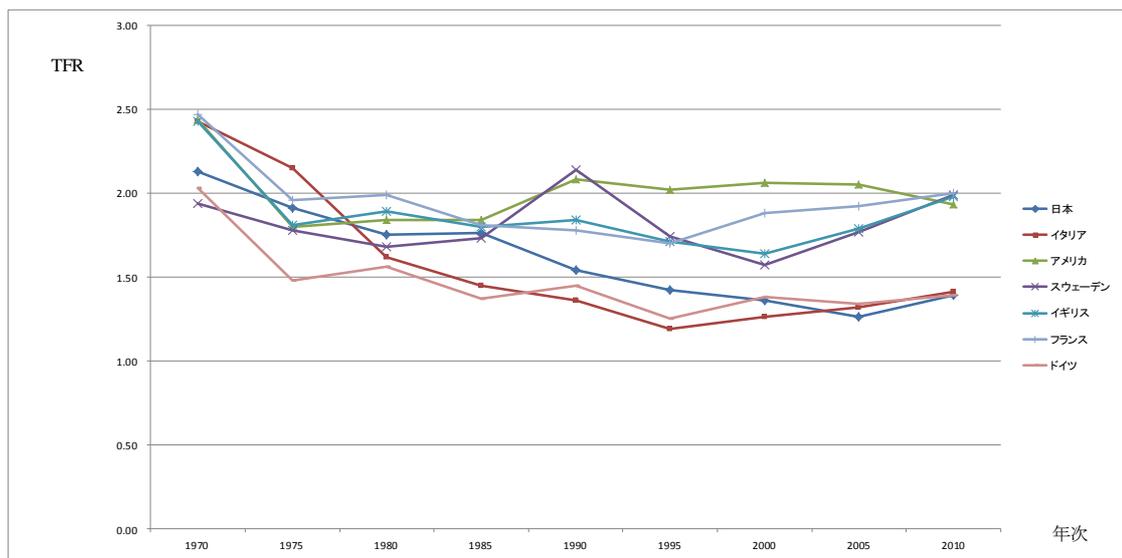


図3 主要先進国の合計特殊出生率の推移

(資料出典：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集より筆者作成)

図3は、日本、イタリア、ドイツ、フランス、米国、イギリス、スウェーデンの TFR の推移のグラフである。1995年以降を見ると、日本、イタリア、ドイツが超少子化国であり、フランス、米国、イギリス、スウェーデンは、TFR1.50以上を維持した緩少子化国である。

イタリアを除く他の国では、1973年の第1次オイルショック以後、1975年頃を境にして、人口置き換え水準である 2.07 を下回った。ところが、スウェーデンが 1980年代後半から

TFRが増加し始めるなど、1990年頃から先進諸国の出生率の低下の傾向が、大きく二つの方向に分かれるようになった。1975年から1990年までを第1期、1990年以降を第2期とすると、第1期においては、ここにあげた全ての国が人口置換水準を下回り少子化しているが、第2期においては、緩少子化国と超少子化国のふたつの方向性に分かれている。

第1期において少子化の原因が異なることが、1990年以降の少子化の傾向がふたつの方向性に分かれる原因となったと言われている。ヴァン・デ・カーとレスタギは、「第二の人口転換論」を提唱した。「第二の人口転換論」は、離婚の加速、15～20年間続いたベビーブームの終焉、ピルの発明・普及と不妊手術の増加などの「避妊革命」、婚前同棲の増加などが少子化の原因となったとするものである。すなわち、欧米諸国では、1965～1970年に離婚の増加傾向が加速化し、またベビーブームの終焉、ピルなどの避妊薬の発明や普及による変化が起こった。さらに1970～85年にかけては、婚前同棲が北欧諸国からヨーロッパに急速に広まり、スウェーデンをはじめ婚外出産が正式に結婚している夫婦からの出産数を上回るようになった。1980年代半ばからは離婚率が安定期に入り、LAT (Living Apart Together) というような、週末は一緒に住み、そのほかの日は別々に暮らすといった新しい同棲形態などが現れるなど、パートナーシップの多様化が生じているという(河野2007)。しかし、デビッド・コールマンは、この「第二の人口転換論」が限定されたものだと指摘した。すなわち、18世紀後半から20世紀初頭までのヨーロッパの多産多死から少産少死への転換の経過(河野2007:108)を説明する「第一の人口転換論」が世界中に適用可能な普遍性を持っていたのと比較すると、「第二の人口転換論」は、北と西のヨーロッパでは非常によく適応しているが、それはあくまでも北と西のヨーロッパの特殊性による説明や解釈に過ぎないと指摘したのである(David Coleman 2004)。

サンチェス・バリカートらも同様に(Sánchez-Barricarte, Jesús J. and Remo Fernández-Carro.2007)、このような少子化のプロセスは、全てのヨーロッパを通じて同じやり方で起こっているわけではないと主張している。西ヨーロッパの国々は1つのパターンを示すに過ぎず、そこでは30歳以前の出産が回復したが、他の地域ではこれは起こらなかった。他の地域のなかでもイタリアなどの今もなお低い出生率のヨーロッパの国々では、比較的低い離婚率や同棲、結婚まで親と暮らしたり、親の近くに住む子どもたちの傾向など、家族形成の伝統的な形式に最も強いとらわれを見せている(Kertzer, David I, Michael J. White, Laura Bernardi and Giuseppe Gabrielli, 2007)。

日本においても、離婚は増加したものの西欧並みほどではなく、「避妊革命」と言われ

るピルの普及や不妊手術の増加はなく、婚前同棲の増加もなかった。また、結婚するまでは親と一緒に暮らしたり、親の近くに住むという子どもたちの傾向も同じであり、南ヨーロッパと同様の傾向が見られる。

したがって、少子化について、「第二の人口転換論」で説明できるのは、北と西のヨーロッパのみであり、日本や南欧についてはこの説では説明できず、別の説明が必要ということになる。後者が、エスピン-アンデルセンのいう家族主義的福祉レジームの国々であるが、家族主義的福祉レジームについては次章で詳しく説明することにして、本章では、日本の少子化の推移についてさらに詳しく分析することにして。

第2節 超少子化国としての日本独自の特徴である未婚化・晩婚化

日本は、先進諸国の少子化の流れの中で、1955年から欧米とは異なる特徴的な推移を見せている。戦後のベビーブーム後、欧米では緩やかに少子化し、人口置換水準までTFRが低下するが、日本の場合は、1949年から1958年までのたった10年間に、TFRは4.32から2.11に激減した。この急激なTFRの低下は、主に戦後の過剰人口対策として戦後日本において「家族計画運動」による生殖の統制が実施された結果であると田間は指摘している（田間 2006）。山田はさらに、この生殖の統制と、および戦後人々が目にするようにな

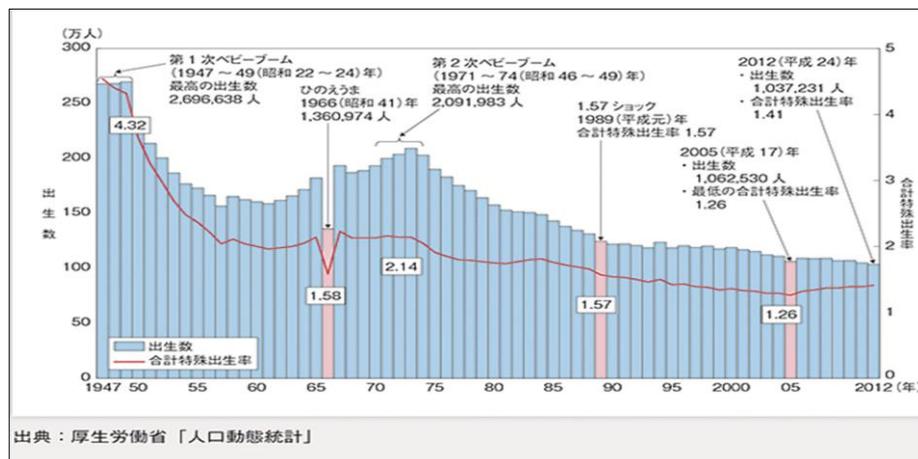


図4 日本の少子化の推移

(資料出典：内閣府『平成27年版少子化社会対策白書』)

ったアメリカのテレビドラマなどの影響によって、人々の間に「子どもを少なく産んで大事に育てる」という意識や、「家族生活を豊かにする」という意識が普及したことも、少子

化の大きな要因となったと主張している(山田 2007)。しかし、この急激な低下の後には、1966年の「ひのえうま」による TFR 1.58 という特殊な状況を除けば、日本の TFR は人口置換水準付近できわめて安定を保っていた。

すなわち、日本では出産抑制による急激な少子化と高度経済成長による全員結婚時代と二人っ子革命によって、人口置換水準地点での出生率の安定期を迎えたのである。しかし、この近代家族の充実期は1970年代半ばで終焉を迎えてしまい、「全員結婚社会」という異常な時期は約1世紀しか続かなかった(上野 1994,1998)。1970年代半ば、オイルショック以後 TFR が減少を始めた。人口学の知見によれば、この直接的な原因は、未婚化・晩婚化であることが指摘されている。図5のように、夫婦の完結出生児数⁵⁾は、1960年代以後、1980年代半ばまで、2.0を上回る水準でほとんど水平に推移してきた。出生率から結婚の影響を取り除いた夫婦の出生率の年次出生率、すなわち既婚合計出生率は、1960年代以後、1980年代半ばまで、2.0を上回る水準でほとんど水平に推移してきたのである。したがって、1970年代半ばから1980年代半ばまでの合計出生率の低下は、既婚出生率の低下ではなく、主として晩婚化によってもたらされたものである(廣嶋 1998)。また、TFR 低下を有配偶率変化と有配偶出生率低下の二要因に分解した人口学的要因分析の結果も、出生率低下のほとんどすべての原因が有配偶率の低下となっている(阿藤 1997)。

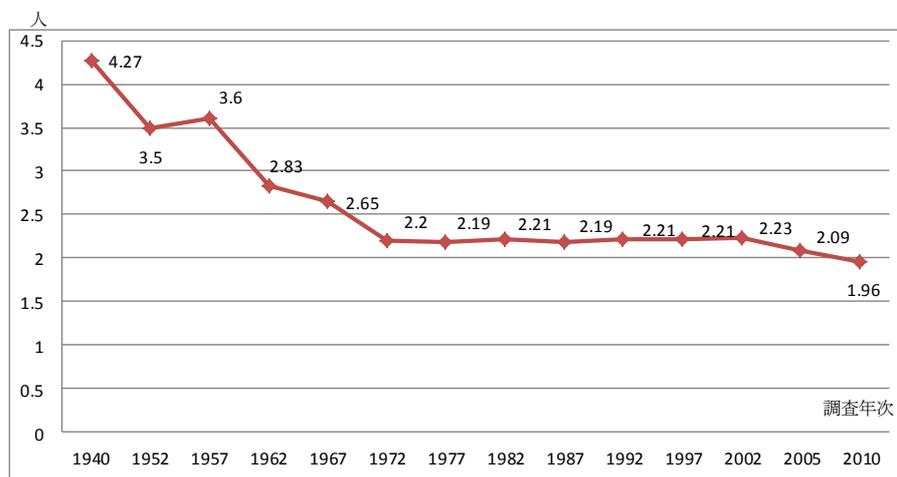


図5 夫婦の完結出生児数の推移 *第1回1940年、第2回1952年から5年毎、第13回2005年。

(資料出所：国立社会保障・人口問題研究所『第14回出生動向基本調査』より筆者作成)

1960年コーホート前後までは夫婦の行動変化による出生率の低下は見られない。岩澤(2002)は、この世代のコーホート出生率の低下は、結婚行動の変化(晩婚化と非婚化)で

すべて説明がつくが、1960年出生コーホート以降、2000年時点で40歳よりも若い世代では、夫婦の出生行動変化が、出生数の完結レベルを低下させるほどの影響を示す可能性があることを示唆した。しかしながら、もし、仮に夫婦の出生行動が、安定期世代のパターンに戻ったとしても、結婚行動が以前のパターンに戻らなければ、2001年以降、1.5前後の水準以上のTFRは期待できない。そのため岩澤は、日本の少子化の主要因は、やはり結婚行動の変化にあるとあって差し支えないとしている。

1980年代後半からは、既婚合計出生率が若干の低下をみせるようになったが、これをコーホート別に見れば、「家族の戦後体制(落合 1994:88)」を作った1950年代生まれまでは、2.0程度の水準を維持してきたが、1950年代後半生まれ以降では、明らかに2.0以下への低下が生じ、さらに1965-70年生まれでは1.65まで低下している(廣嶋:1998)。このことは、1990年代に入って夫婦の出生行動の変化の影響がTFRに影響を与え始めたこととも一致している。

山口(2004)は、少子化の一番の要因は何よりもまず生涯に子どもを一人も産まない女性が増えたことに一番の要因があることを確認している。山口によれば、この要因の少子化への寄与率は50%である。しかもこの傾向は近年特に進んだというわけではなく、過去15年ほどは一定のペースで進んでいる。また、子どもを一人しか産まない女性が増えたことも、第2の要素として重要であると指摘している。この傾向も近年とくに顕著であるわけではなく、一定のペースで進んできており、少子化への寄与率は30-35%であった。

さらに2000年以降2005年までのTFRの低下に対して、岩澤(2008)は、全国将来人口推計における出生率の仮定設定で用いられている、出生率が女性の初婚行動や離死別再婚行動によって規定されるモデルを用いてシミュレーション分析を行い、初婚行動の変化の寄与が8割以上を占め、残りの2割が夫婦の出生行動の変化によるものであることを確認している。

次に、年齢別の未婚率の推移を見てみよう。1980年と2010年とを比較すると、男性の生涯未婚率は、2.60%から20.14%と約8倍になり、女性の生涯未婚率は4.45%から10.61%と、約2.4倍となった。初婚年齢も、男性の初婚年齢は27.65歳から31.18歳へ、女性の初婚年齢は24.48歳から28.69歳へと、上昇の一途を辿っている。近年では、晩婚化などにより、第1子出生年齢が上がって、女性の出産できる期間が短くなることで、夫婦の完結出生力にも影響が生じ始めている。

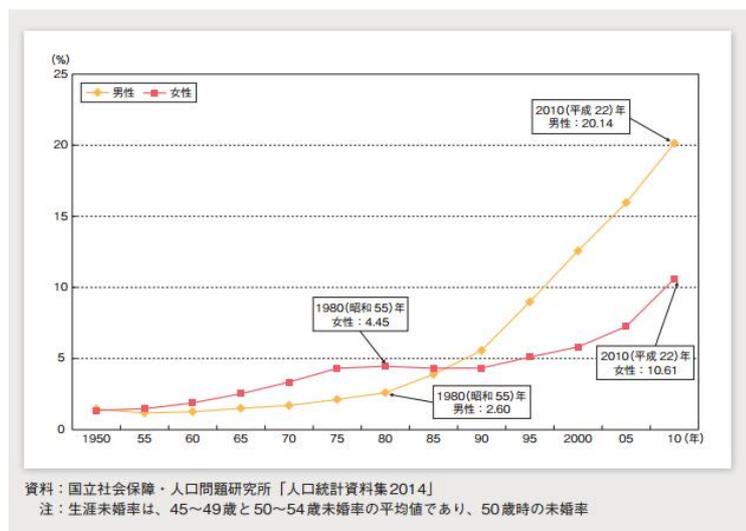


図6 生涯未婚率の推移
(資料出典：平成27年版少子化社会対策白書)

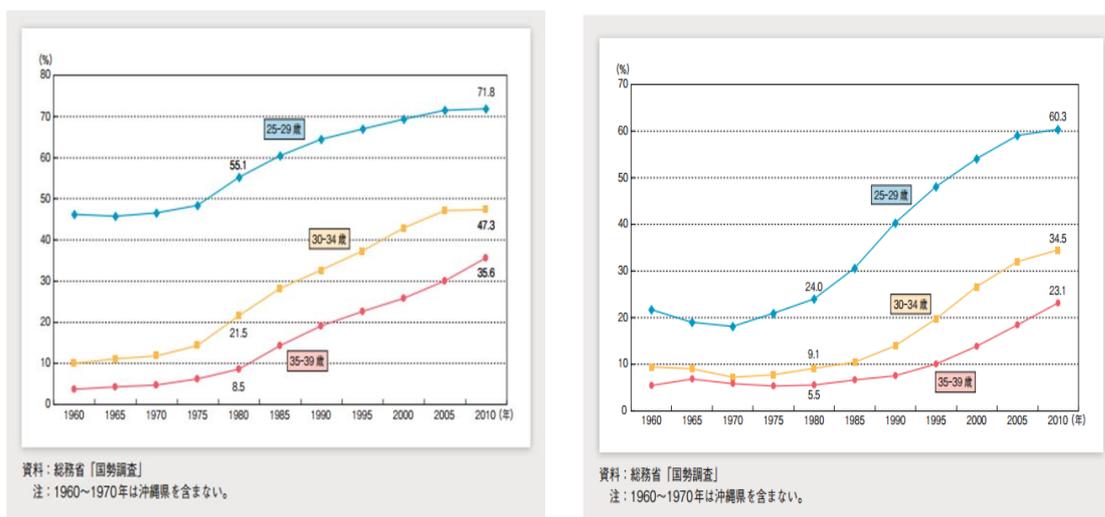


図7 年齢別未婚率の推移 (左：男性, 右女性)
(資料出典：平成27年版少子化社会対策白書)

1970年代半ばからTFRが減少した結果、子どもを産む女性の人口自体が減少してしまった。1975年当時の日本の人口は約1億1千万人、2010年の人口は約1億2千万人で、国全体の人口は1千万人増えているが、子どもを産み育てる年齢である20～39歳の女性の人口は、1975年は約1,830万人であったのに対し、2010年には1,570万人と15%程度減少している。そして、今後ますます減少の一途を辿ることが避けられない。したがって、今後加速度的に子どもの数は減少していくのである。

これまでみてきたように、日本の少子化は1970年代の半ばから生じていたが、社会間

題として認識されたのは、ずっと後の1990年の「1.57ショック」であった。「1.57ショック」とは、「ひのえうま」の年よりもTFRが下がってしまったことを意味する。「ひのえうま」とは、この年に生まれた者は気性が激しく、女性は夫となった男を早死にさせるという迷信であるが、この年の1966年に、出生率が急低下するという現象がおこったのである。「ひのえうま」の年のTFRは1.58であり、1990年の「1.57ショック」は、それを下回ったことによって人々が受けた衝撃を示すことばであった。この状況を受け、政府(厚生省)は、『エンゼルプラン』を1994年12月に策定し、1995年から特別保育対策5カ年事業に取り組み始めた。その後も「少子化対策」と称して、政府は少子化に歯止めをかけるべく対策に取り組んできた。しかし、少子化の流れを変えることはできなかった。

1990年以後、TFRは常に超少子化と言われるTFR1.50を下回り、2005年にTFRは史上最低の1.26となったが、これを底に反転する。2008年には1.37となり、1998年の1.38程度の水準まで戻した。その後増加傾向が続き、2013年には1.43となった。とはいえ、2014年には1.42と9年ぶりに前年を下回り、増加傾向も頭打ちとなって未だ低水準のままである。

この変動について金子(2010)は、コーホート出生率のテンポ効果の減速と停止の観点から詳しい分析を行っている。そして、反転に先立つ期間、とりわけ2003年頃から2005年前半までの間に経験した出生の抑制、先送りのリバウンドと、これに触発された一定の社会的ブームが重なったものだという結論を得ている。一方、廣嶋(2011)は、現在の出生率低下の7割は結婚率低下(未婚化・晩婚化)によるものであるということがわかっている(廣嶋2010; 岩澤2002)ので、より基本的な少子化の要因である結婚率低下も反転したのかどうかということに焦点をあてて分析している。廣嶋は、初婚年齢が一貫して上昇しており、2005年から2009年にかけて、夫の初婚年齢は29.8歳から30.4歳へ、妻の初婚年齢は28.0歳から28.6歳へと、晩婚化傾向は継続していることに着目する。これを年齢別初婚率によって合計初婚率(49歳以下計、%表示)を見た場合、2005年から2009年にかけて、男女ともそれぞれわずかに(1.0%, 2.1% 左:男性, 右:女性, 以下同じ)増加しており、(60.5%→61.5%, 66.4%→68.5%), 2000年の値(67.7%, 71.6%)には及ばないものの、出生率だけでなく、初婚率もこの間に上昇に転じたという点が注目されているのである。しかし結局、男女の晩婚化の程度はおのおの0.6歳、0.6歳と母親の出産年齢の上昇(0.6歳)と同じ大きさで、結局、晩婚化と晩産化が全く並行して生じており、晩婚化は少しも停止していないことに留意すると、出生率回復は、晩婚化の停止によって生じたものではないとし

ている。また廣嶋は、2005年以後に生じた結婚率の回復について、結婚が遅れていた各層の中でおそらく比較的経済条件に恵まれた高学歴層などの上層を中心に生じたものではないかと推察する。2005年以後、結婚している人々の出生率が2000年水準まで回復した一方で、未婚者の結婚率が回復していないということは、結婚し出生している人と結婚していない人との間で、家族の形成に関してより格差が広がったのだと指摘するのである。

以上みてきたように、日本の少子化については、1990年代まではほとんどが結婚行動のみが要因であったが、それ以降は、既婚女性の出産行動の低下がそれに加わり、さらに少子化が進んだ。既婚女性の出産行動については、晩婚化が晩産化をもたらすことになるといえる。産科医療の進展によって高齢出産がより安全に可能になったとはいえ、人間が生物である限り、基本的には初産年齢が遅くなればなるほど産める期間と機会は縮小する。また、日本においては、結婚行動と出産行動とが直結しているという独自の特徴もあるので、結婚行動と出産行動を切り離して考えることは有効ではない。

本節では、戦後の日本の少子化の推移についてみてきたが、他の先進国とは異なり、日本の少子化には二つの大きな特徴を認めることができる。ひとつは、他の先進諸国と比較したときに、日本の少子化は西欧諸国のような第二の人口転換論では説明できず、南欧と同様に家族主義的福祉レジームの国々と共通の特徴が見られることであり、もう一つには、これは日本独自の特徴であるが、出産が結婚と密接な関係にあることから、結婚行動が少子化に非常に重要なインパクトを持っているということである。

第3節 家族主義的福祉レジームと少子化

本稿で扱う家族主義的福祉レジームとは、エスピン-アンデルセンの定義により「最大の福祉義務を家族に割り当てる体制(Esping-Andersen 2000:78)」のことを指すものとする。したがって、近代家族や家父長制家族のことを指しているわけではない。緩少子化国と超少子化国とを分かつ原因として、エスピン-アンデルセンが指摘するように、特に出生率への福祉国家の効果に注目すべきである(Sánchez-Barricarte & Fernández-Carro, 2007)。

先進諸国の福祉国家では、第二次世界大戦以前は、男性=稼得者、女性=主婦という家族モデルを前提にしていたが、1960年代になってようやくこの点に関して社会政策の路線変更が行われるようになった。エスピン-アンデルセンによれば福祉レジームとは、福祉サービスが生産され、それが国家、家族のあいだに配分される総合的なあり方である

(Esping-Andersen 2000:64). 北欧を中心とする社会民主主義レジームの国では、国家を軸とする福祉において、就学前の児童に対するデイケアや、高齢者に対する老人ホームやグループホームなど、公的社会福祉サービスの包括的ネットワークが発展し、その一方で、キャリアと家事負担との調和を図るための女性の所得維持システムの構築（出産休暇、育児休暇、欠勤に対して寛容な制度）が行われた。エスピン-アンデルセンは、こうした「家族への個人の依存を軽減するような政策」を「脱家族主義化」と呼んでいる（Esping-Andersen 1999:45=2000:78）。「脱家族主義化のレジームとは、家庭の負担を軽減し、親族に対する個人の福祉依存を少なくしようとするレジームのことである（Esping-Andersen 1999:86）」。一方、アメリカをはじめとする自由主義レジームの国々は、北欧諸国と同様のことを、市場をとおして解決しようとし、ケアサービスの購入、労使協約に基づく休暇制などを奨励した。自由主義はサービス提供を、一つの市場活動、個人的責任の問題とみなしているからである。ところが、ポスト工業経済、経済のグローバル化という環境のなかで、男性の稼働能力は減少し、妻子を養うことが困難になった。そこで、社会民主主義レジームと自由主義レジームの国々では、異なる道を辿ることになった。前者では女性に代わって国家が家族の福祉サービスを提供し、後者は市場からサービスを購入することで、家族から女性を解放し、労働市場へと進出させた。そのため、これらふたつのレジームの国々では、共働き家族が普通になり、家族による家族のための福祉機能は衰退した。しかし、こうした転換に伴って出産期の女性の負担が全体として減少し、出生率の減少を食い止めることが可能となった。

他方、大陸ヨーロッパや南ヨーロッパに代表される保守主義レジームの国々は、リスクの共同負担（連帯）と「家族主義」を特徴とする。ここでは、一家の稼ぎ手としての男性に偏った社会的保護が行われ、家族をその構成員の福祉に対する究極的な責任主体とする家族中心主義（補完性の原理）（Esping-Andersen 1999:83,2000:127）が引き続き行われ、国家によるサービスも、市場によるサービス提供も未発達のままになった。女性は家族サービスへの負担役割を免れず、仕事か家族かの二者択一を迫られることとなり、結婚や出産を躊躇するという結果が生じた。保守主義の中でも、特に南欧ヨーロッパや日本は、この家族主義的福祉レジームに含まれている。その理由について、エスピン-アンデルセンは、「日本の社会政策のいたるところに見られる儒教的教義の強い影響」をあげている（Esping-Andersen 2000:125）。

カトリシズムと結合している大陸ヨーロッパや南ヨーロッパと同様に、日本も、サービ

すであれ、現金であれ、福祉国家が家庭にほとんど援助の手を差し伸べないという特徴を持ち、積極的な家族政策が驚くほど未発達であったとエスピン-アンデルセンは指摘する。アンデルセンは、3つの福祉レジーム類型間の比較分析を行い、次のことを明らかにした。すなわち、南ヨーロッパと日本において、家族の福祉義務の内部化の程度や、また家族の福祉国家としての脱家族主義化を検討した結果、北欧諸国の福祉国家が女性の労働市場へのフル・タイムかつ生涯の参加を積極的に支援している一方で、南ヨーロッパや日本がきわめて「家族主義」的であることを明らかにした。

これらの「家族主義」的な政策の国々は、所得保障（「適正賃金」）を通じて一家の稼ぎ手である男性を「脱商品化」することに反対していない。むしろそれによって、家父長制や伝統的家族の依存関係、男性に対する女性の経済的依存、そして、社会的生産についての男性の女性への依存を強化、あるいは、少なくとも再生産することになっている。出生率が急激に落ちているスペインやイタリアやギリシャのような「家族主義」の社会では、女性（あるいは、少なくとも母親）が家庭の責任を負わされ、そのことが彼女たちの就労による完全な経済的自立を制限しているのである（Esping-Andersen, 1999）。

ギリシャやイタリア、スペインでは女性が労働市場へのアクセスに対するインフォーマルなバリアーが存在するため、雇用されていない女性の割合は男性の2倍であるし、不均衡は縮小するどころか広がっている。こうした「家族主義」の多くの国々では公共政策において母親になるための適当な期間や条件が作られていない。そのため、女性は母親になることを避ける選択をすることになると指摘されている（Hakim, 2003）。子育ての負担も、社会民主主義レジームが子育ての負担が一番軽く、保守主義レジームと南ヨーロッパ（地中海）では重いのである（Aassve, Mazzucco and Mencarini, 2004）。

エスピン-アンデルセンは、戦後福祉国家の「黄金時代」を支えてきた、家族と福祉国家の結びつきである「家族主義」が、ポスト工業社会においてネガティブな性格のものに変化したと指摘している。「家族主義」を積極的に推進する一方、代替措置を講じるのを怠ることで、福祉国家がフル・タイムの主婦の家族福祉労働をあてにすればするほど、ミクロ、マクロの両方のレベルで福祉の後退がもたらされる。ミクロなレベルでは、「家族主義」がいまや家族形成と労働力供給に対して逆効果となっている。このことは、低い出生率、低い世帯所得、高い貧困リスクをもたらすことを意味しており、稼得者が一人の家族では、子どもの貧困率が共働き家族の3～4倍の高さに達するという。マクロなレベルでは、それが人的資本の浪費（教育を受けた女性の労働力供給が抑制される）を意味している。エ

スピン・アンデルセンは、今や「家族主義」は福祉国家そのものの最大の弱点となっており、女性の有給雇用の低いレベルは課税基盤を弱め、低い出生率は将来における福祉国家の財政的基盤を脅かしている (Esping-Andersen, 1999)と指摘した。エスピン・アンデルセンのこの主張は「家族主義的な社会政策こそが低出生率の原因になっている」と要約できる。本稿ではこれを狭義の「家族主義と低出生率均衡」仮説と呼ぶことにする。

第2章 家族主義的福祉レジームと女性の就業

第1節 少子化を分析するための重要な指標

エスピン-アンデルセンの福祉レジームについては、様々な批判的検討が行われている。本稿では福祉国家の類型について、次の代表的な5人、エスピン-アンデルセン、シーロフ、武川、舩橋、宮本による理論を検討する。なぜなら、「類型」(type)を設定するという作業は、「ある対象の質的な特徴に着目して、明示されやすく実効性のある体系だった基準に基づき、その対象またはその対象に属するいくつかの事象のそれぞれの特徴から主要な特徴を選び取ることによって得られた構成物に、対象または対象群それぞれのパターンに応じた論議領域を与える」ことである(新 2004:236)ため、これらの論者の類型の分析は、緩少子化国と超少子化国を分ける決め手となる重要な指標は何かということをも明らかにするうえで重要だからである。

まず、「脱家族主義化」に注目したのがエスピン-アンデルセンである。エスピン-アンデルセンは、「家族主義」の制度面と、家族の内部における「家族主義」の2軸を用いて、福祉レジームによる類型と照合させている。エスピン-アンデルセンは、家族が福祉義務をどの程度まで内部化しているか、「家族主義」を制度面から検討した場合、次の3つの指標「家族に対するサービスへの公的支出(対GDP比)、公的保育ケアの普及率(0~3歳児)、高齢者のためのホーム・ヘルプの利用者の普及率(全年齢層に対する比率)でみると、全体が二つの山に分かれることを示した。一方には北欧諸国の福祉国家があり、家族にサービスを重点的に提供しているが、南(地中海沿岸)ヨーロッパと日本がきわめて「家族主義」的であることを示した。

表1 福祉国家ごとの脱家族化の状況

	家族サービスへの公的支出 (%GDP) 1992年	デイ・ケアの普及率 (%<3) 1980年代	ホーム・ヘルパーの普及率 (高齢者の%) 1990年
社会民主主義レジーム	1.9	31.0	19.5
「自由主義」レジーム	0.2	1.9	4.3
大陸ヨーロッパ ^a	0.37	9.2	4.3
南部ヨーロッパ ^b	0.09	4.7	1.3
日本	0.22	n.a	1.0
a オーストリア、ベルギー、フランス、スイス、ドイツ、オランダ			
b イタリア、ポルトガル、スペイン			

Sources 第1列目はOECD(1996a 各国別の表)から計算。オーストラリアのデータは、申告された支出額の半分は非サービス活動への支出であるから、下方修正した。第2列目は、Anttonen and Sipilä(1996, Table 1)とGornic et al.(1977)から計算。オーストラリアとカナダについては、OECD(1933: 30-6)で補足。第3列目はOECD(1966b, Table 3.6.)から計算

(資料出典：Esping-Andersen 1999:61,2000:98)

また、家族の内部面から「家族主義」を検討した場合は、次の3つの指標「子どもと同居する高齢者の割合」、「両親と同居する若者の割合」、「女性の週平均の無給労働時間」で見ると、北欧諸国モデルが非常に「脱家族主義化」しているのに対して、南ヨーロッパと日本とがきわめて「家族主義」的であることを明らかにした。

表2 家族が提供する福祉活動

	子どもと同居する 高齢者の割合 (1980年代中頃)	両親と同居する 失業中の若者の割合 (1991～93年)	女性の無償労働時間 (週単位) (1985～1990年)
自由主義レジーム			
カナダ	—	7	32.8
イギリス	16	35	30.0
アメリカ	15	28	31.9
社会民主主義レジーム			
デンマーク	4	8	24.6
ノルウェー	11	—	31.6
スウェーデン	5	—	34.2
大陸ヨーロッパ			
フランス	20	42a	36.0
ドイツ	14	11	35.0
オランダ	8	28	38.7
南部ヨーロッパ			
イタリア	39	81	45.4
スペイン	37	63	45.8
日本	65	—	33.1

a 推計はINSEE(1990, Fig. 1)から。
Sources: 第1列目は、OECD(1994c, Table 13); 第2列目は、ドイツを除く、EU諸国について、Euroanel, 1994(Bison and Espin-Andersen, 1998), OECD(1994a, Table 1.18); 第3列目は、Bonke(1995)とUN(1991 Table 7); ドイツの生活時間データは、Bunedsministeriwm(1996, Table 4.8)。

(資料出典：Esping-Andersen 1999:63, 2000:100)

この2軸を図表化すると図8のようになる。

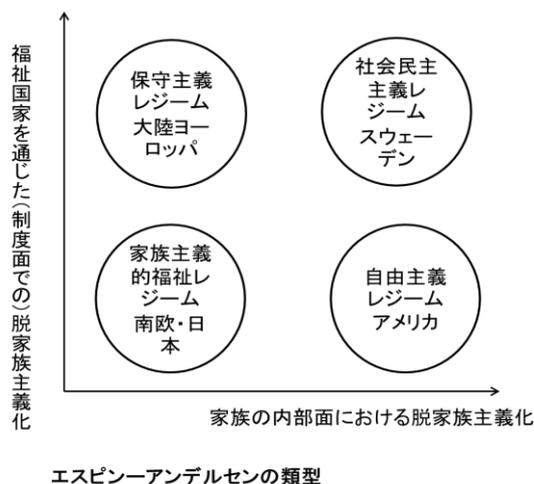


図8 エスピン - アンデルセンの類型(筆者作成)

一方、シーロフは、ジェンダーの視点からエスピン - アンデルセンの福祉レジーム論を批判したフェミニストの一人であるが、ジェンダー公平性の観点から、社会政策と福祉国家について、家族福祉政策充実度の軸と、女性の就労選好度(female work desirability)の軸を用いて説明しようとしている(Siaroff 1994). 家族福祉政策充実度の軸は、社会保障支出、家族政策支出、公的保育の供給、育児休業保障という4つの指標からなる(表3)。一方、女性の就労選好度の軸は、女性の雇用率、男女賃金格差、女性の管理職登用率、女性の高等教育率の4つの指標からなる(表4)。

女性の就労選好度のスコアは、女性の管理職登用率 (Managerial workers)と、女性の高等教育率 (Postsecondary students)との平均をエリート率とし (Elites) , 表4のエリート率と女性の賃金率との平均値を、次表の左列のスコアとし、それに女性の雇用率をかけた値である (右列)。

表3 シーロフの家族政策充実度の指標

(5-point scales)					
Nation	Social security spending. 1984-86	Family policy spending. 1985-87	Wilensky rank order		Overall average
			Child care	Mat./par. leave*	
Sweden	5	5	4	5	4.75
France	4	5	5	4	4.50
Finland	5	5	3	5	4.50
Belgium	4	4	5	4	4.25
Norway	4	5	4	4	4.25
Denmark	5	5	4	3	4.25
Austria	4	4	2	4	3.50
Netherlands	5	4	2	2	3.25
Luxembourg	3	3	(2)	(4)	3.00
F.R.Germany	4	2	2	4	3.00
Iceland	2	5	(2)	(3)	3.00
Ireland	4	2	(2)	2	2.50
Portugal	1	2	n.d.	(4)	2.33
United Kingdom	2	3	2	2	2.25
Greece	2	2	(2)	(3)	2.25
Italy	1	1	3	3	2.00
Spain	2	1	(2)	(3)	2.00
New Zealand	3	2	1	2	2.00
Canada	2	2	1	2	1.75
Switzerland	2	1	2	2	1.75
Australia	1	2	2	1	1.50
United States	2	1	2	1	1.50
Japan	1	1	1	2	1.25
mean					2.84
std.dev.					1.12
*Maternity and parental leave.					

(資料出典：Siaroff 1994:92 Table 6.5)

表4 シーロフの就労選好度の指標

Nation	Industrial wages	Managerial workers	Post-secondary students	Elites
Iceland	90	n.d.	113	(68)
Sweden	87	n.d.	89	(56)
Denmark	86	16	97	56.5
Australia	85	42	91	66.5
Norway	81	28	113	70.5
Italy	80	60	88	74
Netherlands	79	14	70	42
Austria	78	14	80	47
Finland	77	24	99	61.5
France	77	10	97	61.5
Portugal	76	17	113	65
New Zealand	75	21	89	55
Belgium	75	15	89	52
F.R.Germany	75	20	72	46
Spain	72	6	96	51
Greece	71	18	94	56
United Kingdom	68	29	81	55
Switzerland	68	6	47	26.5
Ireland	66	19	76	47.5
Canada	63	54	113	83.5
Laxembourg	63	6	52	29
United States	61	61	110	85.5
Japan	52	8	56	32
mean	74	23.2	88.0	55.6
std.dev.	9.3	17.1	19.3	15.4

(資料出典 : Siaroff 1944:88 Table6.3)

表5 シーロフの総括表

Nation	Average of wage ratios and elites 100	Weighted employment gender ratio*	Multipled score
Finland	0.6925	0.942	0.652
Sweden	(0.7150)	0.912	0.652
Norway	0.7575	0.792	0.600
Demmark	0.7125	0.833	0.594
United States	0.7325	0.798	0.585
Iceland	(0.7900)	0.717	0.566
Canada	0.7325	0.773	0.566
United Kingdom	0.6150	0.913	0.561
Australia	0.7575	0.668	0.506
New Zealand	0.6500	0.674	0.438
France	0.6525	0.653	0.426
Austria	0.6250	0.663	0.414
Portugal	0.7050	0.565	0.398
F.R.Germany	0.5950	0.666	0.396
Ireland	0.5675	0.647	0.367
Belgium	0.6350	0.576	0.366
Italy	0.7700	0.456	0.351
Netherlands	0.6050	0.567	0.343
Greece	0.6350	0.481	0.305
Japan	0.4200	0.712	0.299
Switzerland	0.4725	0.622	0.294
Spain	0.6150	0.464	0.285
Laxembourg	0.4600	0.545	0.251
mean	0.6484	0.680	0.444
std.dev.	0.0999	0.141	0.128

*Ratio of female to male employment-population ratios and male to female unemployment rates(both 1980-90), weighted 4:1

(資料出典 : Siaroff 1994:89 Tavle 6.4)

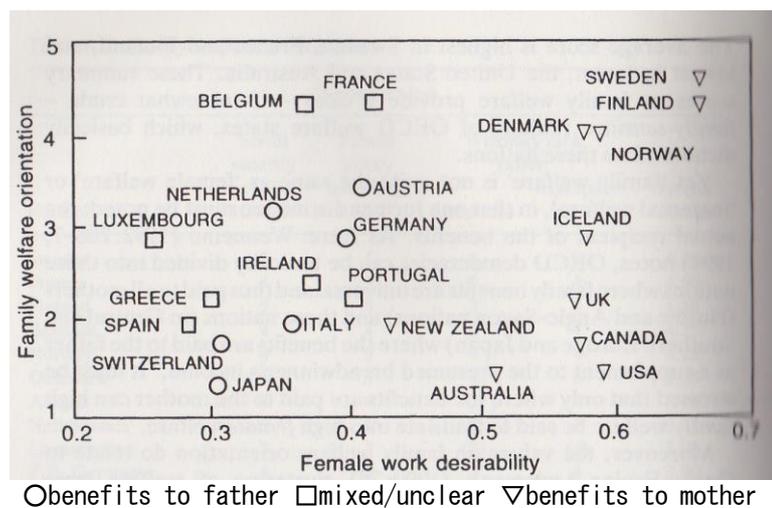


図9 Work and welfare incentives for women (Siaroff 1994:94 Figure6.1)

上記の家族福祉政策充実度のスコアを縦軸に、女性の就労選好度の軸を横軸にとり、父親と母親のどちらが政府の給付金の受取人であるか（○：父親，□：どちらか曖昧，▽：母親）という記号を用いて、OECD23か国をプロットしたのが図9である。

上図を図式化すると次のように示すことができる。

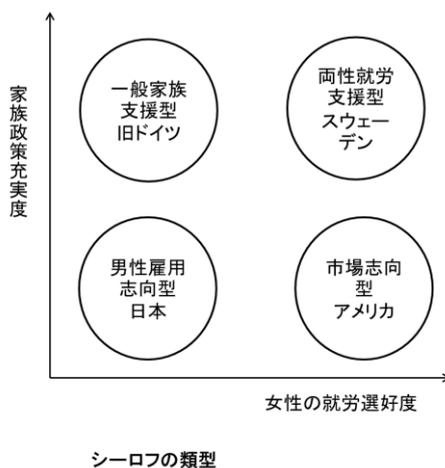


図10 シーロフの類型(筆者作成)

シーロフの観点からすれば、「女性が家庭に閉じ込められることなく、労働市場への参入を円滑にする社会政策がどれだけ整備されているかが福祉国家を評価する大事なポイントになる(新川 2005:269)」. したがって、「女性の就労選好度」は、「家族ケアの負担度」と密接な関係にあり、「家族ケアの負担度」が重ければ女性は就労し難く、軽ければ

女性は就労し易くなると想定できる。そのため、エスピン・アンデルセンとシーロフの図表による福祉国家の布置状況は同様となっている。

ただし、武川はシーロフの家族政策充実度の指標について次のような指摘をしている。シーロフは家族政策に対する支出を一括して「家族向け福祉政策の発達度」として計上しているが、家族政策の中には家父長制的なものや脱家父長制的なものがあり、両者は理論的には区別した方がよい(武川 1999:239-240)。例えば「育児休業制度は給付の所得代替率が高く、取得期間が長くなると女性が労働市場から撤退することを促進する働きをもつかもしれない(再家父長制化)。家族政策支出の額が多いか少ないということだけでは、脱家父長制化であるかということはいちがいに言えない(武川 1999)」これは重要な指摘である。後述するが、家族政策すべてが「脱家族主義化」を促すわけではない。特に家族主義的福祉レジームの国においては、「家族主義」によって強い影響を受けている「家族主義」志向の家族政策であるため、家族政策がかえって「脱家族主義化」の抑制に働くことがあるからである。

武川の「脱家父長制化」という概念は、福祉国家の社会政策が家父長制的な近代家族の再生産とは親和的ではなくなっていく過程のことを指している(武川 1999:153)。エスピン・アンデルセンの言う「脱家族(主義)化」というのは、個人が家族に依存しない度合い、あるいは家事が社会化される度合いを示しているが、脱家父長制化の方は、そうした点だけでなく、労働市場における女性の地位など社会全体の構造に関連する概念である。したがって脱家族(主義)化だけでは脱家父長制化をとらえることはできない(武川 1999:240) (※引用内の()は筆者による)。武川の指す「脱家父長制化」を示す指標は下記のように広範囲に及ぶ。

- (1) 福祉国家が行う労働条件の規制を含み、男女の雇用機会の均等化のための法制が存在しているかどうか、また、それはどれくらい実効性をもって実施されているか、同一労働同一賃金であるというだけでなく、それが事業主に対して義務付けられているかどうかや、家族的責任と雇用の両立を可能とするための措置、例えば育児休業を始めとする「親休暇」やケアのための休業制度がどの程度実現しているのか。
- (2) 税制や社会保障における制度のなかで、課税や社会保険料の徴収が世帯単位で行われるか、個人単位で行われるのか、「一家の大黒柱 (breadwinner)」の存在を前提とした遺族給付の有無、女性の就労を促進したり阻害したりするような社会保障の抛却や給付における男女間の扱いの相違や、公営住宅の入居における单身女性の不利な扱いなど。

(1), (2)のいずれも国家のイデオロギー装置が近代家族の再生産に影響を及ぼす事項である。これらの点を踏まえ、武川は縦軸に商品化—脱商品化の軸をとり、横軸に家父長制—脱家父長制の軸をとった下の図11の類型を示している（武川 1999: 156-157）。

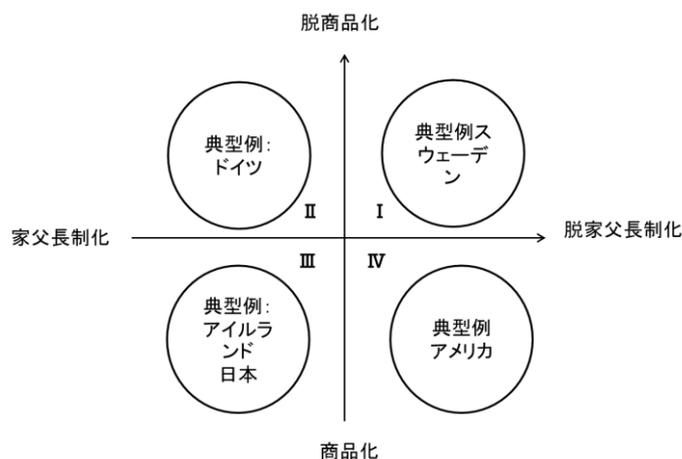
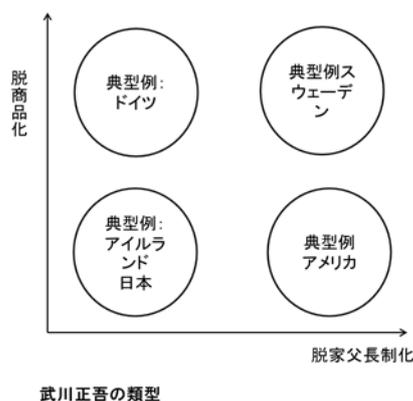


図 11 資本制と家父長制から見た福祉国家の類型
(資料出典：武川 1999:156 図 3-1)

アンデルセンやシーロフの図式と比較するために、図 11 の軸を縦軸を左に、横軸を下にスライドすると、次のようになる。



武川正吾の類型
図12 武川正吾の類型(筆者作成)

脱商品化は、「個人あるいは家族が市場参加の有無にかかわらず社会的に認められた一定水準の生活を維持できることがどれだけできるかというその程度を表している」

(Esping- Andersen 2001:41) ので、家族政策はそのなかに含まれる。したがって、武川の

概念は、確かにエスピン - アンデルセンやシーロフよりも幅広く、社会構造を含んだ概念となっている。そのため武川の内容は、全体社会のシステムの観点で捉えられ、エスピン - アンデルセンとシーロフは、家族という全体社会のサブシステムについての概念となっているといえよう。

武川は後の著作で、「家父長制はジェンダー化された社会関係の再生産によって存立が可能となる（武川 2005:114）」とし、「男性稼ぎ主モデルを前提としていたときは、社会政策は社会関係をジェンダー化する方向で作用しうが、他方、税制・社会保障の個人単位化や労働市場の機会均等化によって、これを脱ジェンダー化する可能性もある」と示唆している。

船橋は、「武川の4象限とシアロフ（シーロフ）の4象限は、使用している概念や指標が異なり、簡単に一括りにするのは危険であるが、結果として出てくる社会類型には基本的な共通点がある。そこで、それぞれの二つの軸は、統合が可能である（船橋 2006:22）」、「エスピン - アンデルセンとシーロフと異なるものの、結果として出てきた社会類型は同じ（船橋 2006）」とし、それぞれの二つの軸の統合を試みている。船橋は、アンデルセンの脱家族（主義）化は脱商品化の前提条件であり、シーロフの家族政策の充実も脱商品化のための重要な条件であると考え、これらの軸を、家族のケア、特に「育児の社会化」の軸とした。もうひとつの共通軸は、武川の脱家父長制化とシーロフの女性就労選好度の軸をジェンダー秩序の流動化に関する軸として統合している（船橋 2006:122）。船橋によれば、「武川による家父長制の定義から言えば、①家事労働と賃労働が同じ重要性を認められ、②男性も女性と同等に家事労働を担うという社会状況に近づくことが脱家父長制化である。そのためには、シアロフ（シーロフ）の挙げているような女性就労選好度が高まる必要がある。男性の家事・育児遂行が増えることも必要である（船橋 2006:22）」とし、これを「男性ケアラー化」の軸とした。

船橋自身も「やや危険である」と認めているとおり、概念や指標の異なる武川とエスピン - アンデルセン、シーロフとの軸を「統合化」するのはやはり無理があると思われる。むしろ無理に軸を統合するよりも、船橋の言う類型化された結果に注目すべきであろう。この点についても後で述べる。

船橋は、「育児の社会化」軸の指標として、公的保育（0～6歳児に対する「公的支援を受けた保育サービスがサービス全体に占める割合」）、児童手当（子どもが2人いる平均的片働き世帯に対する「児童扶養に対する給付」（児童手当、税金控除、扶養控除を加

算したもの)が世帯所得に占める割合, 育児休業の給付(出産休暇・育児休暇給付の対GDP比)をあげ, 「男性ケアラー化」軸の指標としては, なかなかよいデータが得られないとしながら, 成人男性の1日の家事時間と育児時間と, 父親の育児休業取得率をとりあげ比較している. 船橋は, アメリカ, 日本, フランス, スウェーデンの4つの国の比較において, 二つの軸を交差した結果, 次の図表を示している.

表6 育児の社会化ポイント(船橋 2006:38 表2-1)

育児の社会化指標	アメリカ	日本	フランス	スウェーデン
①公的保育	0	68	100	86
②児童手当	34	20	71	100
③育児休業への給付	0	1	39	100
①+②	34	89	210	296

表7 男性ケアラー化ポイント(船橋 2006:38 表2-2)

家庭における男性ケアラー化	アメリカ	日本	フランス	スウェーデン
①家事+育児時間	100	10	84	99
②父親の育児休業	4	3	5	100
①+②	104	13	89	199



図13 育児の社会的枠組の総体的位置(資料出典: 船橋 2006:39)

上の図の軸を回転させて図式化すると下のような図になる.

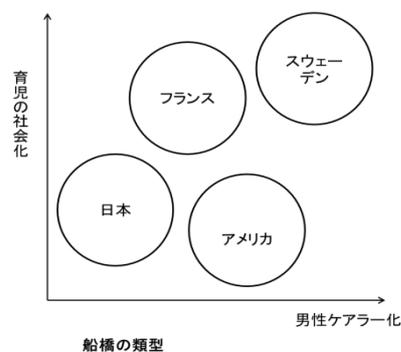


図14 船橋の類型(筆者作成)

船橋の場合, エスピン-アンデルセン, シーロフ, 武川の軸を活用したこともあり, 類

型化された国々の布置状況は同じである。

宮本は、家族政策をめぐる4つのレジームとして、「家族政策への公的支出」と「女性就業の充実度」を二つの軸に据え、男性雇用志向型（日本）、市場志向型（アメリカ等）、一般家族支援型（旧ドイツ等、家族手当の比重大）、両性（就労）支援型（スウェーデン等サービス給付の比重大）という4類型を示している（宮本 2014）⁶⁾。

表8 家族政策をめぐる4つのレジーム(宮本 2014)

家族政策への公的支出	女性就業の充実度	
	低	高
	高	両性(就労)支援型 (スウェーデン等サービス給付の比重大)
低	男性雇用志向型 (日本)	市場志向型 (アメリカ等)

表9 4つのレジームについてのデータ(宮本 2014)

	家族福祉支出GDP比(2007)	うちサービス給付GDP比(2007)	女性就業率(15-64歳)(2007)	管理的職業に従事する女性	男女の中間賃金の差	法的に保障された育児休業(月数)(2010)	そのうち所得の66%以上が保証された月数	保育所・幼稚園の利用率0-2歳	保育所・幼稚園の利用率3-5歳
アメリカ	0.7	0.6	65.9	42.7	19	0	0	6	53
イギリス	3.2	1.1	66.3	34.6	21	18.5	1.5	10.8	29.4
カナダ	1	0.2	70.1		21	0	0	5	53
スイス	1.3	0.3	71.6		19			n.a.	n.a.
スウェーデン	3.4	3.4	1.9	32.3	15	36	13.5	0歳 0 1-2歳 65	91
ノルウェー	2.8	2.8	1.4	31.3		37	12.5	0歳 9 1-2歳 78	94
デンマーク	3.3	3.3	1.8		11	11	11	0歳 2 1-2歳 40	82
フィンランド	2.8	2.8	1.3		19	37+1	11+1	0歳 1 1-2歳 36	67
ドイツ	1.8	0.7	62.9	57.8	36	36	12+2	8.5(旧西ドイツ2.7)	89.8
フランス	3	1.7	59.8	38.5	72	72	3.5	38	100
オーストリア	2.6	0.5	64.4		24	24	2	11	85.2
ベルギー	2.6	0.9	54.9		33.5	33.5	3.5	29.8	100
日本	0.8	0.4	59.2	10.6	33	14+6		0歳 8 1-2歳 27.6	保育所40 幼稚園50

出所: 家族福祉支出 サービス給付 OECD Social Expenditure Database 2007
 女性就業率 中間賃金格差 OECD, Employment Outlook, 2008
 中間賃金格差はカナダ2000、スウェーデン2004、フィンランド、フランス、ドイツ2005、その他2006
 育児休業はInternational Review of Leave Policies and Related Research 2010 日本については4週間の産後休業期間も含む
 保育所 幼稚園の利用率 Kimberly Morgan, Working Mothers and the Welfare States, Stanford University Press, 2006のデータなどから作成

宮本の4類型を図式化すると下図のようになる。シーロフと同様の指標を使っているため、同じ類型となっている。

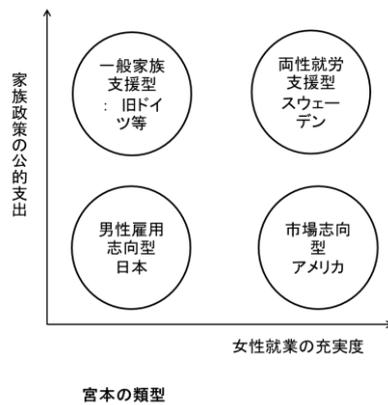


図 15 宮本の類型（筆者作成）

これまでの類型における指標をまとめたものが、次の表と図である。注目している指標や概念が異なるものの、類型化された福祉国家の布置状況はみな同じ結果となっている。選ばれている指標の共通性は、公共政策による家族政策と、女性の就労と福祉負担である。少子化という観点からみれば、緩少子化国であるスウェーデンの布置状況から判断すると、公共政策における「脱家族主義化」や家族内部での「脱家族主義化」が進み、公共政策による家族政策が充実し、女性の就労選好度が高く、労働力の脱商品化が進み、脱家父長制化(社会政策が近代家族と親和性を持たなくなる)が進み、完全雇用への政府の関与が大きくなり、福祉レジームが個人型である場合に、出生率が高くなることが見込まれる。

一方、超少子化国である日本の布置状況から判断すると、公共政策における「脱家族主義化」や家族内部での「脱家族主義化」が進まないため、「脱家族主義化」を促す「脱家族主義」志向の家族政策が充実しておらず、女性の就労選好度が低く、労働力の脱商品化や脱家父長制化が遅れ、福祉レジームが男性稼ぎ主型である場合に、出生率が低くなることが見込まれる。日本はこうした家族主義的福祉レジームの特徴を持っており、それらが超少子化の原因になっているということになるといえよう。

日本は、エスピン-アンデルセンの3つの福祉レジームでは、どのレジームにあてはまるのかすっきりとおさまらないと批判されてきたが、これらの類型化においては、すんなりこのスウェーデンの対極に位置付けられている。

エスピン-アンデルセンは、家族主義的福祉レジームが、「脱家族主義化」が進まないなかで、これまで頼ってきた家族のケアについても、十分に提供することができなくなり、「家族主義」の「失敗」が深刻化していると指摘している。なぜなら、男性の収入が減っ

て女性が働かざるを得ない状況になっているにも関わらず、「脱家族主義化」が進まない状況にあるということは、女性が家族の福祉役割を担いながら、働かなければならないということを意味する。もしくは外で働かず、家族のケアに専念する専業主婦を目指して、今や希少価値となった稼得能力の高い男性を得るために結婚を先延ばしにしたり、仕事と子育ての両立の難しさから出産を躊躇するようになる。前者は晩婚化・未婚化の原因となるだけでなく、結婚の遅れから必然的に少産化を導き、後者は直接的に少産化と低出生率均衡を促している。また、仮に妻子を十分に養える男性と結婚できたとしても、結婚や出産による退職を行った場合、労働市場からの女性の撤退は、家計における収入の減少のみならず、国の財政においても、税収入の大幅な減少を招き、社会保障財政が国の財政を圧迫している現状において、大きなマイナス要因となっている。

表 10 類型の指標一覧

エスピノーアンデルセン	シーロフ	船橋	武川	宮本
脱家族化に注目	ジェンダー公平性に注目	育児政策に注目	資本制と家父長制に注目	ジェンダー特性に注目
脱家族化のための制度	家族政策の充実度	育児の社会化	脱商品化	完全雇用への政府の関与
<ul style="list-style-type: none"> 全体としてどれだけのサービス活動が行われたか(健康保健以外の家族サービスへの支出がGDPのなかで占める割合) 子どものいる家族を助成するために全体としてどれだけのことが行われたか(家族手当と税控除の総合的価値) 公的な保育ケアがどれだけ普及しているか(3歳以下の幼児に対するデイ・ケア) 高齢者に対してどれだけのケアが提供されているか(ホーム・ヘルパーのサービスを受ける65歳以上の高齢者の割合) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障支出 家族政策支出 公的保育の供給 育児休業保障 	<ul style="list-style-type: none"> 0～6歳児に対する公的支援を受けた保育サービスがサービス全体に占める割合 子どもが二人いる平均的片働き世帯に対する「児童扶養に対する給付(児童手当、税金控除、扶養控除を加算したもの)」が世帯所得に占める割合 育児休業の給付(出産休暇・育児休暇給付の対GDP比) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働力の脱商品化 エスピノーアンデルセンの指標(老齢年金に関する指標:①最低限の所得代替率、②表層的な年金の所得代替率、③資格期間、④保険料の自己負担の大きさ、⑤受給者のガバレッジ) 疾病および失業に関する給付の①所得代替率、②資格期間、③待期の長さ、④給付期間 さらに拡張療養給付、他の社会保険、規制的な措置も 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用レジームにおける完全雇用への政府の関与の強さ(スウェーデンが脱商品化の度合いの高い、普遍主義的な福祉国家を堅持できたのは、積極的労働市場政策を軸とした雇用レジームが一貫して高い雇用率を実現し、これが就労連携型の各種所得保障とうまくかみ合ったから。
家族が提供する福祉活動	女性の就労選好度	男性ケアラー化	脱家父長制化	個人型化
<ul style="list-style-type: none"> 子どもと同居する高齢者の割合 両親と同居する失業中の若者の割合 女性の無償労働時間(週単位) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の雇用率 男女賃金格差 女性の管理職登用率 女性の高等教育率 	<ul style="list-style-type: none"> 成人男性の1日の家事時間と育児時間 父親の育児休業取得率 	<p>20世紀後半は、それまで福祉国家が前提としていた家族が変容。20世紀半ばの福祉国家が、近代家族を前提とし、それを強化するはたらきをするものであったとしたら、その後の福祉国家はそこから逸脱するものであった。</p> <p>福祉国家の社会政策が家父長制的な近代家族の再生産と親和的でなくなっていく過程のことを、「脱家父長制化」と呼ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働条件の規制、同一労働同一賃金、家族適正帰任と雇用の両立を可能とするための措置(育児休業、親休暇) 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉レジームが男性稼ぎ主型を中心とする家族を対象としたものか、個人を対象としたものであるか

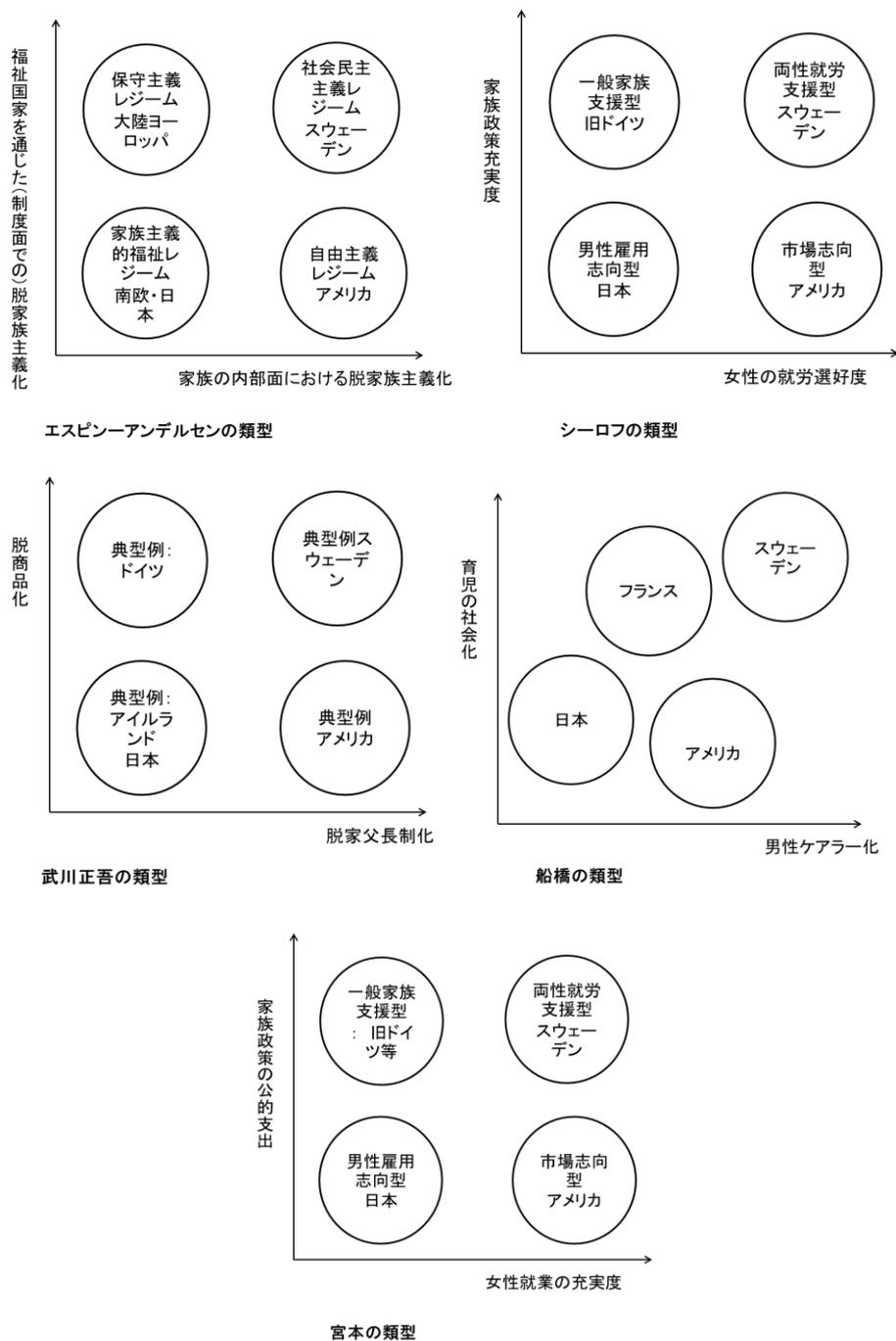


図 16 類型一覧

以上のことから、本稿では少子化を分析するうえで有効な指標として、「脱家族主義」志向の家族政策と、「女性の就業とそのための女性の福祉負担の軽減」をとりあげることとする。「脱家族主義」志向の家族政策については第4章で述べることとし、第2節では「家族主義」と女性の就業と福祉負担の軽減について述べる。

第2節 「家族主義」と女性の就業・福祉負担の軽減

エスピン - アンデルセンは、女性の雇用レベルと出生率の関係に注目し、女性の雇用レベルと出生率がポジティブな関係になったことを重要視している。

表 11 女性の雇用と出生率 (OLS 検定, N=19) ()内はT値

	出生率 1960	出生率 1992
定数	4.10 (8.22)	1.09 (3.55)
女性の就業率	-0.03 (-2.48)	0.01 (2.13)
R ²	0.265	0.210

(資料出典：Esping-Andersen, 2000:Table 3.)

エスピン - アンデルセンは、「初期の段階では、現代福祉国家はいずれも「家族主義」を前提としており、戦後の社会政策は、男性稼ぎ主と主婦からなる家族を前提としていたので、最近まで、福祉国家があまりにも所得維持[金銭給付]に偏り、子どものためであれ要介護高齢者のためであれ、社会サービスの供給の面では未発達だったこと理由は、「家族主義」の前提から説明される。(Esping-Andersen 2009:80, 2011:82)」という。社会民主主義の国で、女性の雇用の急増と家族向けサービスの重視が行われたのが1970年以降、自由主義の国では、女性の雇用の急増に対して家族サービスの代わりに税控除を通じた市場促進方策が行われ、保守主義の国ではフランスで例外的に保育サービスが発達した (Esping-Andersen 2009)。しかし、ヨーロッパの多数の国では、「家族主義」の原理が揺らぐことはなかった (Esping-Andersen 2009) とエスピン - アンデルセンは指摘する。

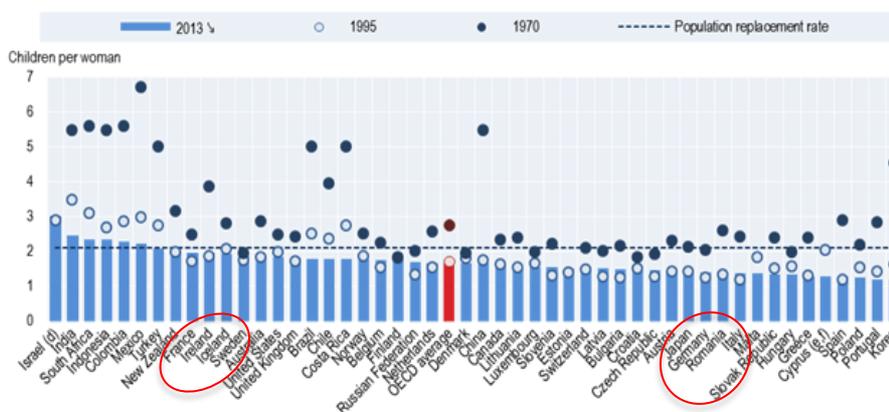


図 17 OECD 諸国の TFR (1970 年, 1995 年, 2013 年)

(資料出典：OECD Family Database <http://www.oecd.org/els/family/database.htm>)

そのため、「多数のヨーロッパ諸国で出生率が急激に低下し、多くの先進諸国がますます緊迫した状態に陥って、「家族主義」的な社会政策こそが家族形成への敵となっている。(Esping-Andersen 2009)」。保育サービスの欠如のため高学歴女性では子どもをもたないという人生を選択する者が増え、同時に家族向けサービスの欠如は、とりわけ教育年数が短い女性の雇用を抑制し、「出生率がきわめて低く女性雇用が強く抑制されるという、およそ最悪の組み合わせ(Esping-Andersen 2009)」が、「家族主義」の国であるイタリア、スペインに顕著に見られるという (Esping-Andersen 2009)。

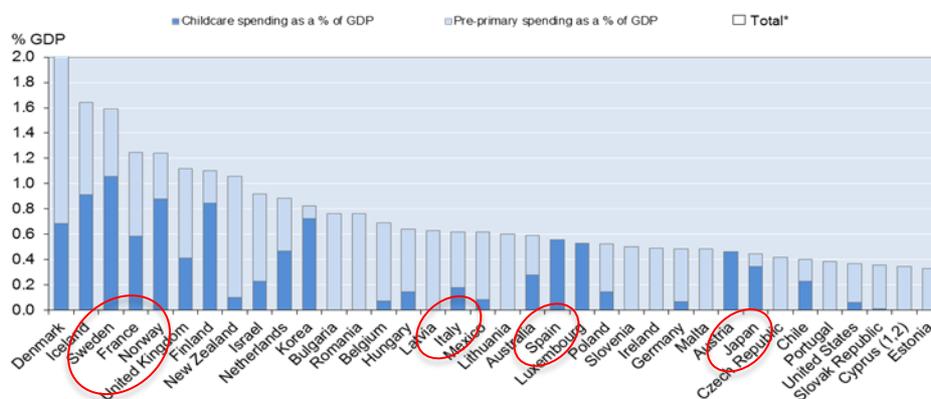


図 18 保育所と幼稚園の公的支出のGDPに対する割合

出典：OECD Family Database <http://www.oecd.org/els/family/database.htm> Source: Social Expenditure database 2014; OECD Education database; Eurostat for Non-OECD countries.

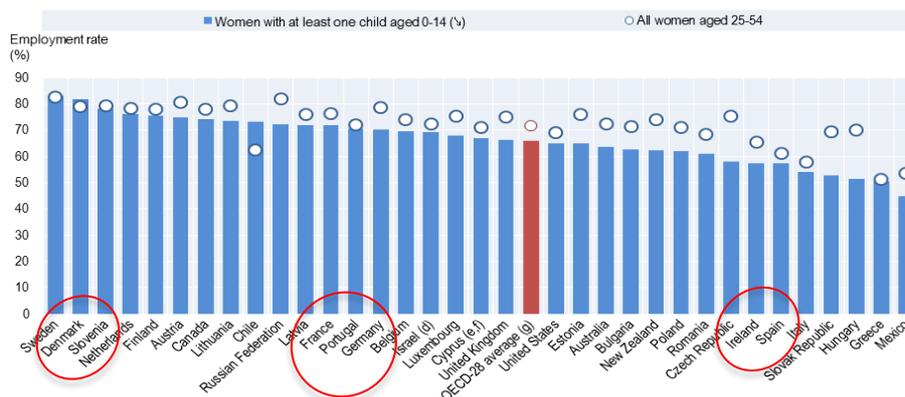


図 19 OECD 諸国の母親の就業率

(資料出典：OECD Family Database <http://www.oecd.org/els/family/database.htm>)

政策が、母親であることとキャリアとを調和するようにしなければ、「個々人のレベルでは、雇用と自立を追究したり世帯所得を増やそうとすることと、子どもをもつことが、ト

レードオフの関係になってしまうだろう。このような調和の欠如は、社会全体のレベルでは、最適を達成しない2つのなりゆきのいずれかをもたらす。その2つとは、子どもがいない「低出生率均衡」か「低所得・低就業均衡」かである」と、エスピン-アンデルセンは警鐘を鳴らしている (Esping-Andersen 2009:80-81= 2011:82-83)。

保守主義の福祉レジームに含まれるフランスは、福祉政策において家族の役割を重視した「家族主義」の強い国であるが、世帯向けのサービス提供に取り組み、強力な「脱家族主義化」政策を行うことによって出生率を反転させており、高い出生率を保っている。また、フランスは、保守主義でありながら女性の労働力率が非常に高い。リスクに対応するために、「家族主義」の強い保守主義の福祉国家でありながら、社会民主主義的な「脱家族主義化」志向の戦略をとることで、出生率の低下を抑制したものと考えられる。下図は、福祉レジームごとの特徴とフランスの戦略のイメージ図である。

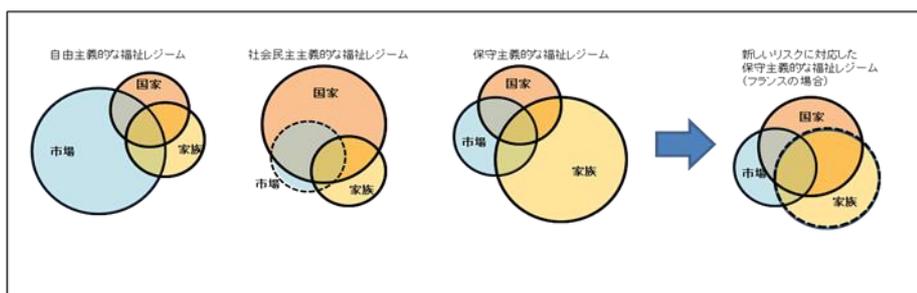


図 20 福祉レジームの特徴 (イメージ) とフランスの戦略 (筆者作成)

さらに詳しく見てみよう。下の図は主要先進諸国の女性の労働力率曲線である。アメリカ、ドイツ、スウェーデンの3カ国では、1970年代以降にM字型が消滅されて、労働力全

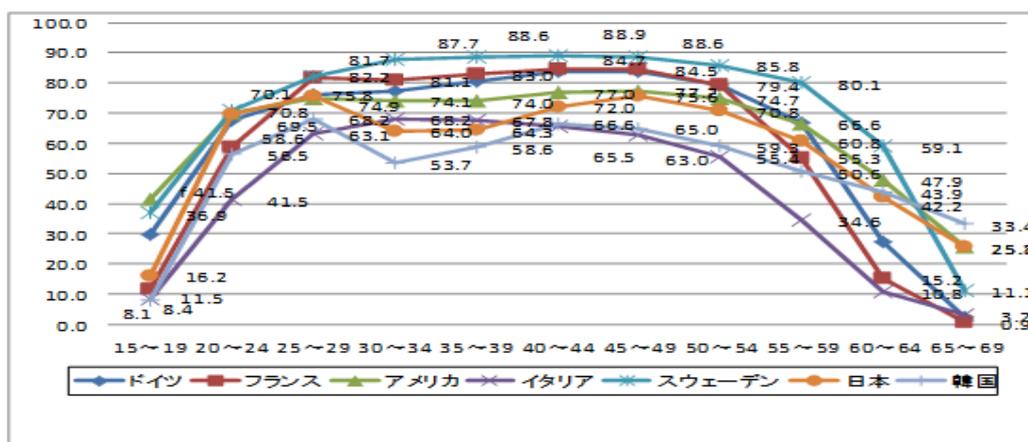


図 21 女性の年齢階級別労働力率 (資料出典：総務省世界の統計 2007年)

体が上昇した（岩井八郎 2002）。OECD 諸国のうち、女性の年齢階級別労働力率が子育て年齢である 25 歳～44 歳が谷を形成する M 字型になっているのは、超少子化国である日本と韓国だけである（柴山恵美子ほか 2005）。イタリアは、全体として水準が低く、図 21 には載せていないが、他の南ヨーロッパ諸国も同様に女性の労働力率の水準が低く、M 字型ではないが、日本と同様に低い水準にある。

労働力率曲線の差は、特に 25 歳から 44 歳の間の労働力率である。この差を生みだしているのは、結婚や出産による退職である。日本は依然として働いている女性の半数以上（厚生労働省「21 世紀出生児縦断調査」では 2010 年に子どもを産んだ者のうち、初産などで子どもが一人という母親の出産前後の退職者は 54.1% であった。）が出産退職している。

不平等な役割分業システム、すなわち、「男性稼ぎ主」型の社会において、高度経済成長期においては「夫は仕事、妻は家事で豊かな生活を築く」というのが若者の目標であり、多くの人がそうした家族を実現させた社会であった（山田 2007:77）。つまり女性は、経済的に夫に扶養してもらい、家庭で家族の福祉役割を果たせば良く、社会保障を含む全ての社会制度は、女性が家族の福祉役割を果たすことを前提としており、女性の役割はそのように制度化され安定しており、パーソンズの述べたような核家族における女性の役割が維持されていた。しかし、低経済成長期に入り、経済状況が悪化すると、男性が一人で稼いで妻子を養うことが困難な状況になって、制度化された役割に揺らぎが生じた。ギデンスが指摘するように、今日、パーソンズの家族観は、不適切で、時代遅れになっている（Giddens 2006:238=2010:260）。そのため、南欧と日本を除く他の先進諸国においては、経済状況の変化に応じて、社会制度を柔軟に対応させることで、女性の役割の位置づけを現実に合わせて変えることに成功した。このことを福祉レジームに対比させて指摘したのが、エスピン - アンデルセンなのであると言えよう。

大沢は、エスピン - アンデルセンが「脱家族主義化」を導入したものの、三つの類型における日本の位置づけについて「すわりが悪い」と指摘している（大沢 2007）。大沢は日本の生活保障システムにおいては、国家福祉の役割が小さく、家族福祉と企業福祉が強固に相互補強しており、サードセクター（社会的経済）の規模が小さく性別分業を特徴としていると主張した。大沢はこれらを「男性稼ぎ主」型を中心とするものの表れであるとした。大沢は、日本と同じ保守主義レジームに含まれていた大陸西欧諸国では、キリスト教会系や赤十字系、政党系などの非営利組織が福祉サービスの提供者として位置付けられてきたのに対し、サードセクターないし社会的経済が果たす役割が大きくない日本と南欧諸国を明確に分けた。これにより大沢は、エスピン - アンデルセンの 3 類型と重なり合うものの、エスピン - アンデルセンが労働

市場規制を独立的に論じており、福祉レジームとの関連が必ずしも明確でないと指摘したうえで、新たに「両立支援」型、「市場志向」型、「男性稼ぎ主」型の三つの類型を提示している。岩間がこれをひとつの表にまとめたものが次の表である⁷⁾。

日本において、「男性稼ぎ主型」は二重の意味で、女性のライフコースの障害となっている。結婚して出産した者の6割が退職しているという現状は、出産したら退職できる状況にある者、すなわち「男性稼ぎ主型」が可能な男性と結果的に女性が結婚したことを意味している。「専

表12 大沢による社会保障システムの3類型（岩間 2008:86 表2-4）

		男性稼ぎ主型		両立支援型	市場志向型
役割	家族	中心的		周辺の	中心的
	企業	中心的		周辺の	周辺の
	国家	補完的		中心的	補完的
労働市場の規制		男性稼ぎ主を保護		平等主義	最小限
サードセクター（社会的経済）		中心的	周辺の	政府との分業（市民の自己啓発や権利擁護に限定）	中位
典型例		大陸西ヨーロッパ	日本、南ヨーロッパ	北欧諸国	アングロサクソン諸国

業主婦コース」を志向する女性にとっては、自分を養ってくれる男性と結婚するチャンスが減少しており、「男性稼ぎ主型」が可能な男性が現れるのを待つことで、晩婚化は進む。一方、「両立コース」を志向する女性は、「男性稼ぎ主型」を望んでいないが、社会環境が「男性稼ぎ主型」に有利にできており、「両立」志向は非常に厳しい状況におかれる。「脱家族主義化」が進んでいないので、「仕事と家事の二重負担」が課せられる。また、仕事を続けたいのに、夫の転勤などで辞めざるをえないような場合もある。「両立コース」を諦めるケースも少なくない。この点については次章で詳しく述べる。

第3節 「家族主義」とジェンダー平等

図19・図21に見られるように、ドイツはフランスと並んで女性の労働力率の高い水準を保っている。しかし、にもかかわらずドイツは超少子化国である。この事実は、エスピン-アンデルセンが「家族主義と低出生率均衡」仮説において重要視していた、女性の雇

用レベルと出生率のポジティブな関係とは異なる事実である。何故ドイツは高い労働力率を保ちながら少子化しているのだろうか。

三成によれば、ドイツの少子化はドイツ社会全体の構造変化と結びついたものである(三成 2009:41-59)。三成は、ドイツの統一前から現在に至るまで、少子化の過程をジェンダー秩序の変化に対応させた分析を行っている。三成によれば、ナチスという「暗澹たる過去」をもつドイツは、戦後国家が東西に分断され、旧西ドイツでは人口政策が忌避され、家族政策では「助成原則」(Subsidiaritätsprinzip: 国家は婚姻と家族に対して助成的機能を果たすにすぎない)という抑制的な方向がとられた。ドイツ統一後、「ジェンダー平等化」の波がヨーロッパ全体に共有され「旧西ドイツの家族政策が旧東ドイツにも適用される」ようになり、1994年の基本法改正によるポジティブ・アクションの導入(第3条第2項)や第2次男女同権法の制定など、ドイツでもジェンダー主流化が進められた。しかし、出生率は低下傾向をたどり、とりわけ旧東ドイツの出生率は、ドイツ統一後に急激に下がった。これは、家族「助成」策が「両立支援」を伴わなかったためであり、このことが21世紀における政策転換を促した。「21世紀の政策は①明確に両性に向けられている点、②ジェンダー平等をふまえた積極的な両立支援がはかられている点」が特徴である。(三成 2009:56)。2007年には、連邦両親手当・両親休暇法と、保育所3倍増計画が定められた。連邦両親手当・両親休暇法の主な目的は、休暇よりも仕事を選びがちな男性の休暇取得を促進すること、仕事の中断を恐れて出産を控える傾向が強い高学歴女性の出産支援であり、保育所3倍増計画は、現25万箇所の保育所を2013年までに75万箇所に増やすという計画(三成 2009:56-57)である。

ジェンダー主流化を進めても、「両立支援」を伴わない政策であればかえって少子化を招いたという事実は、少子化是正のためには「ジェンダー平等をふまえた積極的な両立支援」すなわち、女性の福祉負担の軽減が不可欠であり、「家族主義」を乗り越える必要があることを示唆している。このドイツの貴重な経験を真摯に受け止めるべきであろう。ドイツにおける21世紀の改革が、出生率にどのような変化をもたらすのか目が離せないところである⁸⁾。

女性の就業と出生率の関係については、山口一男がOECD諸国について、2001年のOECD Employment Outlook の「仕事と家庭の両立度(work-family friendliness)」の指標を用いて考察を深めている(山口一男 2005)⁹⁾。山口一男は、Kogel(2004)によると、OECD諸国のそれぞれの国で出生率に影響を与える観察されない固定要因があるという仮定のもとに、

国別固定効果を考えたモデルを用いて分析すると、女性の労働力参加率の出生率に与える影響は現在に至るまで常に負となる。しかし、その負の影響は、以前は強かったが1985年以降ではそれ以前より弱まったという報告をしている。山口は、このKogelらの結論が暫定的に正しいと仮定して、「1980年以前は女性の労働力参加の増大は出生率減少を生み出す強い傾向があったのが、その影響の大きさがOECD諸国の平均で現在弱まったのは何故か」という問いを立てた。「各国固有の観察されない出生率の決定要因を考慮・制御するとOECD諸国で女性の労働力参加率と出生率の因果的關係は平均的に見て依然として負の關係であるが、1980年代以降有業有配偶女性にとって仕事と家庭の役割の両立しやすい社会環境（これを山口は「仕事と家庭の両立度」としている）が整ってきたことがこの負の關係を、弱めてきたこと」を指摘した¹⁰⁾。

「仕事と家庭の両立度」は、(a)育児休業制度の期間の長さや所得保障の程度、(b)託児所施設の充実など、コミュニティが幼い子どもを抱える共働きの家族に暮らしやすい度合い、(c)フレックスタイム、在宅勤務、育児による離職後の労働力再参入の容易さなど職場や労働市場の柔軟性の程度、(d)妻の就業に対する夫の理解と協力など家族の環境が女性の「仕事に優しい」度合い（若い夫婦の一方の親との同居を含む）の4要素を含んでいる。(a)と(b)を「育児と仕事の両立度」、(c)と(d)を「職場や労働市場の柔軟性による仕事と家庭の両立度」として区別している。

「育児と仕事の両立度」については、1980年以前に女性の労働力参加率の進んだ国により主として推し進められ結果として、それらの国々での少子化が更に進む歯止めとなったが、この20年間で後発的に女性の労働力参加率の進んだ国々で、育児と仕事の両立度を高める社会環境が比較的伴わず、そのことはこれらの国々での少子化傾向に拍車をかけることになったと結論づけている。

また、今回の分析で重要性をより示したのは「職場や労働市場の柔軟性による仕事と家庭の両立度」であると山口は指摘している（山口 2005:24）。特に重要であるとしているのは（今回のOCEDの指数には入っていないが）、育児などで離職した後の労働力再参入（特に同類の職に就くこと）の容易さである¹¹⁾。「育児による離職の機会コストの高さが少子化を促進させている以上、今後わが国で労働市場での再参入の道を開くことは、育児期の男女にフレックスタイム勤務を認めることを推進していくことなどの他の柔軟性の促進とともに重要であろう。（山口 2005:24）」

「育児と仕事の両立度」と、「職場や労働市場の柔軟性による仕事と家庭の両立度」はい

ずれも、第1節で指摘した女性の福祉負担の軽減につながっている。すなわち、育児と仕事をトレードオフにしなくても済む状態を指している。

そのために最も重要な鍵となっているのは「ジェンダー平等」であろう。エスピン-アンデルセンは、「根強いジェンダー不平等こそが、単一の要因としては最もよく低出生率を説明する、というマクドナルド (McDonald 2002b) の議論が支持されるだろう。もしそうならば出生率は、社会におけるジェンダー平等とのあいだに、ジェンダー平等度が高いと出生率も高いというというプラスの相関をもつだろう。実際、あらゆる実証結果はそのような解釈を支持する。(Esping-Andersen 2009:29, 2011:31)」と主張している。

家族主義的福祉レジームにおいてはジェンダー不平等が根強い。したがって、女性の就業を促進するだけでは、少子化に歯止めをかけることはできないのである。女性の就業を高めると同時に、「育児と仕事の両立度」や「職場や労働市場の柔軟性による仕事と家庭の両立度」を高めなければ、育児と仕事のトレードオフが起こる。

本章を要約しよう。少子化の分析にとって重要な指標は、「脱家族主義」志向の家族政策と、「女性の就業とそのための女性の福祉負担の軽減」である。家族主義的福祉レジームであるが故の根強いジェンダー不平等が、育児と仕事のトレードオフを余儀なくしている。「男性稼ぎ主型」からの脱却、すなわち、子育て世代の25歳～44歳の女性の就業の重要性が明らかとなった。また、そのためにはジェンダー不平等を是正し、「育児と仕事の両立度」や「職場や労働市場の柔軟性による仕事と家庭の両立度」を高め、女性の福祉負担の軽減が必要であることも明らかとなった。

以上のことから、本稿では、日本の少子化について次の仮説を設ける。家族主義的福祉レジームにおける「家族主義」という体制が「脱家族主義化」の政策を抑制することで、女性が家族か仕事かの二者択一を迫られるために未婚化・晩婚化を促し、少子化が進んでいる。そしてこのことは、「女性の就業だけを進めても少子化は止まらないこと、すなわち、「脱家族主義化」がなければ少子化は止まらない」ことを意味している。次章では、家族主義的福祉レジームにおける未婚化・晩婚化の様相について、更に検証を加える。

第3章 家族主義的福祉レジームにおける未婚化・晩婚化

第1章、第2章において、1. 日本における少子化は未婚化・晩婚化を主要な原因にしていること、2. 家族主義的福祉レジームにおける「家族主義」という体制が「脱家族主義化」の政策を抑制することで、女性が家族か仕事かの二者択一を迫られるために未婚化・晩婚化を促し、少子化が進んでいる可能性があること、3. 国内の少子化の分析にとって重要な指標は、「脱家族主義化」志向の家族政策と女性の福祉負担の軽減、すなわち「男性稼ぎ主型」からの脱却、すなわち子育て世代の25歳～44歳の女性の就業であることが確認された。

本章においては、日本の家族主義的福祉レジームと、未婚化・晩婚化とがどのように結びついているのかを具体的な事例に基づいて検証する。第1節では、まず日本における法的結婚の選好が変わっていないことを論ずる。この選好が、状況を判断して結婚選択をする際の前提となるからである。第2節では、先行する議論を検証し、女性が家庭よりも仕事を選択していることが未婚化・晩婚化の理由であるとする議論を検討する。経済的環境変化という媒介変数を考慮しなければ、結婚回避の行動が説明できない。第3節では、女性が就労しにくい社会状況のなかで男性の経済力が専業主婦や子どもを扶養できないほどに低下したことを示す。多数の若者にとって、もし結婚を選択するなら、女性の就労を前提にしなければならない。ところが、第4節で示すように、「家族主義」に基づく男性稼ぎ主型社会が女性に過重な負担を負わせている。保育園などの社会的支援が欠如しているため、女性の就労は困難である。第5節は、この結果、自らや家族の生活を支える収入を十分に確保できる展望が無く、若い世代が家族形成をためらって、社会全体の未婚化・晩婚化が進んだことを主張する。第6節は、日本において女性が結婚を選択できない理由に「家族主義」がもたらす社会的サポートの欠如があることを指摘する。第7節では、「家族主義」が結婚や家族についての価値意識に与える影響について述べる。そして第8節では、以上の議論を総括して、「家族主義」が日本の低出生率の大きな要因であることを説明したい。

第1節 日本における結婚規範の支配力

「家族主義」と未婚化・晩婚化を、女性の就労の観点から考えるという本稿の主要な議論に立ち入る前に、日本における結婚制度の強固な存続という点に触れておきたい。とい

うのは、この状況のために、若い女性が同棲や事実婚といったさまざまなタイプでのカップル形成を選択してその中で子どもを育てるという道が閉ざされているためである。本節では、戦後に結婚をめぐる意識は一定の変容を見せているが、結局は法的な結婚が出産の前提となっていることを明らかにする。その際に論点とするのは、1)婚外子出産の忌避、2)夫婦別姓への回避、3)離婚率の上昇、4)婚前の性的交渉の変化である。結論を簡単に言えば、3)と4)において若干の変化は見られるものの、1)と2)に示されるように、法的な結婚制度への恭順が揺らいでいない。

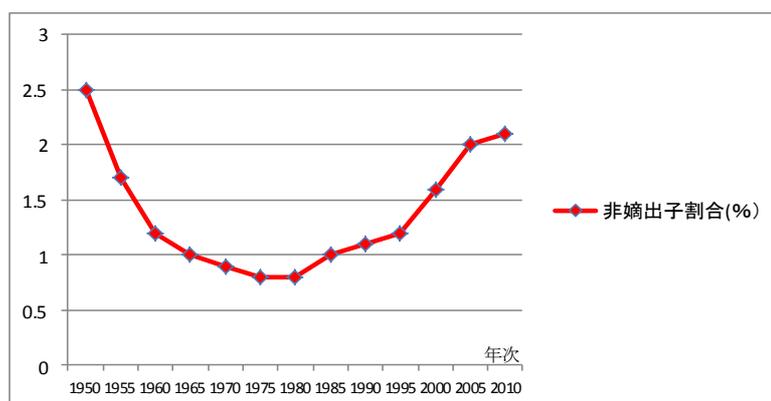


図 22 日本の婚外子の推移

(資料出典：平成 26 年人口動態調査より筆者作成)

まず第一に、日本では婚外子の割合が嫡出子に比べて少ないことを指摘したい。法的に結婚していない両親から生まれる「婚外子」の割合は、フランスでは 2008 年に 53%、2007 年の統計でスウェーデン 55%、アメリカ合衆国 40%、ドイツ 31%である。これらの国に比べ、日本は 2011 年で 2.2%と極めて少ない。日本でも、戦前では非嫡出子の割合はそれでも 7%程度あり、現在よりも多かった。1996 年に法制審議会が、非嫡出子の相続差別撤廃と選択的夫婦別姓制度の導入を答申した。非嫡出子の相続差別撤廃については、この答申の後、平成 25 年 9 月 4 日、最高裁大法廷判決を受けて、2013 年 12 月 4 日に民法が改正、12 月 11 日から施行され、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の半分とする民法 900 条 4 号ただし書きの規定は撤廃された。形式的には、相続差別撤廃が実現したわけである。

この撤廃に先立つ 1994 年に内閣府が実施した「基本的法制度に関する世論調査」では、非嫡出子の相続の現行制度について、「現在の制度を変える必要はない」が 49.4%であるのに対し、「相続できる金額を同じにすべきである」が 28.0%、「どちらともいえない」15.3%、

「わからない」7.3%であった。この意識に大きな変化がないとすれば、国民の判断よりも審議会の答申や司法の判断が先に出たかたちとなったが、人権の視点から見れば正当な判断と思われる。

次に、結婚期間が妊娠期間より短い出生、いわゆる「できちゃった結婚」について考えて見たい。この結婚形態による出産は、嫡出第1子出生に占める割合でみた場合25.3%（厚生労働省 平成22年度人口動態統計特殊統計）であり、新生児の約4分の1ができちゃった結婚によって生まれている。子どもを産むために法的結婚をするという行為は、結婚制度が人々の間で根強く支持されている現れであるともいえる。「できちゃった結婚」そのものの倫理的あるいは社会・経済的当否は、ここでは問題にしない。ただ、この結婚形態は若年層ほど多く見られ、また、若年層ほど離婚も多い。

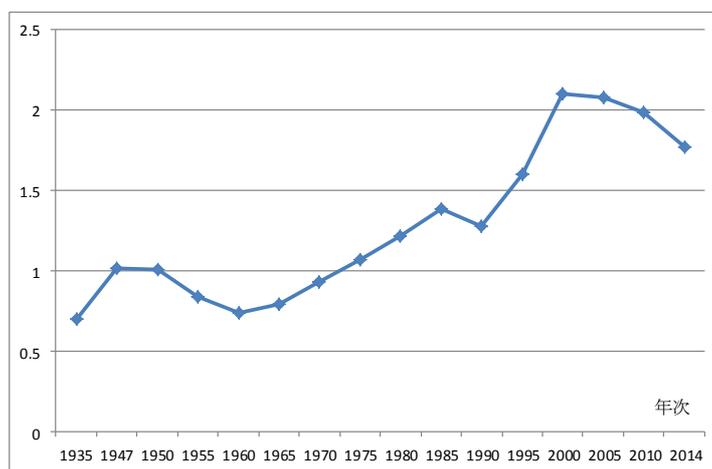


図23 日本の離婚率の推移(人口千対)
(資料出典：平成26年人口動態調査より筆者作成)

長年交際しており、結婚のきっかけとなった出産とは異なり、何の準備もなく、将来的な見通しや計画もない状態で、妊娠したから結婚したという場合には、残念な結果に終わってしまう事例も多いことは認識しておきたい。とりわけ、母子家庭になってしまった場合、女性が子育てしながら就労しにくい日本の現状にあっては、経済的に非常に苦しい状態に置かれることが多い¹²⁾。

法的結婚制度を支持する国民の意識に大きな変化がないことは、夫婦別姓に関する世論調査からもうかがえる。2001年に内閣府が実施した「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」の結果では、とくに子どもへの影響をめぐって慎重な態度が示されているのである。

すなわち、夫婦・親子の名字（姓）が違ふと、夫婦を中心とする家族の一体感（きずな）に何か影響が出てくると思うかという問いの結果は、前回の調査結果と比較して、「家族の名字（姓）が違ふと、家族の一体感（きずな）が弱まると思う」（46.5%→41.6%）と答えた者の割合が低下した。「家族の名字（姓）が違っても、家族の一体感（きずな）には影響がないと思う」（48.7%→52.0%）と答えた者の割合が上昇して、過半数を超えている。しかし、夫婦の名字（姓）が違ふと、夫婦の間の子どもに何か影響が出てくると思うかという問いには、「子どもにとって好ましくない影響があると思う」と答えた者の割合が 66.0%、「子どもに影響はないと思う」と答えた者の割合が 26.8%となっており、子どもに対しては未だ保守的な側面もうかがえる。2013 年の民法改正では、選択的夫婦別姓の採用については見送られ、未だ実現されていない。日本では、家族の絆として夫婦のそれよりも親子、とくに母子のそれを重視していると言えるかもしれない。

以上のように、法的結婚を支持する国民の意識は揺るぎないかに見える。しかし、他方で、離婚は、戦後からずっと増加傾向にあり、2002 年にピーク（2.30）となった。その後やや減少し、横ばい状態にあり、2010 年は 1.99 となっている。他の先進国では、たとえばドイツは 2.27、デンマークが 2.61、2008 年のフランスが 2.08 である。0.90(2008 年)と低いイタリアとは大きな差があるが、ほかの先進国とはあまり変わらないといえる。マスコミなどでは、「3 組に 1 組が離婚」と、離婚の増加が問題視されている。この表現は、全国の「その年の離婚件数」を全国の「その年の新規婚姻件数」で割った数字であり、単年度の計算ではないが、生涯においてどれぐらい離婚するかという目安として用いられている。3 組に 1 組という数字は、結婚を選択する際にその継続性について考慮しなければならないものと感じられるだろう。

とはいえ、若者の結婚に対する希望は損なわれていないように見える。結婚への意思は、社会保障・人口問題研究所の第 14 回出生動向基本調査（以下「社人研調査」というで、「いずれ結婚するつもり」と答えた男性は 86.3%、女性は 89.4%で、結婚する意志をもつ未婚者は 9 割弱で推移しており、依然として高い水準にある。「ある程度の年齢までには結婚するつもり」か「理想の結婚相手がみつかるまで結婚しなくてもかまわない」のは男女とも上下しているものの、約半数ずつ程度となっている。2010 年は「ある程度の年齢までには結婚するつもり」がやや上回り、男性 56.9%、女性が 58.4%となっている。かつては女性の「結婚適齢期」として 25 歳を過ぎないうちにとという意味で「クリスマスケーキ」などと言われていたが、初婚年齢は年々上がっており、2010 年の平均初婚年齢は男性が 30.5 歳、

女性が 28.8 歳である。一方で、「一生結婚するつもりはない」とする未婚者が増えており、特に男性は、1987 年が 4.5%であったのに対し 9.4%と 2 倍以上に、女性も 4.6%から 6.8%へと増加している状況も見逃せない傾向である。

結婚の意欲の中身をさらに検討してみよう。男女の交際の状況は、上記同調査では、「交際している異性はいない」と回答した未婚者は男性が 27.6%、女性が 22.6%である。一方、「性経験がない」と回答した未婚者は、男性は 20～24 歳が 40.5%、25～29 歳が 25.1%、30～34 歳が 26.1%で、女性は 20～24 歳が 36.3%、25～29 歳が 25.1%、30～34 歳が 26.7%であり、性経験がない者は減っている。今交際している相手はいないが、かといって性交渉の経験がないわけではないというわけである。

これまでのことから、デート、性交渉、結婚、出産、離婚というフェーズに分けて考えてみるならば、他の先進国と比べて、日本人独特の結婚観の特徴としてあげられるのは、結婚と出産が分ち難く結びついていることだということがわかる。デートや性交渉の状況、結婚の時期、離婚などの家族制度に関わる事柄について、人々の意識や行動は、結婚制度や規範にこだわらずある程度自由に変化しているように見える。ところが、結婚と出産については、法的結婚を強く支持する規範意識がまだ色濃く人々の間に共有されており、それが非嫡出子の数や「できちゃった婚」の増加に顕著に表れているように見える。このような結婚と出産が分ち難い結びつきが、日本に特徴的な状況であり、未婚化・晩婚化の制度的な条件の一つとなっていると考えられる。

第 2 節 合理的選択仮説とジェンダー仮説

さて、女性が結婚というライフコースの選択を回避する社会・経済的な状況を考察する前に、未婚化・晩婚化の進行の理由を女性の意識の変化に求める 2 つの議論を検討しておきたい。それは、合理的選択理論とジェンダー仮説である。

この二つは、一方が女性の生きがいの調達を、他方が家事・育児労働に対する価値評価を問題にするという違いがあるが、社会的・経済的状況を相対的に切り離して女性の価値意識を問題にするという点で共通し、よく似た論理構成をもっている。すなわち、「家族主義」は、最大の福祉義務を家族に割り当てる体制であり、日本の場合、そのために女性を主婦化し、それを強化してきた。そうした文脈のなかでは、少子化の要因論のごく一般的な理解は「女性が社会進出したから少子化が進んだ」というものであろう。そしてその主

旨は、女性の高学歴化や就職に伴い、女性が生きがい求めて家庭よりも仕事を選択するようになったことだとされる。本稿の主要な議論は、女性の就労を容易にすることが少子化対策の基本となるべきだ、ということだが、その前段階として女性が家族形成を忌避しているという誤解を解いておく必要がある。

この議論の代表的なものが「合理的選択論」である。大橋（1993）は、ベッカーの結婚理論などを引用し、結婚によって生じる機会費用や経済効率、子どもの質への期待などから、より慎重な伴侶探しが晩婚化をもたらしているとし、今やかつてほど結婚が女性にとって経済的メリットがなく、むしろ女性が経済的に自立できるならば、結婚というシステムはデメリットの多いシステムであり、それを忌避する、つまり、合理的選択として未婚を選択していると主張した。大橋は、結婚システムは、本来、国家の維持存続と発展をはかる目的で、家庭という管理しやすい単位をつくらせ、女性に生命と労働力の再生産のための、無償の家事・出産・育児・介護のシャドーワークを担わせる合法的制度として機能しているとみている。女性の経済行動としての女性の進学率の上昇、就業率の上昇、男女の初任給の格差の縮小がモラトリアムに拍車をかけている「女性の積極的結婚モラトリアム」であり、こうした女性の行動を理解しない男性が多いと主張している。したがって、未婚化現象は、女性の「積極的結婚モラトリアム化」と、結婚したくてもできなくなっている男性の「消極的結婚モラトリアム化」によって生じたと指摘し、いわゆる「合理的選択の理論」を論じている。

しかし、これに対し山田（1996）は、統計データによる検証を試み、1970年以降の女性の職業への進出は主に子育て後の既婚女性の再就職によってもたらされていること、「夫は仕事、女は家事」という役割分担意識も既婚者層で弱まっていることから、女性のライフ・スタイルへの期待が、男女で大きく異なっているわけではないことを指摘し、男性と女性のライフ・コース志向のギャップが結婚難を作り出しているとは言えないと反論している。

確かに女性の高学歴化が進み、大学進学率が2004年では男子51.1%、女子48.7%となっており、98年ごろから格差は縮小傾向にある。しかし、男女の賃金格差は縮まったとはいえ、まだまだ大きい。一般労働者の平均所定内給与格差（厚生労働省賃金構造基本統計調査2004）は男子を100とした場合、女性67.6(2000年)である。毎日新聞社人口問題調査会の全国規模の女性調査（以下、「毎日新聞社調査」と言う）によれば、「結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方をある程度犠牲にするのは当然だ」という質問に、継続就業者52%、専業主婦51.9%、再就職者53.1%と、ライフコースの違いにも関わらず、約半

数の女性が家庭のために自分のやりたいことをある程度犠牲にするのはやむを得ないと考えている。また、「子どもを産み育てることは楽しいことだと思いますか」という質問には、継続就業者 89.37%、専業主婦 92.7%、再就職者 92.48%と答えている（大沢 2004）。また、「結婚後の生活水準」については、変わらないと思う 34.7%、やや下がる 21.4%、やや上がる 17.1%、「仕事に対する見通し」は、よくなるとやや良くなるが 8.8%、分からない 29.2%、悪くなるが 56.0%、「性生活の見通し」は、変わらないと思う 52.9%である。結婚に関しては、未婚女性の結婚の意欲は高く、人々は結婚を望んでおり、家族形成への強い思いを持っている（高橋 2004）。

大橋の仮説は、「女性の労働市場での力を増すことが、多くの女性に結婚以外の選択をさせる方向へ導く決定要因となってきた」とするものである。しかし、仕事の領域が拡大したとはいえ、むしろ「家族主義」によって、大橋が思ったほどには女性の経済的自立が進まなかったと見るべきだろう。一部の高学歴、高収入の女性には合理的選択論があてはまるかもしれないが、女性全体の潮流とは言い難い。多くの女性が家庭か仕事かの排他的選択をしているわけではない。

未婚化・晩婚化を女性の結婚回避から説明しようとするもう一つの議論がある。近代家族においては不平等なジェンダー役割分業システムが成立しており、それがもたらす強制的なジェンダー役割を回避しようとする女性の意識が晩婚化を促したとするものである。

目黒（2004）は、女性たちが自らの置かれた状況の中で「より良い」状況につながることを想定しながら選んだ、自己防衛的な行為の結果が「少子化」であるとしている。自らの置かれた状況とは、学校期間の長期化、寿命の延長、結婚や出産などのタイミングの遅れ、出生児数の減少による育児期間の短縮（「脱母親期」の長期化）などにより、主婦・妻・母としての女の一生を生きるというそれまでのライフコースを問いなおす必要に迫られたことを指している。実際、1980年以降の女性の自立や男女の平等という理念を基礎とする女性のエンパワーメントを促進するための国連を中心とする取組や、これに対応する日本政府のコミットメントに応じた国内政策の展開、及び新しいフェミニズム運動などによる性別役割分業システムを問い直す流れによって、女性の結婚観や家族観は変化した。ところが、性役割を固定的に所与条件とする諸制度やそれを受け入れる男性側の意識は、基本的に変わらない。このため、女性は自己のより良い状況として未婚の状態を継続しようとする。すなわち、晩婚化は、積極的キャリア志向の結果というよりは、「不平等なジェンダー役割分業システム」の下での独身状態の「成り行き」の延長であったとみているのであ

る。

このように目黒は、ジェンダー役割の男女差が女性の結婚回避傾向につながる要因となっており、配偶者選択におけるジェンダー観のミスマッチが晩婚化の原因であると主張する。同様に釜野もグループインタビュー調査の結果から、女性は「結婚したいという意欲」をもっており、結婚制度を拒否して積極的に独身を選択しているのではない。むしろそれは消極的な非婚なのであり、性別分業役割を押しつける現行の結婚制度のありかたと、それを取り巻く社会制度によって生じていると指摘している（釜野 2004）。

しかし、家庭内の性別役割分業と少子化との相関関係については反証も多い。赤川(2004)は、「男性の家事分担が増えれば、子どもの数が増える」という仮説に対し、1995年のSSM調査と2000年に岡山市で実施されたデータを用いて分析を行い、夫の家事分担と子どもの数の間にはほとんど関係がないことを指摘している。稲葉昭英(2005)も同様に、夫の家事育児参加が妻に及ぼす効果について、NFRJ98（第1回全国家庭調査）のデータを用いて分析しているが、夫の家事・育児参加はいずれの分析においても有意な効果を示さず、強力な効果が示されたのは夫からの情緒的サポートのみであったことを示しており、山口(2006)も、これを実証している。

ジェンダー観について、江原（2004）は、規範のアノミー状態があると指摘する。ジェンダー意識の変容は世代間や男女間で均一ではなく、変化の程度に大きな差がある。「性別分業」という社会規範が崩壊・動揺しつつも、新たな規範がまだ確立していない状態は、アノミー状態であるという。そのうえで、女性が、仕事や家庭責任に関して、自らの欲求そのものが規制されなくても、状況的要因によって行為が制限されており、そのことで周囲の人々や社会などに対して不満を感じ、強い焦燥感を抱くようになったことを指摘している。江原はこれを「脱規範化」と呼んでいる。そして、この「脱規範化」によって、役割意識が個人化し、既存の社会制度と個人の役割意識のあいだに不整合が生じ、個人の人生設計を見通し困難にする「状況の不透明化」が生じていると述べる。江原は、若者へのグループ・インタビューの結果から、結婚回避の選択が生じがちな理由を明らかにした。すなわち、不透明な状況のなかで、男女は、相手のもつジェンダー意識についての情報収集が困難であり、そうした相手との結婚という選択が自分の望む生き方に一致するかどうかの確証が得られないことから、結婚回避という選択に結びつきがちになるとしている。

結局、ジェンダー役割論は、不平等なジェンダー役割分業システムという大きな社会制度的な問題を、家庭内の性別役割分業問題に矮小化する傾向があり、それについての反証

を受けている。強制的なジェンダー役割を回避しようとする女性の意識が晩婚化を促すという説明では、ただ女性が、家庭内の性別役割分業を嫌っているからと受け取られかねない。また、男女のジェンダー意識の違いが晩婚化を促しているという説明が多いが、実際には、男性側のジェンダー観にも大きな変化が見られるようになっている。この主張には、家事や育児への参加について実態が伴っていないではないかという反論があるだろう。その理由は、主に男性の長時間労働や転勤異動などの社会環境が変わっていないことにある。男性が家族の稼ぎ手となって片働きをする雇用慣行が解消されず、それが男女双方に強制する就労環境は変わっていない。こうした環境のなかで、人々のジェンダー観がたとえ変わったとしても、物理的に男性が家庭内の役割を引き受けるのは困難であるため、家庭内における男性の家事・育児負担が改善されないのである。さらに、そうした雇用慣行に併せてつくられた社会保障制度は、世帯主として家計を支える男性を守るよう設計されているために、制度におけるジェンダー役割分業システムはますます強化されている。それにもかかわらず、このシステムを回避したいとの意思が、女性が結婚を選ばない理由ではない。

性別役割分業要因論において重要な論点は、家庭内の性別役割分業だけでなく、社会における不平等なジェンダー役割分業システムによって生じる男女の賃金格差や、男性片働き型の雇用環境などのために、結婚願望が叶わず、結婚難民に追いやられているということである。ジェンダー役割分業要因論を批判する立場の議論には、こうした社会レベルの視点が足りないように思う。

以上、本節における議論を要約しよう。未婚化・晩婚化を論ずるにあたって、結婚を取り巻く社会・経済的状況、とりわけ労働環境とそれを支える家族制度の問題を捨象することはできない。女性や男性の結婚選択は、こうした環境の中でその変化を受けて行われている行動であることを深く認識すべきである。

第3節 男性稼ぎ主型社会と経済状況の変化

次に、「家族主義」の影響による「男性稼ぎ主」型社会において、経済状況の変化が結婚選択行動にどのような影響を与えたか見ていこう。

オイルショックをきっかけに、戦後の高度経済成長から低経済成長への転換期から少子化が始まっている。この状況は、長引く不況の中でさらに厳しさを増していると言える。

経済のグローバル化などにより雇用状況が厳しさを増すことで、近年では特に若年層に就労環境の悪化が著しく、学校を新卒後正規職員になれない若者が急増している(玄田 2005)。

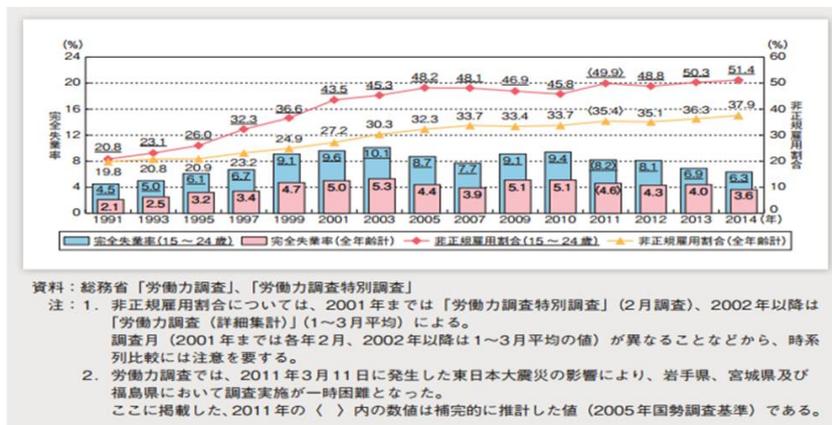
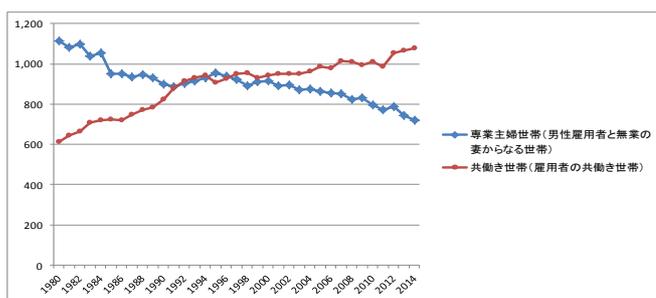


図 24 若年者の完全失業率と非正規雇用割合
(資料出典：平成 27 年版少子化社会対策白書)

そのため、非正規雇用の男性若年層の経済状況は厳しく、妻子を養うゆとりのない男性が増加している。実際、正規雇用者と非正規雇用者では、配偶者の持つ割合に大きな差が見られる。

こうしたなかで共働き家庭が増えている。1997年以降、雇用者の共働き世帯は、男性雇用者と無業の妻からなる世帯を上回り、その後も増え続けて、2010年では男性雇用者と無業の妻からなる世帯数797万世帯数に対し、共働き世帯数は1012万世帯数となっている(内閣府 2012)。



資料：厚生労働省「厚生労働白書」、内閣府「男女共同参画白書」(いずれも平成 26 年版)及び総務省「労働力調査」(詳細集計)(夫婦とも短時間労働者の共働き世帯数は J I L P T で統計を転記)

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
- 2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
- 3. 「雇用者の共働き世帯(夫婦とも短時間労働者)」とは、夫婦ともに非農林業雇用者で月末1週間の就業時間が1~34時間の世帯(2012年以前は0~34時間の世帯。2013年に夫婦ともに休業者の世帯も加えると100万世帯)。
- 4. 2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

図 25 専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移
(資料出典：労働政策研究・研修機構の HP)

<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/qa/a07-1.html> から筆者作成)

ところが日本の場合、共働き世帯が増えたからといって、経済的にゆとりが生まれているわけではない。OECD の調査によれば、子どもの貧困率を国際的に比較した場合、就業者が一人の場合の貧困率は、国によって大きな差があるが、共働き世帯の場合は、就業者が一人の世帯に比べて貧困率が減少するのがふつうである。ところが、日本の場合は、貧困率は一人世帯の場合と比べて、わずかに 1.7%しか減少しない。日本では妻の収入が貧困率の削減にほとんど役に立っていない（阿部 2008: 68-70）からである。

このことは、女性の非正規雇用者が多いことと、男女間の賃金格差が大きいことによる。2015 年の労働力調査では、女性の正規雇用者 1,033 万人に対し、非正規雇用者は 1,370 万人であり、構成比は正規雇用者 43%に対し、57%である。非正規雇用者は年々増加してい

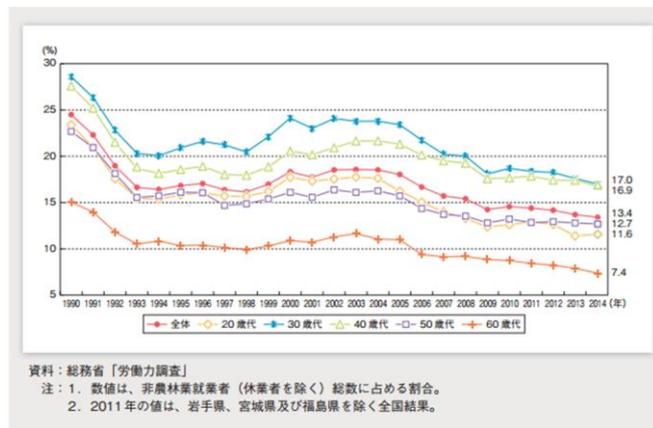


図 26 年齢別就業時間が週 60 時間以上の男性就業者の割合
 (資料出典：平成 27 年版少子化社会対策白書)

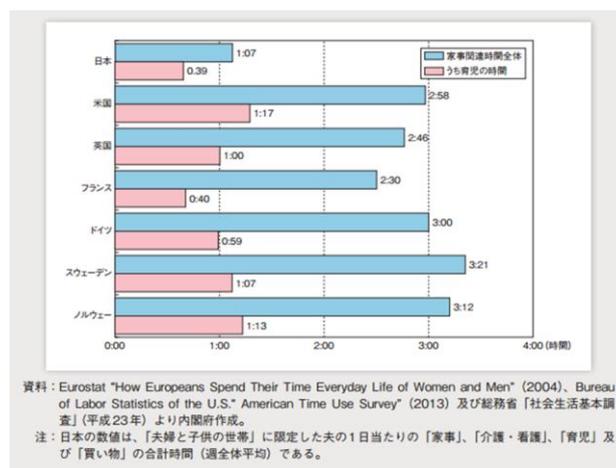


図 27 6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間 (1 日あたり・国際比較)
 (資料出典：平成 27 年版少子化社会対策白書)

る。男女間の賃金格差は、依然として大きく、一般労働者の男性の平均賃金水準を 100.0 としたときに、一般労働者の女性の平均賃金水準は、平成 25 年で 71.3 と約 7 割である（厚生労働省「男女間の賃金格差解消のためのガイドライン 2010」）。『変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告書（2010 年）』によれば、この賃金格差の要因は、職階の違いによる影響が最も大きく、職階の違いを調整すると男女間の賃金格差は 81.6 となり、勤続年数の違いによる影響も大きく、勤続年数の違いを調整すると賃金格差は 75.0 となる。

女性が非正規雇用である場合、収入格差は正規雇用者の賃金格差とは比較にならないくらい大きくなる。すなわち、女性が非正規雇用で就労しても、世帯年収はわずかしこ増加しないのである。

このように、女性の稼ぎが家計の足しにならないのであれば、やはり妻子を養えるだけの男性とでなければ、結婚して家庭を持つことは難しい。それだけではない。男性正規雇用者は、一人で家計を維持するだけの収入を得るために残業など労働の負担が重くなっている。このことは、家事・育児がもっぱら女性の負担になることを意味しており、当然短時間のパートタイム労働以外に従事することが困難になる。家庭のワーク・ライフ・バランスが全体として失われるだけでなく、男性の長時間労働が原因で、夫婦の深刻なセックスストレスが増加していると言われている（玄田他 2007）。

家計が苦しくなれば、子育てに係る経済的負担も重くなる。しかし、日本は他の先進諸国と比べて、子育てをしている家庭への現金給付や現物給付などの財政的な支援の規模が小さい。民主党政権時代の 2010 年に子ども手当が導入され、高校の無償化が行われたものの、家族関係社会支出の対 GDP 比は 1.04%と、フランスやスウェーデンなどの 4 分の 1 でしかなかった（内閣府 2012：70）。内閣府の「結婚・家族形成に関する調査(2011 年)」では、子育てで不安に思っていることとして、「経済的にやっていけるか」が、男性既婚者（20～30 代）の 68.6%、女性既婚者（20～30 代）の 71.1%と最も高くなっている。同様に未婚者についても、同世代の男性 65.4%、女性の 66.7%と、不安なことのうちで最も高くなっている。また、都市と地方を比較した場合は、地方の方が高くなっており、子育てにおいて経済的負担の占める割合は大きいと言える。

こうしたなかで、女性の結婚相手に対する期待値は下がっていない。2011 年に内閣府が行った「結婚・家族形成に関する調査」において、結婚相手に求める条件について、女性の 20 代、30 代の未婚者は「性格(96.7%)」の次に「経済力(75.1%)」を挙げる割合が多い。

「性格」についてはかなりの許容性の幅があると考えられ、女性は結婚にあたって男性に経済力を求めていると言えよう。また、「第14回社人研調査」では、「結婚に障害となるもの」に男性、女性共に「結婚資金」を挙げた者が最も多く、男性43.5%、女性41.5%となっている。経済要因が結婚の意思決定に与えている影響は大きいと言えそうである。

以上に見たように、日本では男女間の賃金格差が大きく、女性には非正規雇用の場合が多いため、結婚する際には男性の経済力を頼みにするしかない。ところが、長期にわたる経済状況の悪化に伴って男性雇用の不安定化・低賃金化が進行したことで、妻子を養えるだけの男性が減少している。このため、女性の就労による家計の収入の増加がなければ、未婚化・晩婚化が進むことが推察される。

第4節 「家族主義」による女性の就労の制限

では、女性がフルタイムで就労して家計を支える両輪の一つとなるという可能性はあるのだろうか。

日本では、戦後の高度経済成長期に女性が「主婦化」した（落合 1994）。それは、近代化の過程のなかで、農業や工業で働いていた女性が、主婦として家庭に入ったことを意味する。その後、一部の女性が被雇用者として家庭の外で働くようになり、共働き世帯が増加した。ところが、「主婦化」した時代のままの「男性稼ぎ主」型社会が、雇用環境や社会保障制度などあらゆる側面において支えられ維持されてきた。女性の年齢階級別の労働曲線をみると、女性の20代、30代を底にしたM字型曲線になっている。1968年以前のデータがないが、1975年を底にしてM字の底は上がっているものの、主には未婚者による増加である。2012年は有配偶者の変化効果も大きかった。

この理由は、もちろん、出産によって就労継続を断念する女性が多いことによる。

「第14回社人研調査」によれば、出産を機に退職する女性は未だ6割おり、1985年以降のデータの推移をみても殆ど変化がない。また、育児休業を利用する女性は増加しているが、それでも就労女性の17.1%にすぎない。厚生労働省の「平成23年版雇用均等基本調査」によれば、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの1年間の在職中に出産した女性のうち、平成23年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合は87.8%であった。平成17年度から育児・介護休業法が改正され、一定の範囲の期間雇用者についても育児休業がとれるようになり、平成17年度当時の取得

率は 51.5%であったが、平成 23 年度には 80.7%となっている。しかし、それほど出産退職

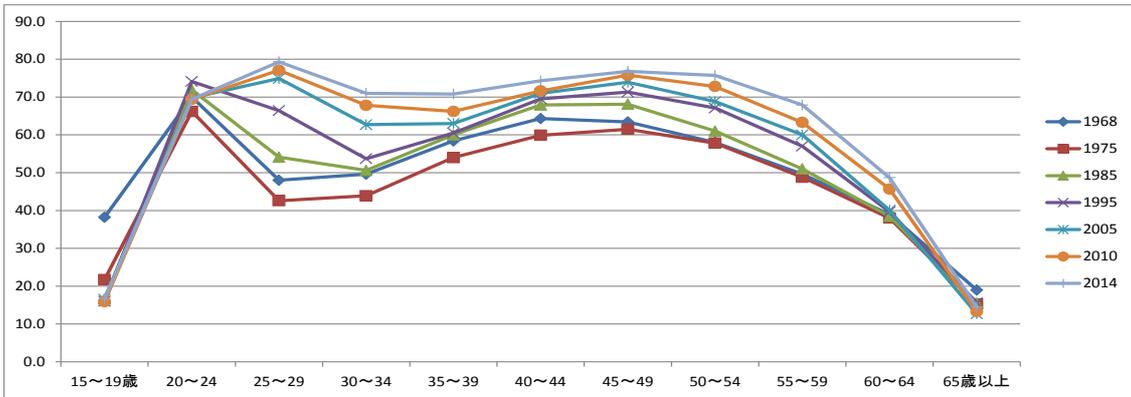
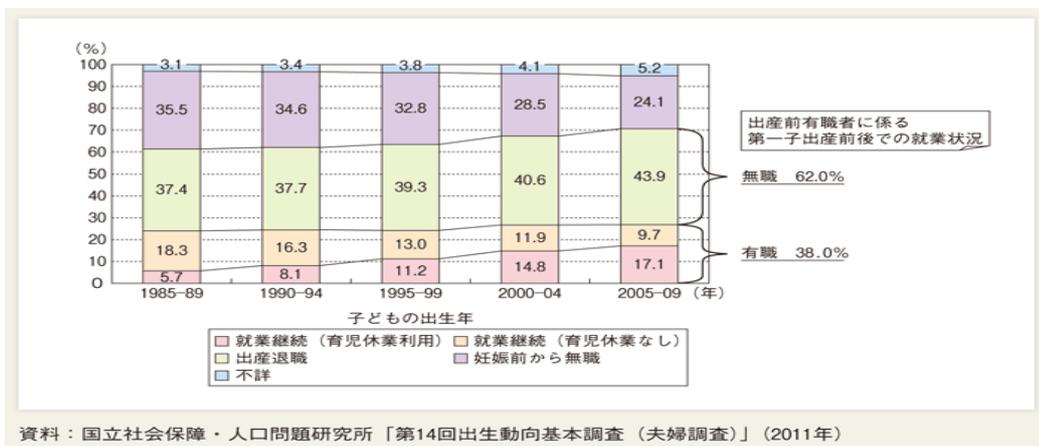
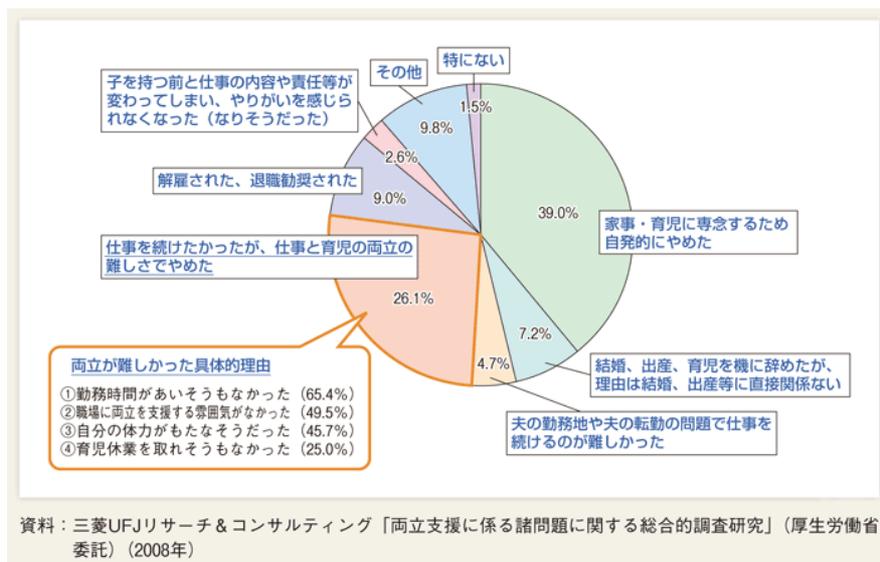


図 28 女性の年齢別労働曲線の推移
(資料出典：「労働力調査」より筆者作成)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2011年）

図 29 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴
(資料出典：平成 24 年版子ども・子育て白書)



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」（厚生労働省委託）（2008年）

図 30 妊娠・出産前後に退職した理由
(資料出典：平成 27 年版子ども・子育て白書)

者の数は減ってはいない。女性の育児休業の普及率は非常に高いにも関わらず、出産退職者が減らない理由は、図 30 の退職理由に見る限り、雇用環境に由来するところが大きいものと思われる。なかでも「解雇された、退職勧奨された (9.0%)」というのは、重大な問題である。

また、出産退職した場合の再就職も非常に難しい。厚生労働省の「第 9 回 21 世紀出生児縦断調査」によれば、女性の年齢階層別労働曲線の M 字型の谷にあたる 25 歳から 44 歳までの年齢階級にある女性について、雇用形態別の構成比をみると、25 歳～29 歳では、「正規の職員・従業員」が 63.0%、「非正規の職員・従業員」が 37.4%と、「正規の職員・従業員」の割合の方が 25.6 ポイント高い。ところが、35～39 歳では「正規の職員・従業員」が 48.5%、「非正規の職員・従業員」が 51.5%と逆転しており、さらに 40～44 歳では、「正規の職員・従業員」が 41.9%、「非正規の職員・従業員」が 58.1%とその差が開いている。年齢階級が上がるほど、「正規の職員・従業員」の割合が低下し、「非正規の職員・従業員」の割合が上昇していることから、妊娠、出産で退職した女性の再就職が、正規雇用ではなく、非正規雇用の形態を取っていることがうかがえる（平成 23 年版 働く女性の実情[概要版]: 13）。

いったん出産退職して正規職員から非正規職員になった場合の機会費用は、非常に大きい。「平成 17 年版国民生活白書」での試算によれば、就業中断をすることなく定年（60 歳）まで勤務した場合の生涯賃金は、2 億 5,400 万円の賃金と 2,270 万円の退職金とを合計した約 2 億 7,700 万円と推計される。これに対し、パート・アルバイトとして再就職する場合の逸失額は、第二子出産 1 年後の再就職で 2 億 2,100 万円、同 3 年後では 2 億 2,400 万円、6 年後の再就職では 2 億 2,700 万円となり、6 年後の逸失率は 82.2%にも達する。これは、パート・アルバイトは年齢が上がっても年収が増加しないことが大きい（平成 17 年版国民生活白書：141）。この計算においては、賃金構造基本統計調査の 20 代～40 代の女性パートタイム労働者の平均賃金の 120 万円に固定して算出）。

さらに、上記の生涯所得は、定年まで働き続けることができた場合のものである。そうした女性は現在のところ少数派である。2003 年において 50 歳以上の大卒女性で、新卒時に就職した企業で働き続けている人の割合は 1.6%でしかなく、途中で退職する女性も含めると、平均的な生涯所得はもっと低いことが推定される。また、最初から非正規雇用として働く人が多くなっており、そうした人々の機会費用は必ずしも大きくないことにも留意する必要がある。とはいえ、出産・子育ての機会費用が大きいと結婚する意欲が削がれ

ことは確かである。女性が結婚相手の経済力を重視するのも、失われる可能性のある機会費用に見合った相手を見つけようとする意識の表われとも考えられる(平成 17 年版国民生活白書 : 144-145)。

一方、男性の育児休業取得率は、「平成 26 年版雇用均等基本調査」の同期間の結果で 2.30% となっている。平成 22 年 1 月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」の数値目標では、男性の育児休業取得率は平成 29 年までに 10% 目標とされている。この数値は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成 19 年 12 月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)において政労使の合意として定められたものである。しかし、男性の育児休業の取得は伸び悩んでいる。その理由は、女性の出産退職と表裏一体の関係にあることに起因する。すなわち、積極的であるか消極的であるかに関わらず、多くの女性が妊娠・出産を契機に仕事を辞めて、結果的に家事・育児に専念することになるからである。夫は仕事、妻は家庭という典型的家族が多く、育児休業制度がそうした家庭の父親向けになっていない(松田 2013 : 113)。また、夫婦ともに就業継続する場合でも、現在の収入が少ない方が育児休業をしているとは限らず、収入の多寡にかかわらず、女性の方が育児休業を取得するケースが一般的であり、育児は母親の役割であるという意識や、女性の方が育児休業を取得しやすい職場の雰囲気の影響が大きいと考えられる(佐藤 2004 : 56)。

家庭内の役割分担について、2006 年の男性有業者の一日当たり平均の家事・育児時間は 16 分であり、女性有業者の家事・育児時間 2 時間 27 分と比べて圧倒的に少ない(2006 年国民生活基礎調査)。これは世界的に見ても際立って低いレベルである。日本と同様に「家族主義」的な国であるイタリアも低いレベルにある。

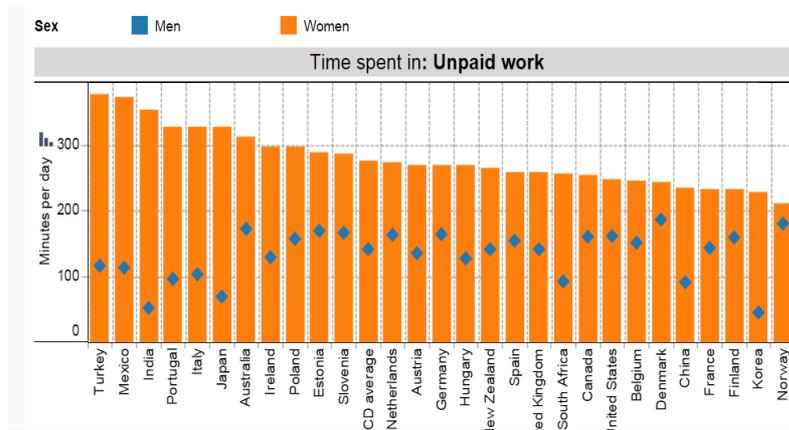


図 31 女性と男性の家事・育児時間の比較

資料出典 :

Time spent in unpaid, paid and total work, by sex/www.oecd.org/gender/data/employment.htm¹³⁾

以上のように、出産後の女性が家庭の外で被雇用者となって働くようになっても、「男性稼ぎ主」型社会の雇用環境が変わらないため、女性は仕事・家事・育児の三重苦を強いられている。これは、「家族主義」に基づく「男性稼ぎ主型」社会が女性に課している負担なのである。この結果、女性が家庭の外で就労するためのハードルが高いため、女性は結婚に対し慎重にならざるを得ない。

このように結婚が困難に直面していることは、日本が「家族主義」であることと密接に関係している。日本が、男性が妻子を養い女性が家庭を守るということが前提の「男性稼ぎ主」型社会であることは、日本が家族福祉を女性に依存する「家族主義」的な国であることの帰結である。そのため男性は、経済的な状況の変化により雇用が悪化した場合には、妻子を養えないため結婚を先送りにせざるを得ない。他方女性は、家庭を守ることが役割として強制されており、妻子を養ってくれる男性が現れるまで結婚を先送りにせざるを得ない。こうしたことが、若年層の未婚化・晩婚化を招いているのである。

第5節 自立(離家)の遅れによる未婚化・晩婚化

結婚を先送りできる重要な要件として、日本では結婚するまで親と同居するのが一般的であるということがあげられる。かつては、長男以外の息子は家を継がないので、成人すれば自立して家を出るのが普通であった。しかし、経済状況の悪化や晩婚の容認などから、今日では次男、三男であっても親と同居している。とくに女性は、「家族主義」の影響もあり、経済的な自立が困難である。また、結婚するまでは親と同居することがこれまでもごく普通に行われてきた。親の意識も、娘を嫁に出すまでは親元で一緒に暮らすことが自然であった。こうした事情で、日本では、2000年時点で成人未婚者のいる世帯の8割が親や親族と同居しており、若年層の一人暮らしは2割しかない。日本以上に成人未婚者の一人暮らしの割合が低いのはイタリア(19.4%)である。成人未婚者について、どの所得階層においても親元にとどまるケースが多い点が、両国の共通点として指摘されている(白波瀬 2009)。

北ヨーロッパの国々では、自立するのは1人で暮らすためであるのに対し、地中海の国々では若者が親元を出るのは結婚するときである(Aassve, Arnstein, Maria A. Davia, Maria Iacovou and Stefano Mazzucco 2007)。未婚の若者の家族同居割合は、イタリア 89.2%、日本 82.2%となっている。この両国は、スウェーデン 38.3%、フランス 57.5%、アメリカ 70.1%

と比較しても、親元への同居が多いのである（白波瀬 2009）。イタリアでは、生まれた家族が心地よい鳥かごになっているため、若者が家から早く出る気を無くしているという（Dalla Zuanna, Gianpiero. 2001）。個人の収入源は、親の収入レベルと同様に家を出るための決定的な要因であり、安定した雇用は男性が自分自身の家族を始めるのに重要かつ不可欠である。一方、女性にとっては、パートナーである男性を見つけることが、親から独立するための最も重要な要因となっているのである（Billari 2004）。

日本においても、この点についてイタリアと同様の傾向がみられる（大石 2004, 稲田 2005）。山田は、豊かな親の元で育つ若者をパラサイト・シングルと名づけた（山田: 1996; 1999; 2004a; 2006; 2007）。山田は、少子化の主因を、(1)若年男性の収入の不安定化と、(2)パラサイト・シングル現象の合わせ技であり、このふたつが揃ってはじめて起こる現象だと結論づけている。すなわち、1975年以降の少子化は、若者の中で結婚する人とならない人が分かれ、さらに結婚して子どもを持つ人と持たない人が分かれた結果として生じた現象であると指摘する。そして、パラサイト・シングルの誕生した要因は、結婚生活に対する期待水準とともに子育てに対する期待水準が上昇したこと、および性別役割分業意識が未だに維持されていることだとしている。

山田のパラサイト・シングル説は、イースタリン仮説とデボラ・フリードマンの仮説を取り込んでいると考えられる。イースタリン仮説とは、夫婦の潜在的な稼働能力と望ましい生活水準とのバランスの変化が出生力水準を決定するというものである（大淵 1988）。他方、家族規模を決定するのが夫の絶対所得ではなく、夫の属する職業集団における他の構成員の所得と比較した相対所得だとし、子どもの費用は、家族の所得そのものではなく、家族が属する社会集団（準拠集団）の所得水準によって左右されるとするのが、デボラ・フリードマンの仮説（大淵 1988）である。山田のパラサイト・シングル仮説は、このデボラ・フリードマン仮説を未婚者にも適用したものであると考えられ、所属（準拠）集団の所得水準だけでなく、役割意識への準拠にも注目しているところが重要である。赤川は、JGSSのデータに依拠し、世帯収入の相対的なレベルが上昇したと認知している女性は、実際の世帯収入に差はないにもかかわらず、結婚し子どもを複数設けていることを指摘した（赤川 2004）。

さらに山田は、男女の家事分担に関する意識が保守的で、男女のギャップがあまりないのにも関わらず、結婚難が生じた理由について、次のように分析している。山田(1996)は、結婚意識の男女差を考察し、男女平等意識が広まって、女性の社会進出が進んでいる中で

も、結婚の意味の男女差が大きいことを指摘している。特に男性にとっては結婚が単なる「イベント」であっても、女性にとっては、結婚は「生まれ変わり」を意味しているのだという。「生まれ変わり」が実現できるかどうかの基準は、まず親の経済力と自身の経済力である。ところが、自立してやっていけるだけの経済力を持つ女性は少ないので、より良く生まれ変わるためには、自分の父親よりも経済力がある男性を選択しなければならない。しかし、経済が低成長になったことで、息子が父親の経済力を上回る機会が少なくなる。こうして女性が結婚の対象にできる男性は限られるので、結婚難が生じるのである(山田, 2004)。

このように山田は、結婚すれば男性が家計を支えるという意識が強いので、男性の収入不安定化によって、女性が相手の選別を強めざるをえなくなることを指摘している。赤川は、これについて、「経済状況は変わる、にも関わらず意識は変わりにくい」というギャップを指摘したとして評価している(赤川, 2004:151)。

1990年以降は、ニューエコノミーの浸透による男性収入の不安定化により、若者間の収入の格差が拡大、進行した。若者の将来の収入見通しが不確実化し、非正規雇用の未婚者が増大したことで、1975年頃の優雅なパラサイト・シングルとは対比的に、経済的に自立できない真のパラサイト状態であるプアパラサイト・シングルが増大している。優雅なパラサイト・シングルは高齢化し、親の介護をする年代になったが、親を扶養するどころか、年金を搾取するような事件も生じている。山田によれば、未婚者の結婚意欲がそがれるのと同じような形で結婚した若者の出産意欲が削がれており、少子化が深刻化したのである(山田 2007)。「パラサイトシングル」、「フリーター」、「ニート」の増加は、伝統的な家族システムから引き起こされる強い親子の絆に関係していると、阿藤も指摘している(阿藤 2008)。同様にイタリアについても、経済的リスクが結婚の決定要因になっているとみられており(McDonald, 2002)、自立するためには雇用収入が重要な要因となっている(Aassve 2002)。

山田は、未婚女性の結婚相手に対する収入期待と未婚男性の実際の収入とのギャップについて、青森と東京で調査を行った。青森県の場合には、400万円以上の収入の男性を望む人が過半数いるのに対し、実際の未婚男性の半数近くが200万円未満であり、倍率は20倍となっている。また、東京の場合にも、600万円以上の収入を期待する女性が36.8%いるが、実際に600万円以上稼ぐ男性は3.5%しかいないので、倍率が11倍となっている(山田 2004b)。山田の造語である「婚活」は、この少ないパイのために頑張ろうというスロー

ガンとなって、若者たちを結婚活動へと駆り立てた。しかし、もともと少ないパイであることには変わりなく、今や若者は「婚活」にも疲れている。日本では、依然として、結婚後の生活は男性の収入で支えるという意識は根強く、1988年以降の経済状況の悪化によって、女性側の主婦志向の高まりがみられるように、男性にとっての「経済生活」を支えるという荷物はますます重いものになりつつある（山田 2010）。

白波瀬は、親と未婚の子が同居することによって学卒後の若者の経済的な自立の困難というリスクを回避しようとする日本の在り方は、経済的環境が困難になればなるほど未婚を長期化させると指摘する。しかも、もし未婚のまま家族を持たずに生涯を過ごすことになった場合、家族で支えあうという日本の社会保障の枠組からはずれる。このため、本人の貧困率を高めることになるというリスクが新たに生まれてくると、白波瀬は警鐘を鳴らしている（白波瀬 1999）。「家族主義」と経済状況の悪化による若者と親との同居は、一見すると家族が支えるセーフティネットのように見えるが、その実は未婚化・晩婚化を助長させ、次世代の福祉国家を支える人材育成を阻むだけでなく、本人の貧困率を高めるという二重の過ちを引き起こしているのである。

第6節 「家族主義」による女性の結婚選択の抑止

山田のパラサイト・シングル仮説と経済要因説の合わせ技は、単なる経済的要因説とは異なり、もともと未婚者が家族と同居するという日本の家族の在り方における家族意識を巧みに説明した分かりやすい論理であった。しかし、そのことが強調された余りに、山田自身にそういう意図はなかったにしても、女性の行動選択について誤解をもたらした可能性がある。つまり、結局は結婚しないという選択が、若者、特に女性の計算高い結婚意識や価値観のせいとされ、若年女性が本当は結婚したい、結婚して子どもを産みたい、幸せな家族を築きたいという希望を持つことが度外視されたのである。「婚活」は、そうした女性たちの結婚への願望を指摘したものと言える。

女性の結婚願望は、そのライフコース志向の変化によって裏付けることができる。「第14回社人研調査（独身者調査）」では、女性が理想とするライフコースは、1987年に比べ、Ⅰ専業主婦型が33.6%から19.7%に大幅に減少し、Ⅱ再就職型が31.1%から35.2%に微増、Ⅲ両立型が18.5%から30.6%に増加している。また、ⅣDINKS型は2.5%から3.3%へと微増し、Ⅴ非婚就業型も、3.7%から4.9%へと微増した。ところが、実際になりそうだと考え

る予定のライフコースになると、Ⅰ専業主婦型は23.9%から9.1%と大幅に減少し、Ⅱ再就職型も42.2%から36.1%へと減少する。一方、Ⅲ両立型は15.3%から24.7%に、ⅣDINKS型も1.4%から2.9%に増加し、非婚就業型に至っては7.1%から17.7%へと大幅に増加している。一方、男性がパートナーに望むライフコースも、Ⅰ専業主婦型が37.9%から10.9%と大幅に減少する。一方、Ⅱ再就職型は38.3%から39.1%と微増し、さらにⅢ両立型は10.5%から32.7%へと大幅に増加している。ⅣDINKS型も0.7%から2.6%へと微増。Ⅴ非婚就業型も0.8%から3.7%へと微増している。男女とも最も多いのはⅡ再就職型であり、次がⅢ両立型となっている。

以上に示したように、専業主婦志向は明らかに減少しているが、このデータで注目すべき点は二つある。一つ目は、ライフコースの志向が流動化し、なかでも専業主婦型への志向が大幅に減少したという点である。理想のライフコースではⅠ専業主婦型が大幅に減少し、Ⅲ両立型が大幅に増加している。近年、20代では専業主婦志向が増大しているといわれる。しかし、2009年の内閣府の意識調査結果で見ても、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という問いに対し、他の年代層よりも賛成が多いが、それでも反対の方が上回っている。遡ってバブル崩壊後、Ⅰ専業主婦型がⅡ再就職型やⅢ両立型より少なくなったが、同じ頃実際にも共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回った。このような状況下では、もはや男性の経済力だけを頼みにした結婚志向を持ち続けることは難しい。実際、予定のライフコースをみると、Ⅰ専業主婦型は激減しており、変わってⅢ両立型とⅤ非婚就業型が大幅に増加している。専業主婦になれる裕福な層が存在し、20代の女性のなかに専業主婦に憧れる女性が少なからず存在するのは確かである。とはいえ、現実には甘くないと認識し、自分で働いて生活をなんとかかしたいという現実的な意識を持った女性も増えている。しかも、それと呼応するように、男性の意識も女性に期待するライフコースはⅠ専業主婦型が大幅に減り、Ⅲ両立型へとシフトしている。男女とも結婚に対する意識や志向は大きく変化し、もっとドライに現実的に自分の将来を見つめていることがうかがえる。

山田は、現代日本においては、「意識的」にも「現実的」にも「結婚後の家計を支えるのは夫の収入である」ことを前提としなくてはならないという。「意識的」というのは、育児期には外で働きたくないという意識を指す。また、「現実的」というのは、稼ぎ主の男性に家計を支えるほどの収入が期待できないということを示している（山田 2006）。意識と現実のこの乖離から、女性は育児期にはできるだけ外で働きたくないが、働かざるをえない

と意識することになる。すなわち、自分自身の収入で家計を支えるほどの収入は期待できないかもしれないが、男性の収入も低いのであるから、自分も働かざるをえないだろうという現実と直面していることがうかがえるのである。

注目すべきは、結婚への志向性について二分化が生じているという点であろう。男性の経済力をあてにする女性層（あてにしてもいいと考える男性層）であるⅠ及びⅡと、男性の経済力をあてにしない女性層（あてにされたくない男性層）Ⅲ・Ⅳ・Ⅴへの二分化である。

男性の経済力をあてにせず、就労を継続したいというⅢ両立型にとって重要なのは、男性の経済力よりも、子どもを育てながら働けるかどうかということである。具体的には、保育所や学童保育の存在や職場の環境などの社会的サポートと夫の支援などの家族的サポートが問題となる。Ⅱ再就職型についても、子どもが何歳になったら再就職するかという条件によって異なるが、1歳ならば乳児を預かる保育所が必要になるし、3歳を超えても幼児を預かる保育所が必要である。小学校低学年ならば学童保育が必要になってくる。すなわち、Ⅱ再就職型とⅢ両立型については、どちらにとっても社会的な子育て支援の変数が重要となる。もちろん、インフォーマルな支援があるかどうかも重要な変数となるだろう。このような社会的あるいは家族的な子育て支援が存在しなければ、このライフコースを望んでも達成は難しいと判断されるだろう。

すなわち、女性は、単なる白馬の王子様を夢に描いているわけではなく（そういう女性も中にはいるであろうが）、経済状況を理解し、非常に現実的にライフコースを志向しているということである。そして、その際には子育てについての社会的サポートについても考えざるを得ない。つまり、女性が経済状況を改善するために働いて収入を得ようとしても、実際のところ子どもをあずけて働くことができなければ、子どもを産んで育てることは不可能なのである。

さらに興味深いのは、先述した女性のライフコースで見た場合、子どもを産まないⅣDINKS型、Ⅴ非婚就業型を除いた、3つのライフコースでは、どのライフコースであっても女性が実際に産んだ子どもの数は少子化が始まって以後もほとんど同じ数で変わっていないということである。2005年時点でみても、Ⅰ専業主婦型2.17人、Ⅱ再就職型2.27人、Ⅲ両立型2.26人であって、しかも、人口学で言われるところの人口置換水準の2.0を上回っている。子育てに時間の余裕があるはずのⅠ専業主婦型の場合に若干少ないことが特徴的であり、それは後に言及する。ここで重要なことは、女性のライフコースのバリエーシ

ョンが、少子化にほとんど影響を与えていないということである。

昨今、夫婦のセックスレスや、晩婚化による出産年齢の遅れが指摘され、夫婦の子育ての能力が低下しているとの懸念が示されている。しかし、どんなライフコースを選択しても、結婚した女性の産む子どもの数は減っていないのである。これは、例えセックスの回数が減ったとしても、第1子出産年齢が遅れたとしても、なんとかして二人は産むという女性の意思と行動があることを示している。セックスの回数や第1子出産年齢の遅れが、少子化に影響を与えているという懸念は当たらない。

要約しよう。高収入の男性を求めて激しい婚活を繰り返しても、結局対象となる男性は少なく、そうした男性と実際に結婚できる可能性は乏しい。であるならば自分も働いて少しでも収入を増やし、子育てが可能な条件を満たすことができればよい。しかし、働くために不可欠な保育所は空いていない。子どもをあずけて働けないことが分かっているならば、やはり男性の収入に期待するしかない。その結果、結局は経済力のある男性という少ないパイを食い合うという結果に陥ってしまう。保育所の待機があるのは都市部であるから、これは都市部にしか当てはまらないとの指摘があるかもしれない。しかし、地方においても、女性の賃金が相対的にあまりにも低い場合には、男性の収入をあてにせざるをえないかもしれないのである。

以上のことから、次のように言える。女性は、高度経済成長期の時代のように、男性の収入をあてにして専業主婦になることを自ら望んでいるのではない。むしろ、自分が働いてでも結婚して子育てをしたいと積極的に考えているにも関わらず、その条件を満たす道を見いだせないのである。夫や両親、親族などからの支援が期待できない状況にあって、女性に家族内の福祉的役割を配分する「家族主義」の政策により、保育所の不足と待機児童の存在が解消されず、また女性の賃金が低いことで代替策も見いだせないという社会的状況に追い込まれている。この結果、女性は結婚を選択できず、やむを得ず収入の高い男性を待たざるをえない状況に置かれているのである。女性は自ら就労しても結婚し、子どもを産み、家庭を築きたいという強い希望を持っているのに、そのことは正当に認識されていない。あたかも女性が男性の収入をあてにして、楽をしたいと望んでいるかに見られがちである。しかし繰り返しになるが、実は、「家族主義」による影響で保育所や賃金や社会的な条件が整わないために、結婚という選択が困難になり、その結果未婚化・晩婚化が進んでいる。この現状が、もっと真剣に受け止められる必要がある。

第7節 「家族主義」が少子化に及ぼす影響の機序

前節では、「家族主義」が女性の結婚選択、ひいてはライフコースに与える影響を見てきた。本節では、さらに掘り下げて、結婚や家族についての価値意識に与える影響についてみておこう。阿藤（1997）は、欧米先進諸国の出生率の低下で注目された価値観変動仮説が日本に適用できるかを検証している。阿藤によれば、欧米社会と異なり、日本では、核家族化の動きが依然として続き、子どもの数についての規範も2人程度と変化していない。その結果、「子ども中心社会」はますます強固になりつつあり、個人主義化が進んでいる。この趨勢は、1970年代以降とくに大きく変化したわけではない。阿藤の議論を要約しよう。1980年代以降に家庭と社会における女性の地位・役割に関わる価値観が大きく変化した。この変化は、1970年代半ばから顕著になった女性の社会経済的地位の実態面での変化、すなわち高学歴化、雇用労働力率の上昇、賃金水準の上昇等を後追いする形で急激に生じた。1970年代半ば以降の20年間の未婚化・晩婚化の進行について、前半の10年より後半の10年が急速であったのは、価値観の変化が特に80年代に入って全年齢層（特に若いコーホートで）起こったことと無関係ではないのである。また阿藤は、国際比較調査で、日本は「結婚は時代遅れの制度である」への賛否で7%と先進19カ国中最低であったことをあげ、結婚制度への人々の信頼はなお根強く、現在の晩婚化傾向は、人々の結婚願望が喪失したというよりは、モラトリアム思考による（阿藤 2004）としている。

「毎日新聞社調査」によると、「結婚したら子どもは持つべきだ」に賛成が80%、反対は16%であり、「子どもを持たないこと」を理想とする、あるいは希望する人は5%以下である。即ち、子どもを産み育てることの価値そのものは、決して弱まっていない。また、男女の家事・育児時間にはここ20年間で大きな変化はなく、男性の家事・育児時間は先進国のなかで際立って少ないが、「結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という固定的性別役割分業観は、大幅に弱まる傾向を見せている。先進欧米諸国にはまだまだ及ばないものの、賛成が男性36.2%、女性は28.7%（2005年）である。また、3歳未満児の保育所預入については、賛成48%、反対52%でほぼ拮抗している。「第14回社人研調査」では、「少なくとも子どもが小さいうちは、母親が仕事を持たずに家にいるのが望ましい」に賛成の女性の割合は10年間で10%以上低下したものの、有配偶者69.5%、未婚者75.4%とまだ根強い。女性の就労や自立に賛成する方向に変化はしているものの、現状では価値観が二分しており、阿藤によれば、今まさに男女役割分業型の社会から、男女共同参画型

の社会への転換の分岐点に立っていると見る事ができる。国際比較の観点からは、夫婦別姓、固定的性別役割分業、3歳未満児の保育所預入就労、離婚のいずれについても、日本と南欧諸国は、先進諸国のなかで女性の就労・自立を支持する度合が最も小さい国のひとつなのである（阿藤 2004）。

親子関係に目を転じてみよう。国勢調査によれば1980年～2002年の22年間に高齢者の子どもとの同居率が69%から47%に低下し、そのうち既婚子との同居率は51%から26%と着実に減少した。先述の「毎日新聞社調査」では、子どもによる介護を「よい慣習」または「子として当然の義務」とみる割合が1990年ごろから40%台後半を保っていて変化は少なく、日本における親子関係はなお根強いといえる。子どもに関する価値観については、イタリアのような家族主義(familism)の社会では、子どもの質を大切にするから、子どもを少なくもつ傾向がある(Dalla Zuanna, 2001)。日本においても、近年さらに子どもの質への期待が高くなる傾向があり、子ども優先規範は揺らいでいない。ゲリー・ベッカーとその弟子たちが提唱した、子どもに関する数から質への転換理論は、日本の少子化現象にも適合している（河野 2007）。

阿藤は、パートナー観、子ども観、ジェンダー観と、未婚率、生涯未婚+モラトリアム志向、希望予定・理想子ども数の関係について、各指標を2カテゴリー化し、四分位相関をみたとき、新しい家族観は未婚率を高め、カップルの子ども数を減らす方向、少子化を促進する方向に作用していることを確認した。阿藤は、今後日本で伝統的家族観からの離脱（非「家族主義」化）や男女平等の尊重が進み、新しい家族関係への寛容度が増せば、なおいっそう未婚化が進み、カップルあたりの子ども数が減少し、少子化がさらに一段と進行するものと見ている。一方、先進諸国の国別比較の観点からみると、男女役割分業的で新しい家族関係への寛容度が低い日本や南欧諸国の方が「超少子化国」であり、伝統的家族観から離脱し、男女平等化が進み、新しい家族関係への寛容度が増すほど少子化が進まないことを示唆している。

阿藤は、この家族観と出生率に関する個人レベルと国レベルに見られる大いなるパラドックスについて、次のように考えている。日本や南欧諸国のように、ジェンダー観を含めて伝統的家族観がなお相当影響力をもっていると、人々の自己実現要求が高まっても、パートナーシップ、子ども、仕事、趣味のすべてを同時に実現することが困難になる。その結果として、仕事か結婚かという二者択一的なライフコースの選択にさらされる。その場合、個人レベルではより新しい家族観を持つ者が「未婚」を選択したり「子ども数を制限」

しがちであり、より伝統的家族観を持つ者が「結婚」や「二人以上の子ども数」をより選択する傾向が生ずる。すなわち、伝統的家族観と、「結婚選択」及び「子ども数」がポジティブな関係を持つことになると結論づけるのである。このことについて阿藤は、北欧諸国や英語圏諸国のようにジェンダー観も含めて家族観の変化が大幅に進むと、自己実現要求が強まってもパートナーシップ、子ども、仕事、趣味のすべてを同時に実現するチャンスが増す。これによって伝統的家族観からの離脱がさらに進み、その結果新しい家族観への寛容度が高い国ほど少子化が進まないことになるという。これが「家族観と少子化の関係のパラドックス」と説明するのである（阿藤 2004）。

しかし、日本や南欧諸国では、「家族主義」に基づく福祉国家体制が成り立っているため、新しい家族観への寛容性が高まる状況にない。そのため、阿藤が説くように、新しい家族観を持った者がますます結婚せず、子どもを持たないという方向へ行ってしまう、少子化が進むことが予想される。これを裏づけるように、厚生労働省の「21世紀成年人者縦断調査 2002」では、世帯収入に関する考え方は、男女とも結婚意欲が強いほど「夫が主」が強く、結婚意欲が低いほど「夫婦いずれも」が強い。家事に関する考え方も同様である。したがって、女性の価値観の変化論仮説においては、国が個人の価値観の変化と親和しない制度や政策を変えず、相変わらず女性に結婚か仕事かの二者択一をせまる限り、人々は結婚や出産を選択しないだろうということが示唆される。すなわち阿藤の主張は、日本では「家族主義」が男女役割平等思考を阻害することで、この平等思考をもつ女性が未婚を選択することを示唆している。これは重要な議論だと評価できる。

第8節 まとめ：「家族主義」と未婚化・晩婚化

本章では、「家族主義」と未婚化・晩婚化について、現状のデータと先行研究から考察した。その結果、「最大の福祉義務を家族に割り当てる体制」である「家族主義」は、男性が外で働き、女性が家庭を守るという性別役割分担によって支えられていた。すなわち、「家族主義」は、女性に家族の福祉負担を担わせるために、女性の就業を抑制し、自立できない状態に追い込むことで、男性に扶養してもらうという体制である。そのため、経済状況が悪化したことにより、男性が働いて妻子を養うという片働きの役割分担が成り立たなくなることで、女性も家の外で働かざるを得ない状況に追い込まれる。すると、その体制が「家族主義」である以上、女性が外で働く社会的条件は整っておらず、女性は家庭と

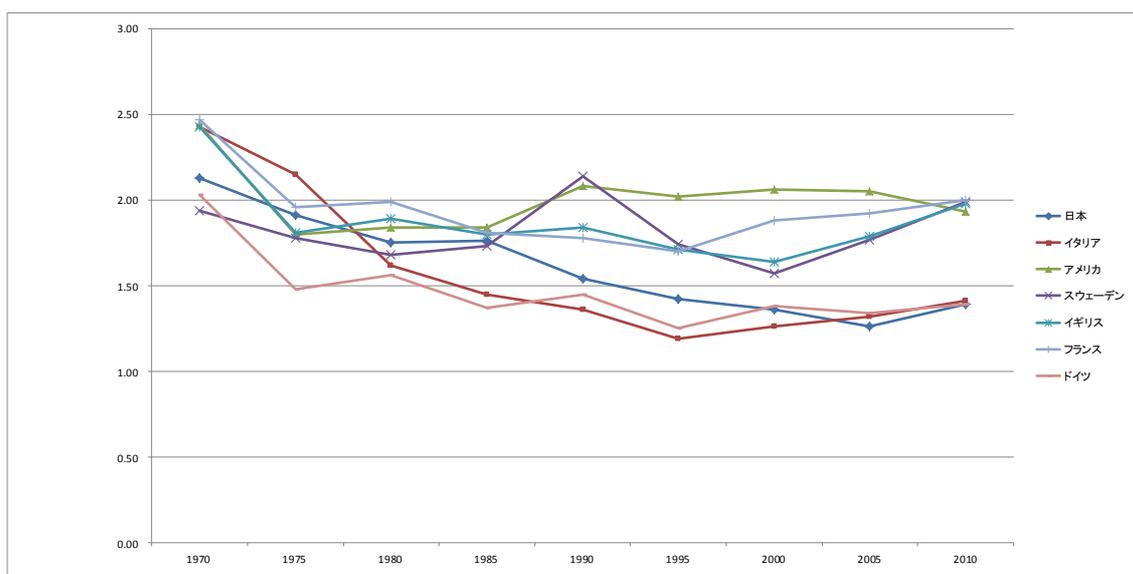
仕事の両立に苦しむことになる。このとき女性の選択肢は大きく二つに分かれることになる。一つは、妻子を養える男性が現れるのを待つ、すなわち晩婚化か、結婚を諦めて自立の道を歩む、すなわち未婚化である。出産退職する女性が未だに6割いるという現実には、働く女性で結婚できた人のうちの半数以上が、妻子を養うことの出来る人と結婚したということになる。それは裏をかえせば、妻子を養えない男性は結婚することが極めて困難であるということであり、実際に結婚できたカップルは妻子を養うことの出来る男性が世帯主のカップルであるから、女性を主婦化することが可能であって、「家族主義」と適合的であるため、現在の体制に何ら不都合を生じない(感じない)ということである。ここに「家族主義」が維持・温存され、再生産される仕組みがある。

第4章 家族主義的福祉レジームにおける少子化対策

第1節 家族主義的福祉レジームと少子化

前章では、日本の少子化の特徴である未婚化・晩婚化が、「家族主義」と密接に関係していることを確認した。

先述したように、エスピン-アンデルセンは、戦後の福祉国家の「黄金時代」は「家族主義」に支えられてきたが、ポスト工業社会においてはその結びつきがネガティブな性格を帯びるにいたったという。すなわち、イタリアや日本のように家族主義的福祉レジームの国が超少子化国となり、「脱家族主義」が進んだスウェーデンのような社会民主主義の福祉レジームに属する国では出生率が維持されている。このことに着目して、「家族主義」の弊害を指摘するのである。



(再掲) 図3 主要先進国の合計特殊出生率の推移

改めて確認するが家族主義 (familialization) 的福祉レジームとは、「最大の福祉義務を家族に割り当てる体制 (Esping-Andersen 2000:78)」のことを指すのであり、近代家族や家父長制家族のシステムではない。この観点からは、「脱家族主義 (De-familialization)」とは、「家族の互惠性や婚姻上の互惠性とは独立に、個人による経済的資源の活用を最大限可能にする政策」を意味する。すなわち、「家族への個人の依存を軽減するような政策 (例え

ば女性の就労支援や保育政策など）」¹⁴⁾を指す (Esping-Andersen 1999:45, 2000:78) .

ポスト工業化時代においては、それまで家族の福祉を担ってきた専業主婦を、もはやあてにすることはできないので、「家族主義」を積極的に推進すればするほど、ミクロ、マクロの両方のレベルで福祉の後退がもたらされるとエスピン - アンデルセンは指摘する (Esping- Andersen 1999:70=2000:108). ミクロなレベルでは、「家族主義」がいまや家族形成と労働力供給に対して逆効果となっている。このことは、低い出生率、低い世帯所得、高い貧困リスクを意味しており、稼得者一人の家族における貧困児童の比率は共働き家族の3～4倍の高さに達するという。マクロなレベルでは、それが人的資本の浪費（教育を受けた女性の労働力供給が抑制される）を意味している。第1章で述べたように、「家族主義」は福祉国家そのものの最大の弱点となっており、女性の有給雇用の低いレベルは課税基盤を弱め、低い出生率は将来における福祉国家の財政的基盤を脅かしている (Esping- Andersen, 1999:70=2000:108). エスピン - アンデルセンのこの主張は「家族主義的な社会政策こそが低出生率の原因になっている」と要約できる。本稿ではこれを狭義の「家族主義と低出生率均衡」仮説と呼び、その前提の下に日本の状況について検証する。すなわち、1994年以降行われた少子化対策について、それまでの政策と同様な「家族主義」の政策なのか、それとも「脱家族主義」志向の政策なのか、また、こうした対策によって少子化の状況はどのように変わったのか、本章ではこの問題を分析する。

筆者の見るところ、日本においては、一方で「脱家族主義」的政策の導入を図りながら、他方で「家族主義」的政策を温存しているために、前者が実効性をもたない。経済の沈滞やジェンダー格差の温存などの状況もあって、若者が結婚できる余地が狭まり、結果として少子化状況は改善しないどころか、さらに進行していると言える。

第2節 「家族主義」志向の家族政策の機序の発端と強化

エスピン - アンデルセンは、日本が家族主義的福祉レジームに属する理由について、儒教主義の哲学に支えられていることをあげている。新川はこれについて「文化還元論」だとの批判をしている (新川 2005)。本稿では、日本の家族主義的福祉レジームの生成過程を、福祉国家形成過程を見ることで明らかにする。日本における「家族主義」的な社会政策の機序の発端は、日本の社会保障制度が形成された1950年から60年代前半に遡る。この時期には、配偶者控除の創設(1961年)がある。それは、当時の強くジェンダー化され

た条件，すなわち高度経済成長に支えられた男性雇用者の長期安定的，年功序列的雇用と専業主婦からなる「男性稼ぎ主」世帯の増加などを背景に導入された（大沢 2007）．この政策が，「家族の戦後体制」による「女性の主婦化」の背景となった（落合 1994）．

オイルショック後の経済危機と財政難のなかで，政府与党は，1979年に「日本型福祉社会の実現」を目標とするに至った．この「日本型福祉社会」は，家族に福祉を担わせるという，社会支出抑制のためのイデオロギーであることは明らかであった（武川 2009）．すなわち，女性は家族において福祉を担うはずであった．しかし，オイルショック以降「職場進出」が更に進み，1955年から1973年までの高度経済成長期の中に女性雇用者が増大した．女性雇用者の増大は，20歳から30歳までの離職超過と，逆に35歳から49歳層での入職超過として表れ，この二つの層の女性労働者が，結婚，出産を機とする職業の中断によって，「M字型」雇用を形成した（藤井 2005）．他のOECD諸国とは異なり，移民労働者が不在であった日本では，労働市場の人手不足を中高年女性労働者で補ったのである．そのため，女性に新しく開かれた就労機会は，成人男性が就かない低賃金で不安定な雇用であり，「主婦」はインフォーマル・セクターの要請に応じていつでも待機していなければならない存在であって，こうした「女性の職場進出」の実態は，必ずしも女性にとって歓迎すべき変化ではなかった（上野 1994）．そのような状況にありながらも，オイルショック以降，家計補助の必要性が増大して，主婦の労働市場は拡大していったのである（藤井 2005）．

1980年代には，家族主義的福祉レジームである日本では，男性＝稼ぎ手，女性＝被扶養者というジェンダー関係のモデルは，変革を迫られるどころか，強化された．税制面では，家族配慮である，配偶者の法定相続分の引き上げ1/3→2/3(1980年)，配偶者控除の引き上げ(1984~89年)，配偶者特別控除の創設(1987年)が行われた．年金では，遺族年金制度の改正による遺族基礎年金の中高齢寡婦加算導入(1980年)，国民年金の第3号被保険者制度の創設(1985年)が行われ，「女性の主婦化」はさらに強化されて，「M字型」雇用が維持されると共に，「家族主義」体制も維持された．

その一方で，1980年代に男女雇用機会均等法が成立した(1985年)．しかし，当時の（そして現在も）女性労働者にとって最大の問題であった男女の役割分担という枠組みを変えることを視野にいれた法ではなかったため，結果として女性労働の「階層化」と「多様化」をもたらした(杉本 2008:7)にすぎなかった．均等法と同時期に導入された先述した税制・年金の専業主婦優遇政策は，男性並みに平等に働く女性と，男性とは異なる働き方をする

女性とに二極化をもたらすこととなった（杉本 2008:8）。

1990年代に入ると、30代に達しても結婚しない人や、結婚しない人がさらに増える一方で、結婚しても子どもを産まない人や子ども数を絞る夫婦が増えた。この超少子化傾向の深刻化は、経済状況が大きく質的に変化した中で起きたと山田はいう（山田 2007: 126）。バブル崩壊後、資本主義の構造転換、IT化、グローバル化が起こり、「ニューエコノミー」とも呼ばれる経済状況が、1990年代後半に日本に上陸し、経済の構造転換が引き起こされた。こうした経済構造の変化は、1970年以降に生まれた世代を直撃し、非正規雇用者が増加した。そのため、低所得層の人々はリスクを避けるために、結婚、出産を先送りしたと山田は主張する（山田 2007: 125-166）。岩間によれば、男性にとって、結婚を支える社会経済的諸条件を保持しているかどうかは依然として重要である（岩間 1999:56）¹⁵。男女雇用機会均等法後、女性の労働市場への進出は進んだが、1990年の雇用者総数に占める女子の割合は38.3%で、他の先進諸国に比べるとまだ割合が低かった。年齢別の女子労働力率曲線は未だM字型を描いており、男女賃金格差もまだ大きく、男子100に対して女性60.7しかなく、雇用での男女平等はまだまだ発展途上（塩田 2000: 129）にあった。

1991年には育児・介護休業法が制定された。この法律は女性の就業を継続する政策であって、一見「家族主義」の政策ではないように見える。しかし、全ての労働者が対象と言っても、実際には雇用保険に入っている人たちのみが対象で、自営業者や家族従事者、学生は対象外である。有期雇用の場合は雇用保険加入者であっても、条件の制約があり、施行後10年後の2011年になっても、22万人の育児休業取得者のうち、有期雇用者は6,000人しかいない。男性の育児休業取得率は、2010年で僅か1.38%しかない。つまり、非正規労働に従事する女性や、増して男性労働者が育児休業を取ることは困難なのである。武川は、給付の所得代替率が高く、所得期間が長くなると、女性が労働市場から撤退することを促進する働きをもつかもしれない（再家父長制化）と指摘している（武川 1999: 239-240）。しかも、女性の6割が出産退職をする現状においては、就業が継続できると謳いながらも、女性だけが育児休業を取得するのであれば、女性だけが子育ての責任を担わされ、子育てを強いられ、結果、就業を抑制されることにつながる可能性もある。政府は男性の育児休業取得率を2020年までに13%という目標を掲げているが、2013年の実績は2.03%しかない。こうした具体的な数値の提示は、「男女に対するダブルスタンダード（二重基準）を公認する（下夷 2013: 62）」ことになる。これは、「圧倒的なジェンダー・バイアスに起因する問題である（下夷: 2013: 63）」と下夷は厳しく指摘している。

さらに 1990 年代後半は、経済社会のグローバル化により、日本的労使関係、企業福祉、家族福祉が大きく揺らぎ、結局日本型福祉社会を支えることはできず、日本型福祉社会論は、決定的に破綻した（新川 2005:308）。企業福祉の破綻により、家族に対して課せられる福祉義務は、ますます増大することとなった¹⁶⁾。

次の図は、コーホート別の合計特殊出生率である。1990 年以降に 25～29 歳となったコーホート（1964～1968 年生）から激減している。経済状況の変化が男性の雇用を直撃し、女性には福祉義務がますます重くのしかかった結果が、コーホート別の出生率においても表れているように見える。2000 年には、出産のピークが 25～29 歳から 30～34 歳にずれており（[1974～1978 年生]のコーホート）、若年での出産が困難になっていることがうかがえる。

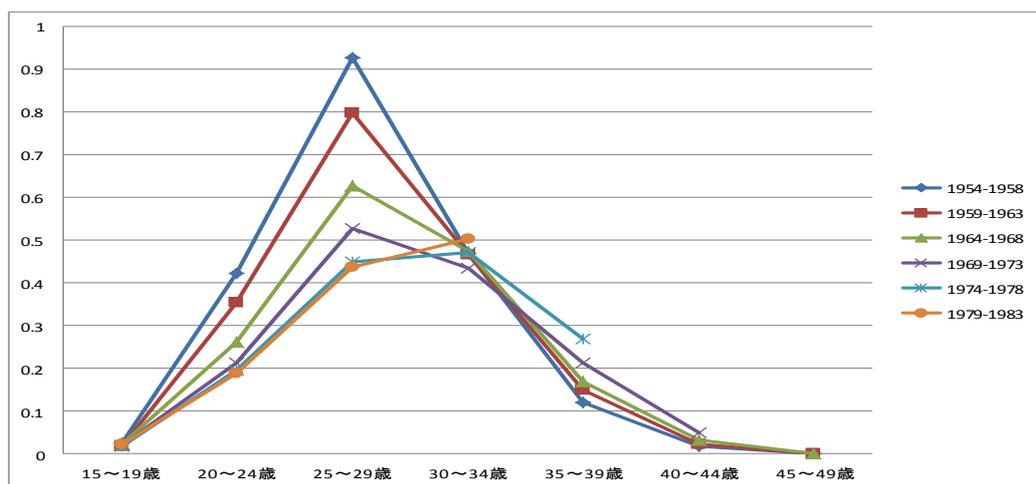


図 32 コーホート別合計特殊出生率

(資料出典：人口動態調査から筆者作成)

第 3 節 少子化対策の分析

1990 年の「1.57」ショック以来、家族政策は新たな局面を迎える。政府が少子化問題に目を向けるようになり、少子化対策が重要な政策的課題となったからである。

1994年に、文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定され、同時に、緊急保育対策等5カ年事

業が開始された。少子化対策が、それまでの「家族主義」の家族政策と、どういう点で変わったのかということに注目してこれまでの少子化対策を「家族主義」の視点から検証する。

1994年から今日までの対策は約20年間にわたっているが、政策の方針は、閣僚会議で決定された方針や大綱によって、微妙に異なっている。なぜなら、これらの方針や大綱が少子化対策の施策の方向性を決めているからである。したがって、少子化対策を検証するためには、方針や大綱を基準にした期間に分けて検討することで、それぞれの期の施策の方向性が「家族主義」かどうかを見極めることができる。そこで本稿では、次のような4期に分けて検討する。最初のエンゼルプランが作られて、少子化対策推進基本方針が出された時期が第1期、次に2003年の少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法が施行され、少子化社会対策基本法に基づいた「少子化社会対策大綱」が2004年に定められてからが第2期、そして次期大綱である「子ども・子育てビジョン」が定められた2010年から2015年3月までが第3期、そして子ども・子育て支援法が施行された2015年4月からが第4期である¹⁷⁾。

したがって、これまでの4期の間について、それぞれの期に実施される施策の基本理念をもとに、それぞれの期毎に少子化対策と「家族主義」とについて、その特徴を明らかにするとともに、政策としての有効性を筆者の立場から評価する。

(1) 第1期 (1994～2003年)

1997年10月、厚生省の人口問題審議会は「少子化に関する基本的考え方について一人人口減少社会、未来への責任と選択―」という報告書を取りまとめ、少子化の主な原因は未婚率の上昇と夫婦の平均出生数と平均理想子ども数との開きであることを指摘した。そして、1999年12月に、少子化対策推進関係閣僚会議で、「少子化対策基本方針」が決定され、この方針に基づいて新エンゼルプランが策定された。この第1期においては、少子化の原因が、晩婚化の進行等による未婚率の上昇であり、その背景には、仕事と子育ての両立の負担感の増大や子育ての負担感の増大があるとされた。少子化対策の趣旨は、仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望をもつことができる社会にしようとする事であった。

しかし、当時から都市部を中心に低年齢児の待機が多い状況にあった。平成 10 年版の厚生労働白書によれば、全国的に見ても、乳児の待機は年度当初で約 1 割、年度半ばには約 15%に達していた。低年齢児保育や延長保育の需要が高まったが、子どもの福祉の観点から低年齢児保育や長時間保育は望ましくないとの考え方が根強く、認可保育所だけでは十分な対応がなされなかった。そうした状況のなかで、ベビーホテルなどの認可保育所以外の保育サービスが出現してきたが、質に問題のあるケースなどが出た。二重保育を余儀なくされるなど、結局、より望ましくない状況に追い込まれていたのである。

この時期の政策の基本的視点は「子育て家庭を支援する」ことであり、家族の子育て支援が重視されている。また、「固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」が基本的な施策としてとりあげられているものの、叙述に終わっており、「脱家族主義」的な具体的施策として取り上げることができるのは「待機児童ゼロ作戦」等の保育政策しかなく、「家族主義」を乗り越えた対策とはいえないものであった。

(2) 第 2 期 (2004～2009 年)

第 2 期になると、2002 年 1 月に公表された将来人口推計で、将来の TFR の見通しが、前回推計の 1.61 から 1.39 へと下方修正され、少子化の主たる原因として晩婚化に加え、結婚した夫婦の出生力の低下という新たな傾向が指摘され、少子化がより一層進展するとの見通しが示された。このため、厚生労働省では、これまでの少子化対策のどこが不十分で、さらに対応すべき点は何なのかを改めて点検し、幅広い分野について検討を行なった。その結果、2002 年 9 月、少子化対策の一層の充実に関する提案として「少子化対策プラスワン」が取りまとめられた。この計画は、従来の取組が、子育てと仕事の両立支援の観点から、保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭の視点からみた、より全体として均衡のとれた取組を着実に進めていくことが必要であるという基本的考え方に立っていた。そのため、「子育てと仕事の両立支援」に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」、という 4 つの柱に沿って、社会全体が一体となって総合的な取組を進めることとされた。「少子化対策プラスワン」を踏まえて、2003 年 3 月に、少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。基本的な考え方として、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子

子どもを育成する家庭を社会全体で支援（次世代育成支援）することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを掲げた。つまり、「家庭」がキーワードとなっており、家庭の子育てを支援するという方向性は第1期と変わっていなかった。

2003年7月には「次世代育成支援対策推進法」が、2003年9月には超党派の議員立法として「少子化社会対策基本法」が成立した。そして2004年6月に、『少子化社会対策大綱』が閣議決定され、2005年からの新たな計画として「子ども・子育て応援プラン」が作られ、同プランに基づき2006年6月には、「新しい少子化対策」が少子化対策に関する政府・与党協議会において合意され、少子化社会対策会議で決定された。この計画の目標は、「出生率の低下傾向を反転させる」ことにあった。少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ろうとしており、「子どもを家族が育み、家族を地域社会が支える社会であってこそ、出生率向上のための各種支援策が効果を発揮する」として、改めて「家族」が強調されている。

2007年には少子化社会対策会議が「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を策定した。また併せて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」も策定された。平岡は、「子どもと家族を応援する日本」については、少子化の社会経済的影響への対応の方針を明確にした上で、施策の体系化が図られているという点で重要な意味を持つと評価している（平岡 2011:20）。さらに、この「戦略」は国民の希望子ども数の範囲内で出生促進政策を推進すること、また、少子化・人口減少による労働力不足については、出生数の増加ばかりではなく、若者、女性、高齢者等の労働市場参加の拡大によって解決を図るという政策の方向が明確にされている点を認めている。広島はこの戦略が、少子化の要因について、結婚については「経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性」、出産については「子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保度合い」とに明確に整理されており、少子化の要因論が経済的な側面を中心にして一新されたと評価した。しかし、少子化の最大の要因である未婚化政策が子育て支援策の中に包括され、未婚化対策独自の政策が取られず、子育て支援の枠から脱せなかったことも指摘している（広島 2009）。

2008年2月には、増加する保育所待機児童に対応するために「新待機児童ゼロ作戦」が行われた。さらにその年の12月には、少子化対策会議で「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」が出され、これを受けて2009年1月に、内閣府で「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」が立ち上げられ、同年6月に「“みんなの”少子化対策」が提言された。

第1期～第2期の少子化対策は、一貫して子どもを持ちたい人が、「更に子どもを増やす」ことを政策目標に掲げた「少子化対策」であった。そのため、子育て家庭に対する「子育て支援」が中心となっている。特に、少子化社会対策大綱にはその色合いが強く出ている。すなわち、「脱家族主義」を目指したというより、あくまでも「家族主義」の延長であったということが特徴である。

(3) 第3期 (2010～2014年)

ところが第3期になると、「家族主義」から「脱家族主義」へと少子化対策の方針が少し変わったように見えた。2009年12月の民主党の政権交代後の2010年1月、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。これは民主党政権になって出された初めてのプランであった。同時に「子ども・子育て新システム検討会議」が立ち上げられた。これを機に、それまでの「少子化社会白書」は、平成22年版から「子ども・子育て白書」と名称が変えられた。「子ども・子育てビジョン」では、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、子育てをする親や子どもたちなどの当事者の目線で、子ども・若者の育ち、そして子育てを支援することを第一に考え、個人が希望を普通になえられるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していくこととされたことが重要な特徴である。なぜなら、はじめて「家庭」ではなく、「個人」に目がむけられ、個人を対策の中心に据えているからである。平岡(2011:20-21)は、次の点も特徴的だと指摘している。第一に、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』とは対照的に、子ども手当等の経済支援（現金給付）が、教育・保育等のサービス（現物給付）と「車の両輪」とであると位置づけられた点、第二に、「一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切にします」という宣言がなされており、「子どもの権利の視点」が取り入れられたこと（チルドレン・ファースト）。そして第三に、「仕事と生活の調和」「子ども・若者の支援」とともに、「男女共同参画」の施策との密接な連携を図ることが明記されている点、第四に、数値目標が明記されている点をあげている。そして、平岡は、社会保障制度体系の再構築に向けて、子ども・家族政策としての体系化を図るという観点の重要性について主張している。

しかし、『子ども・子育てビジョン』においても結婚や家族形成にかかわる具体的な施策は皆無である（佐藤博樹・永井睦子・三輪哲，2010）し、基本的な施策の枠組みは、これまでの第1期、第2期とほとんど同じであり、子ども・家族政策にシフトしたということ

が確認できる施策はほとんどないのが実情である。唯一、子ども・家族政策と呼べるものとしては、子ども手当制度と、高校の授業料の無償化があげられるのみであった。子ども手当制度は、所得制限を設けない普遍的な制度として、子どもの貧困の解消のため政策パッケージの重要な一要素として位置付けられると評価されている（平岡 2011:22-23）。しかし、その子ども手当制度も、財政難などから 2011 年 3 月までで終わり、元の児童手当制度へと戻ってしまった。「子ども・子育て白書」も、平成 25 年からは、元の「少子化社会対策白書」の名称に戻された。

（４）第４期（2015 年～）

2010 年 6 月に、少子化社会対策会議で「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が定められ、2012 年 3 月には、同会議において「子ども・子育て新システムの基本制度について」が出された。さらに、これに基づいて、同月、社会保障・税一体改革関連法案として、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、いわゆる「子ども・子育て関連 3 法案」が 2012 年通常国会（第 180 回国会）に提出された。これら 3 法案は、同年 8 月 10 日に可決・成立し、同年 8 月 22 日に公布された。

この新しい制度の主なポイントは次の 3 点である。

- (1)認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- (2)認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- (3)地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

しかし、これまでの施設補助方式から利用者補助方式への転換（施設型給付費による個人給付方式への転換）をはじめ、保育所利用の仕組みが変わり、市町村の利用調整などの膨大な事務負担の増加や、保育所運営の不安定化など、保育の現場に様々な不安や疑問が広がっている。利用者側にとっても、これまでは「保育に欠ける要件」だけであったのに対し、「保育の必要性の認定」を受けなければならなくなった。両親ともフルタイムの就労を想定した保育認定と、両親の両方又はいずれかがパートタイムの就労を想定した 2 区分の保育認定が行われることになり、より厳密になった。2015 年 3 月に新しい「少子化社会

対策大綱」が策定され、この「子ども・子育て支援新制度」がその中心に据えられている。

「脱家族主義」政策の一環としての保育所待機児童の解消への意気込みは感じられるが、その他に「脱家族主義」と言えるような子ども・家族支援政策としての具体的な政策は見当たらない。人々や企業への意識啓発だけでは、今までの政策となにも変わるところがない。しかも、前回の「子ども・子育てビジョン」で目指された「子ども」中心の枠組みは一掃されてしまっている。「子ども・子育て支援制度」や新しい少子化対策大綱において、これからの制度運用がどのように行われるかを注意深く見守っていく必要がある。

これまで、少子化対策の歴史的経緯を概観したが、第1期・第2期は、「家族主義」を基本とした政策路線であって、第3期に漸く「脱家族主義化」の兆しが見え、試金石かと思われた子ども手当制度などが創設されたが、すぐに元の児童手当制度に戻ってしまった。保育所待機児童の解消など「脱家族主義」志向の政策が見られるものの未だ実効性を伴わず、これまでの「家族主義」の政策を転換しようとする政策は不十分であった。

第4節 「脱家族主義化」の失敗

以上の論点を整理しよう。日本のこれまでの家族政策研究において扱われてきた家族政策の概念は、冒頭に述べたエスピン-アンデルセンのいう「家族主義」とほぼ同一のものとみなすことができ、日本の少子化においては「家族主義と低出生率均衡」仮説が当てはまる。しかし、日本においては、少子化を食い止めるために1994年以降、少子化対策が行われた。分析の結果、少子化対策には、「脱家族主義」志向の政策が一部見られた。しかし、それまでの「家族主義」の政策を転換しようとする政策は不十分であり、従来の「家族主義」の政策は温存されたままであった。このことは、図33と図34に示すように、緩少子化国が「家族主義」志向の家族政策から、「脱家族主義」志向の家族政策へと転換したことと異なり、日本の家族政策は、その転換に失敗した結果、「家族主義」の体制が維持・再生産される仕組みが強固に温存され、そのために「脱家族主義」的な政策が導入されても、女性が子育てと就労が両立できず、少子化したことが明確化された。このことが少子化において、社会民主主義レジームと自由主義レジームの国々が、「脱家族主義」の家族政策に転換し、少子化を克服してきたことと大きく異なる。図35は、OECDのデータで、家族給付への公的支出の割合である。日本は少子化対策以後も家族給付への公的支出は依然として少なく、日本において「脱家族主義」志向の家族政策が進んでいないことが財政的な裏

付けからも明らかである。少子化対策は、「脱家族主義」を志向してはいるものの、社会民主主義レジームや自由主義レジームの国々とは異なり、「家族主義」の政策が温存されたままであるため、結果として「脱家族主義」志向の家族政策への転換に失敗している。つまり、日本の家族政策は、「脱家族主義」へのアクセラとブレーキを同時に踏んだような状態になっている。すなわち、少子化に歯止めがかからないのは、「脱家族主義」の政策によって「脱家族主義化」を目指そうとしても、一方で「家族主義」の政策が人々に影響を与え続けることで、人々の生活において、少子化の抑制に有効と考えられている「脱家族主義化」が実際には進まないからである¹⁸⁾。

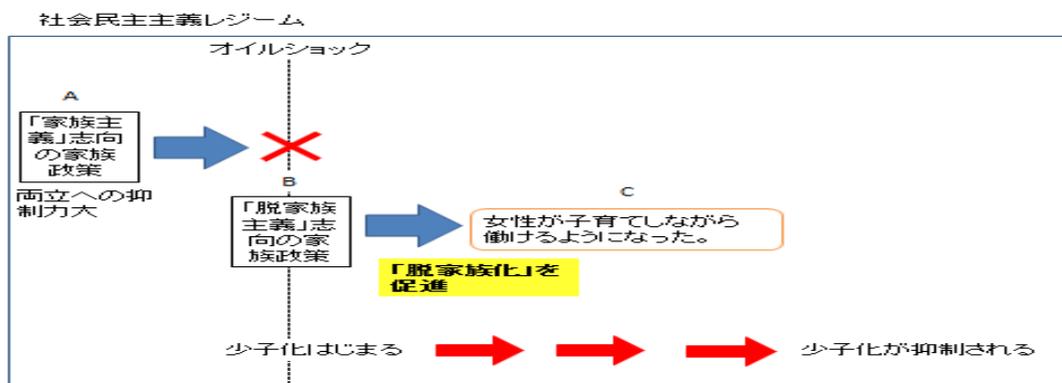


図 33 社会民主主義レジームにおける「脱家族主義化」(筆者作成)

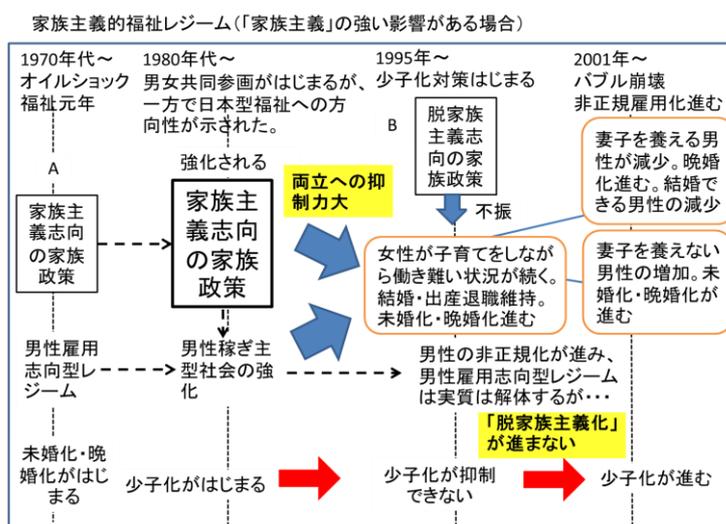


図 34 家族主義的福祉レジームにおける「脱家族主義化」の失敗(筆者作成)

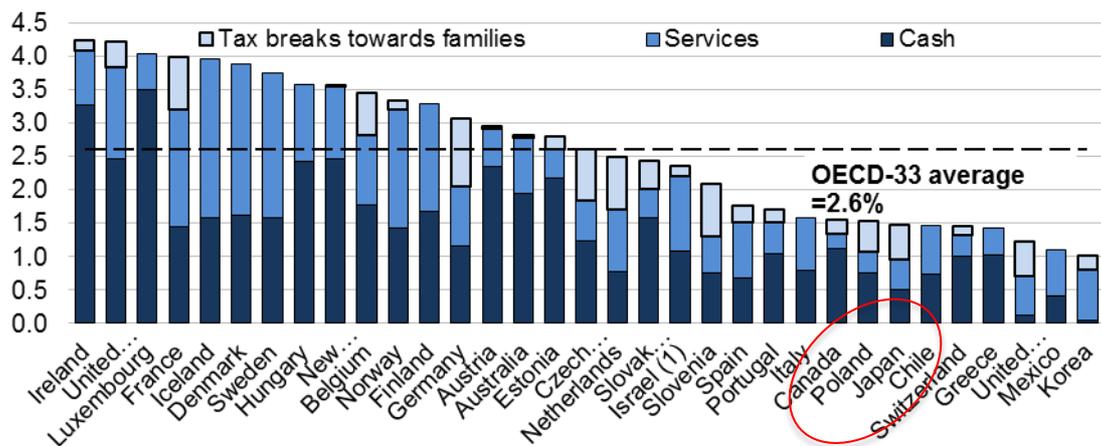


図 35 家族給付への公的支出の割合

(資料出典 : OECD Family Database <http://www.oecd.org/els/family/database.htm>)

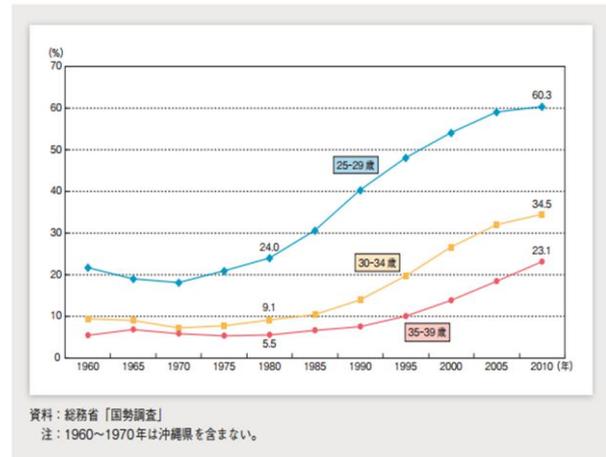
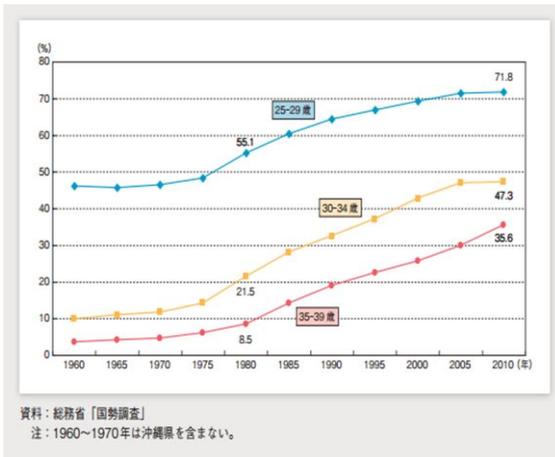
第5章 都市における少子化の分析—有配偶女性の就業と未婚化・晩婚化—

本章では、本稿の仮説である、家族主義的福祉レジームにおける「家族主義」という体制が「脱家族主義化」の政策を抑制することで、女性が家族か仕事かの二者択一を迫られるために未婚化・晩婚化を促し、少子化が進んでいるという仮説を検証するために、都市のデータを用いて日本の有配偶女性の就業と未婚化・晩婚化との関係について検証する。

第1節 はじめに

本稿で繰り返し述べてきたように、日本は家族主義的福祉レジームの国である。家族を福祉負担の担い手としているが、家族と言っても実際に負担を担っているのは専ら女性である。日本はまた、結婚と出産が分かちがたく結びついているというもうひとつの大きな特徴を有する。欧米の結婚外出産数は飛躍的に増加しており、同棲の意義が各国で異なるため、過度の一般化は慎むべきであるが、結婚していることと子どもを持つことは、事実上、同義語ではなくなっている (Esping-Andersen 2009: 26)。一方、日本においては法律上の婚姻関係にない男女に生まれた子どもである非嫡出子は、生まれてきた子どものわずか2.3%しかいない (厚生労働省人口動態統計 2014)。また、妊娠が結婚に先行する、いわゆる「できちゃった結婚」は、1980年の12.6%であったが、2009年には25.3%と、出産の約4分の1を占めるようになった (厚生労働省人口動態統計特殊報告出生に関する統計 2010)。このことは、子どもを産むためには結婚しなければならないという法律婚の根強さの裏返しでもある。したがって日本においては、子どもを持つためには、まず法律上の「結婚」というハードルをクリアしなければならない。

しかし、未婚率は戦後著しく増加している。筆者が未婚化の歴史的な推移を確認するために行ったチョウ・テストの結果¹⁹⁾、男性の未婚率に最も大きな変化が見られるのは1975年から1980年であり、オイルショックの影響を受けたものと予想される。一方女性は、20代後半は1985年を境に、30代前半は1990年代を境に構造的な変化がみられる。



(再掲) 図7 年齢別未婚率の推移 (左: 男性, 右: 女性)

表13 年代別男女年齢別未婚率

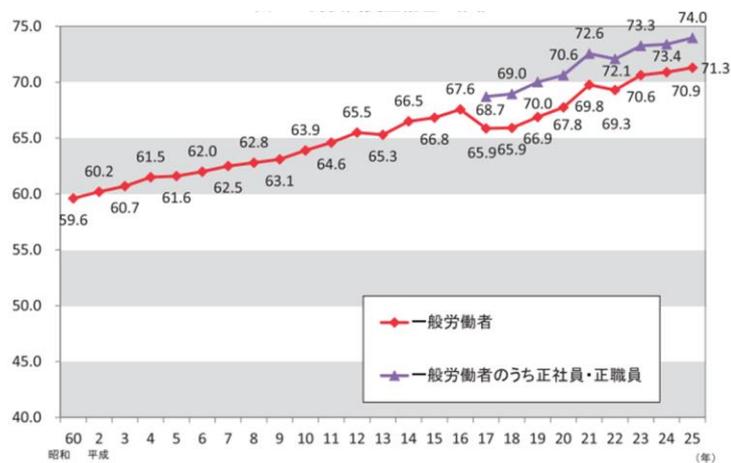
年	t	男性25-29歳 未婚率	増減率	男性30-34歳 未婚率	増減率	女性25-29歳 未婚率	増減率	女性30-34歳 未婚率	増減率
1955	1	41.0		9.1		20.6		7.9	
1960	2	46.1	0.12	9.9	0.09	21.7	0.05	9.4	0.19
1965	3	45.7	-0.01	11.1	0.11	19.0	-0.12	9.0	-0.04
1970	4	46.5	0.02	11.7	0.06	18.1	-0.05	7.2	-0.20
1975	5	48.3	0.04	14.3	0.22	20.9	0.15	7.7	0.06
1980	6	55.1	0.14	21.5	0.50	24.0	0.15	9.1	0.19
1985	7	60.4	0.10	28.1	0.31	30.6	0.28	10.4	0.15
1990	8	64.4	0.07	32.6	0.16	40.2	0.31	13.9	0.33
1995	9	66.9	0.04	37.3	0.14	48.0	0.20	19.7	0.42
2000	10	69.3	0.04	42.9	0.15	54.0	0.12	26.6	0.35
2005	11	71.4	0.03	47.1	0.10	59.0	0.09	32.0	0.20

(資料出典: 国勢調査 2010年をもとに筆者作成)

女性20代後半に見られる1980年代の変化に係る事柄としては、1985年の男女雇用機会均等法の施行がある。男女雇用機会均等法は、1979年に国連で採択された「女性差別撤廃条約」を批准するために、雇用の分野での男女の均等な機会・待遇の確保、女性労働者の職業能力の開発・向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活の調和を図ることなどにより女性労働者の福祉を増進させることを目的に制定された。その内容は不十分ながらも、女性の社会進出への足掛かりとして、女性のライフスタイルに大きなインパクトを与えたことは間違いない。しかしその一方で、1980年代には「日本型福祉社会」のスローガンのもとに、社会政策の多くの分野で家族主義的福祉レジームを維持するための改正が行われた。なかでも国民年金の第三号被保険者制度の創設、1950年代以来変遷してきた遺族年金制度が到達したあり方は、示唆するところが大きく、とりわけ女性が、家事・育児、夫の

世話や老親の介護などを引き受けることが強化され、稼ぐ面ではパート就労で家計を補助する程度に収入を抑えれば税制や年金制度上の特別の補助を受けられるという、強固な「男性稼ぎ主」型の生活保障システムとなった（大沢 2007）。このことは、結婚をするときの選択にも影響を与えるであろう。

女性の社会進出が促されたと言っても、男女間の賃金格差は依然として大きく、一般労働者の男性の平均賃金水準を100としたときに、一般労働者の女性の平均賃金水準は、平成25年で71.3と約7割である。こうした現状は下図のとおりOECD加盟国間で最も低いレベルである。



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 男性一般労働者の所定内給与額を100.0としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。

3 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。

4 正社員・正職員とは、事業所において正社員・正職員とする者をいう。

図37 男女間賃金格差の推移

(資料出典：厚生労働省「男女間の賃金格差解消のためのガイドライン」2013)

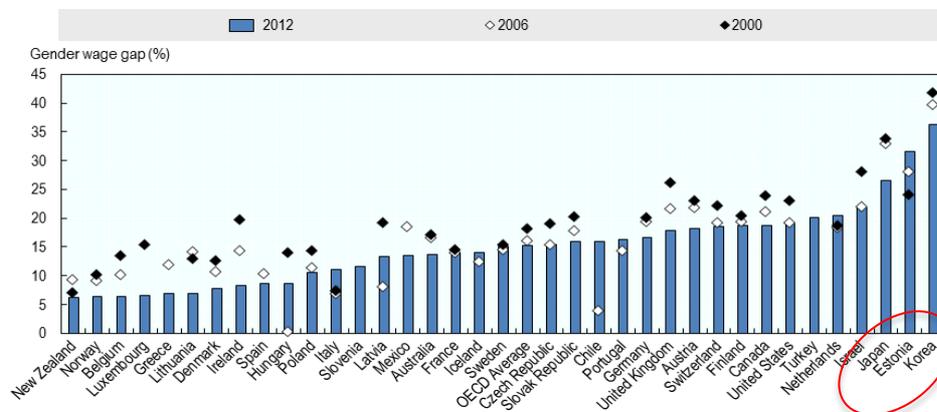


図38 OECD諸国の男女の賃金格差

(資料出典：OECD Family Database)

女性が自立して経済活動を営むのは困難な状況が依然として続いている。そのため結婚するならば、妻子を養える男性を選ぶ必要がある。結婚においても「男性稼ぎ主」型生活保障システムならば、自分自身で働くよりも夫に養ってもらう方が断然有利である。

ところが、1990年代のバブル崩壊後、長いトンネルを抜けていったん経済が持ち直したものの、経済のグローバル化の波が押し寄せ、リーマンショックなど世界規模での経済的状況の悪化により、妻子を養って豊かな生活を送ることができる未婚男性は激減している。若年男性の経済力が低下している中では、いくら未婚者の出会いの場が増えても、「結婚後は男性が主に経済的負担を引き受ける」という結婚形態を望むならば、それが実現する確率は極めて低くなる（山田 2010）。女性の30代前半に見られる1990年代の変化は、こうしたバブルの崩壊という、オイルショック同様の経済的な大きな衝撃を受けた結果であると思われる。

以上のことから、家族主義的福祉レジームにおける未婚化・晩婚化の問題は、日本社会に極めて特異的な現象であると言える。

この日本社会における特徴的な問題は、国内に目を向けるとまた新たな問題に注目せざるをえないことになる。それは地域間の格差である。国内では未婚率、TFRともに地域間格差が大きい。筆者が都道府県のマクロデータを使って、クラスター分析を行った結果、女性の有配偶就業率が高いクラスターほど出生率が高いことが確認された（澤田 2010）。家族主義的福祉レジームにおける結婚の困難さは依然として変わらないため、未婚率の上昇は相変わらず進んでいるが、人々の生活の実態においては、少しずつ構造的な変化が生じているのではないかということが予想される。ところが、大都市を含む都道府県にあっては、未婚率、女性の有配偶就業率ともに低迷したままであることが改めて確認された。

2014年5月8日に日本創生会議の人口問題検討分科会が「ストップ少子化・地方元気戦略（以下、「戦略」という。）」を発表した。この「戦略」は、現状の全国平均のTFRが続き、地方から大都市への若者の流出がこのまま続けば、2010年から2040年にかけて「20～39歳の女性人口」が5割以下に減少する自治体数が896自治体、全体の49.8%にのぼるとし、これらを「消滅可能性都市」として警鐘を鳴らした（増田 2014）。「消滅可能性都市」と指摘された地方の市町村をはじめ、多くの人々が、大きな衝撃を受けたのである。そして戦略では、この問題を解決するために「若者に魅力のある地域拠点都市」を中核とした「新たな集積構造」の構築の必要性を提唱している。

この事態をどう考えたら良いだろうか。日本では20～39歳の女性の分布が大都市に非常に偏っており、大都市では地方よりも少子化が進んでいるという特徴がある。2010年の国勢調査の結果によれば、20～39歳の女性は、政令指定都市（以下、「政令市」という。）(20市)に全国の20～39歳女性の23.4%、中核市(2010年時39市)に13.2%、東京都特別区部(23区)に8.75%におり、実に45.35%の女性が、これら的大都市（以下、本稿ではこれらの政令市、中核市、東京都特別区部を総称して「大都市」という。）に集中している。しかし、多くの大都市の出生率は極めて低い。すなわち、若い女性が多く存在するからといって、都市の女性が子どもを産み、次世代を育てている訳ではない。平成20～24年のTFRは、全国平均の1.42に対し、政令市の平均は1.33であり、最下位の札幌市が1.03、次が京都市1.16、仙台市1.21、福岡市1.24、大阪市1.25などと続く。この状況が継続すれば、大都市であっても、消滅する可能性はある。現に、東京の区が消滅可能性を指摘されている。しかし残念ながら戦略はこの点については何も触れていない。

このように、日本では大都市に働く場所を求めて地方から若い女性が流入し、そのことが地方での若い女性の人口流出を促して地方の少子化の原因となる一方で、都市では地方よりも更に少子化が進んでいる。この問題の解決の方法は、2つ考えられる。一方で、地域からの女性の流出を食い止め、出生率の高い地域の女性を増やすことである。他方で女性が多く集まる大都市の少子化問題を解決しなければならない。そこで本稿では大都市に注目し、第5章では、大都市における未婚化と女性の有配偶就業率との関係を検証した。続く第6章では、政令市の少子化について歴史的推移を検証するとともに、政令市の少子化対策担当者のインタビュー調査を通して考察を深めた。

第2節 先行研究レビュー

未婚率の地域間格差に注目した先行研究においては、主に都道府県を比較した分析が行われ、その多くは都道府県別の未婚率や、女性の労働力率の格差に注目している。しかし、都市の少子化については、詳細な実態についての研究が十分に行われてこなかった。少子化の要因についてはこれまで様々な分野から検討が行われてきたが、地域差に注目した研究はそれほど多くはなく、その中でも都市の少子化に特化した社会学的研究は少ない。その数少ない中でも松田茂樹と金子勇の研究を見てみよう。

松田は、少子化における地域差を取り上げ、「都市」と「地方」の少子化に目を向けてい

る(松田 2013:145-186[第5章 都市と地方の少子化]). ここでいう都市とは首都圏や近畿, 政令市のことを指し, 地方とはそれ以外の自治体のことを指している. しかし, 実際には, 都市の分析は行わず, 分析方法の制約上, 都道府県単位または地域ブロック単位での分析のみが行われている. 都市とは首都圏と近畿のみとなっており, 都道府県の分析においては, 出生率の地域差について, 内閣府が行った「都市と地方における子育て環境に関する調査」のデータ等を用いて分析を行った結果, ①地域の雇用の悪化, ②育児期の女性の就業, ③親族による子育て支援, ④結婚や子育てに関する規範意識という4つの仮説いずれもが, 出生率の地域差に影響を与えているという結果を得ている. ②の育児期の女性の就業については, 「それが出生率に与える影響は強いものではなく, かつ近年のその影響力は低下している」としているが, ここでいう育児期の女性の就業には未婚女性も含まれており, 仕事と育児の両立といった視点からの就業についての分析にはなっていないので, 留保が必要である. 以上のように, 都市の分析といたしながら, 実際には都市の少子化の特徴についての分析は行われていない.

同様に, 都市の人口変動と少子化の原因分析を行った金子勇も, 少子化の社会的原因の実証的分析を行っているが, 用いられたデータベースは都道府県レベルに統一されており, 実際には都市についての分析は行われていない(金子 2003:55-84). 金子の分析結果によると, 有意な説明力を持った変数は, 一人当たり住民税と女性の労働力比率であり, 住民税がマイナスの影響を持っていたのに対し, 女性の労働力比率はプラスの影響を示し, 女性の労働力比率が高いことはTFRの高さを説明するという結果を得ている. しかし, この労働力比率にも未婚女性が含まれており, 子育てと仕事の両立の視点からは, 結果に留保が必要である. 両者の研究に共通するのは, 女性の就業が少子化に影響を与えているという点であるということと, 都道府県のデータを用いた分析であるということである.

このように, 都道府県のデータを用いた検証では, 女性が就業している都道府県ほど出生率が高いという一貫した関係が得られている(松田 2013). これらは, OECD 諸国の研究において, 女性就業率が高い国ほど出生率が高くなったという知見に基づいた検証の結果であるが, 赤川や山口は, OECD 諸国の傾向分析に基づく議論について, OECD 諸国といっても多様性があり, 出生率はそういった個々の国の社会・経済条件に依存しているので, マクロな女性の労働力参加率と出生率の相関などを因果的に解釈するのは誤りであるという主張をしている(赤川 2005, 山口 2005).

筆者もこの指摘について同様に考えており, これまで国内においては, 都道府県単位の

女性の労働力率と出生率との関係についてのマクロ研究が行われてきたが、都道府県単位における女性の労働力率と出生率との相関についての因果的な解釈については、ある程度の傾向はつかめるとしても、より政策的に信頼できる議論には結びつかないとする。なぜなら、都道府県は数多くの自治体の集合であって、地理的にも広範囲にわたる単位であり、それぞれの自治体の社会的条件（人口規模、人口密度、人口移動、経済力等）、とりわけ、少子化対策は基礎自治体である市町村単位で行われており、これらの諸条件によっても大きな環境の差が起こりうるからである。

また山口は、「基本的にはマクロな国際比較分析よりも、ミクロな個人レベルでの日本国内での出生率の分析のほうが、より政策的に信頼できる情報をもたらす(山口 2005)」と考えているが、ミクロな個人レベルの分析も限界があるのではないか。なぜなら、個々人の就労や出産の選択が、完全に個人の事情のみで決定されるかといえ、その置かれた社会環境に委ねられる部分も非常に大きいため、身近な生活空間における社会環境を無視することはできないからである。特に都市における、就労環境や子育て支援の環境は、個人の就労や出産の選択に大きな影響を及ぼすと考えられる。したがって、個人レベルでの分析はもちろん重要であるが、基礎自治体である市町村を単位とする分析を行うことが、個人の置かれた身近な環境が、就労や出産に一定の影響を与えている現状を明らかにするうえで必要である。そのことが、有効な施策に資するであろう。

また、これまでの研究においては地域固有の要因の役割が強調され、都道府県別のクロスセクションの相関関係は十分に考察されてこなかったと、宇南山は指摘している(宇南山 2009)。宇南山は、都道府県別のクロスセクションデータを用いて、未婚率およびTFRと女性の労働力率には正の相関があり、結婚・出産をする人が多い都道府県ほど労働力率が高く、その傾向が最近ほど強くなっていることに注目した。特に結婚による離職率は、都道府県別に大きく異なるが、すべての都道府県で過去25年間ほとんど変化していないこと、未婚率が1980年から1990年前後に急激に変化した、その低下は離職率と強い相関を持っていることを明らかにしている。結婚による離職を説明する要因について、育児休業制度や三世代同居は重要な決定要因ではないが、保育所定員率は、結婚による離職のクロスセクションの違いだけでなく、時系列的な変化についても整合的に説明することができ、結婚による離職に大きな影響を与えていると指摘した。

日本は韓国と共に、OECD諸国の中でも未だに女性の有業率が20代後半～30代を底にしたM字型カーブを描くことが知られている。このことは、出産・育児期を中心に労働市

場を退出する女性が多いことにより生じている。かつてはどの先進諸国にも共通にみられていたが、1980年代以降は日本と韓国を除くほとんどの国でM字が消失している（柴山2005）。国内では1980年代以降にM字の底が20代後半から30代前半へと移動し、全体として上方移動の傾向にある。しかし、厚生労働省によれば、20代後半から30代前半の労働力率の上昇は未婚者の増加による部分が多いことによるとされている（厚生労働省2005）。

武石は総務省統計局による「就業構造基本調査」を用いて、このM字型について1982年から2002年までの20年間の都道府県の比較分析を行っている。武石の検証の結果、M字型カーブの形状は地域間格差が大きく、地域別にみた有業率の高低差は子どもを持つ女性の有業率の違いに起因している部分が多いことが明らかにされた。しかし、親の同居や夫の就業状態といった世帯構成や、本人の学歴などによる属性の違い、女性の就業分野の違いなどでは女性の有業率の地域間格差を説明しきれなかった（武石2006）。一方、安部らは都道府県データを用いて、女性の正規雇用就業率に都道府県間で大きな違いが存在していることを明らかにした（安部ほか2008）。また安部らは回帰分析により、男女間賃金比が高いことが女性の正規雇用就業率を上昇させるという傾向は見られないことや、女性の雇用者年収が高いことは女性の正規雇用就業率を下げる傾向があることなどを指摘している。

一方、橋本らは大都市圏の女性労働力率に注目した研究を行った。20代後半から30代前半にかけて非労働力化した女性の56.8%が、人口上位6都道府県に集中する事実を明らかにしている。またその理由について、生活時間の分析から大都市圏の女性が地方圏女性よりも長い労働時間を確保する必要があること、末子年齢が0～2歳の子を持つ母親の就業率は、大都市圏で20%、地方圏でも40%代と、M字型カーブの谷の30～34歳女性の全体の労働力率よりさらに低く、出産に直面した女性の継続就業が大都市圏においてきわめて困難な状況の反映であると検討したうえで言っている（橋本・宮川2008）²⁰。

結婚の地域格差を考慮した結婚に関する研究において、男性の未婚率に注目した研究はほとんどないが、唯一、北村らによる研究結果があげられる（北村2005,2009）。男性の未婚率は都市部で高く、近郊地域で低く、過疎農村で高くなることについて、北村らは2000年の全国市区町村別クロスセクション・データを用いて、結婚行動に影響を及ぼす要因及び未婚率の地域格差について考察している。従属変数を未婚率、独立変数を人口密度、人口密度2乗、年齢別未婚男女比、年齢別男性の就業率、既婚女性就業率、男女・年齢別人

口増加率、男女別大卒者比率、65歳以上人口比率、都道府県ダミーとした回帰分析を行っている。その結果、男性の年齢別の未婚率と未婚男女比と既婚女性就業率の係数が負、男性就業率、15歳未満人口比率の係数が正で有意となっている。女性の未婚率は男性就業率と、既婚女性就業率は男性と同じ傾向を示していたが、未婚男女比の係数は正で有意となり、男性の割合が大きいほど女性が結婚しやすいことが明らかとなった。既婚女性就業率の係数が負になっているが、ここで用いられた既婚女性就業率は、夫婦のいる一般世帯数を分母に、既婚女性就業者数を分子としており、全ての年齢の既婚女性就業率となっている。

これらの先行研究の結果から、都道府県間の未婚率の地域間格差は、保育所定員率、子どものいる女性の有業率・離職率、正規雇用就業率、男女雇用収入、労働時間、などがその要因として考えられ、そのことが未婚率に何らかの影響を及ぼしていることが予想できる。また、非労働力化した女性の約6割が大都市に集中しているならば、大都市の実態が国内に与える影響は大きい、しかし残念ながら、大都市に特化して未婚率と女性の有配偶就業率について分析したものはみられなかった。

したがって本稿では、次の問題提起に基づき分析を行う。

- (1) 都市においても都道府県と同様に、女性の就業が未婚率に影響を及ぼしているか。
- (2) 未婚率に影響を及ぼす要因のうち、女性の就業はどれぐらいの影響を及ぼしているか。

第3節 研究方法

前述したように、未婚率と女性の有配偶就業率について、これまでの研究は主に都道府県レベルの研究にとどまっており、市町村レベルの研究はほとんど見られなかった。本稿では、非労働力化した女性の約6割が大都市に集中しており、大都市の実態が国内に与える影響が大きいことをふまえ、マクロデータを用いて都市の分析を行うこととした。マクロデータをあたかも個人のデータのように扱わざるをえないというデータ制約があるものの、マクロデータは、個人を通して効果を見るためのデータが得にくく分析しにくいことを発見することができ、地域間の政策効果の違いや時間的な変化を考察するための地域的分析を行えるというメリットがある。また国内において、大都市が国全体に大きな影響を与えるならば、大都市の問題を明らかにしてその解決策を導くことは、今後の社会政策

への貢献が期待できる。さらに、ひとつの都道府県のなかでも人口の多い大都市がその都道府県全体に占める影響力は大きく、大都市の実態の分析は重要である。

対象市町村は、特別区部と政令指定都市（19市）である²¹⁾。具体的には、政令指定都市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市である。

本分析では、従属変数を25歳～34歳の5歳年齢階級ごとの男女の未婚率とし、未婚率を次の式により定めた。

$$\cdot \text{未婚率} = \text{未婚者数} / \text{総数}$$

独立変数は、次にあげる各変数である。

(1) 女性の有配偶就業率

本稿の仮説の中心となっている変数である。有配偶者のうち、就業している者の割合を求めた。

(2) 男女の他市区町村への通勤者割合

労働領域の変数として選択した。先行研究で通勤時間が与える影響が強いとされているため、通勤時間を用いたかったが、都市毎の通勤時間のデータが得られなかったため、代わりに他市区町村へ通勤している者の割合を用いた。就業者総数のうち、他市区町村へ通勤しているものの割合を求めた。

(3) 所得300万円未満の未婚者の割合

経済的な問題で結婚を躊躇している者が多いと言う指摘が多く見られるため、経済領域の変数として選択した。未婚者のうち、所得が300万円未満の未婚者の割合を求めた。

(4) 未婚者の非正規就業者の割合

雇用の悪化が未婚化に影響を与えているという指摘が多いため、経済領域の変数として選択した。未婚就業者総数に占める非正規就業未婚者数の割合を求めた。

(5) 保育所在籍人員率

家族へのサービスの領域の変数として選択した。定員率が変数として使用されることが多いが、保育所待機児童を減らす目的で定員の弾力化を図っており、在籍人数の方が現実を反映しやすいことから、在籍人数を用いた。0～6歳の人口に占める保育所の在籍人数の割合を求めた。

(6) 18歳未満一人当たりの児童福祉費

家族へのサービスの領域の変数として選択した。歳出に占める児童福祉費の割合であると、都市の財政規模の大小や子どもの人数の差などの影響があることから、児童福祉費を18歳未満ひとりあたりの人口で除し、実際に子ども一人あたりにどれぐらいの公費が使われているのかを求めた。

表 14 分析に用いた独立変数の一覧

領域	変数	計算方法	出典
労働	(1)女性の有配偶就業率	女性の有配偶就業者数／女性の有配偶者総数	2010年国勢調査
労働	(2)他市区町村への通勤者比率	他市区町村へ通勤している人数／就業者総数	2010年国勢調査
経済	(3)所得300万円未満の未婚者の割合	所得300万円未満の未婚者／未婚者総数	2012年就業構造基本調査
経済	(4)未婚者の正規就業率	未婚正規就業者数／未婚就業者総数	2012年就業構造基本調査
家族へのサービス	(5)保育所在籍率	保育所在籍人数／0～6歳人口	2010年厚生労働省報告例 2010年国勢調査
家族へのサービス	(6)18歳未満一人あたりの児童福祉費	児童福祉費／18歳未満人口	2010年国勢調査 2012年度市町村別決算状況調べ

分析方法は次の方法によった。

- 【1】 男女の未婚率(従属変数) と女性の有配偶就業率(独立変数) について、同じ年齢階層同士の散布図を作成し、単回帰分析を行った。同じ年齢層同士にした理由は、男女の初婚年齢差が、2009年の人口動態調査で1.8歳であるため。
- 【2】 独立変数間の関係について単回帰分析を行った。
- 【3】 男女の未婚率を従属変数とし、上記の(1)～(6)の独立変数を用いた重回帰分析を行った。統計ソフトとしてSPSSを用い、ステップワイズ法を採用した。

第4節 分析結果

(1) 25～29歳

【1】 男女の未婚率と女性の有配偶就業率との関係

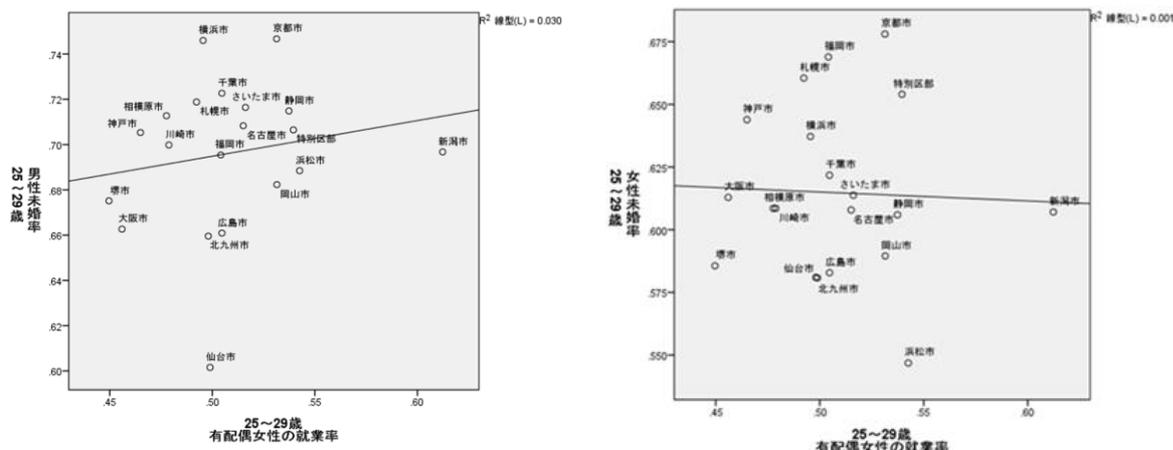


図 39 25～29歳の男女の未婚率と有配偶女性の就業率

男女の未婚率はともに有配偶女性の就業率との相関は見られなかった。

男性の未婚率と有配偶女性の就業率について、詳しく見ていこう。男性の未婚率が低く、有配偶女性の就業率が高い都市は、浜松市、岡山市、広島市、有配偶女性の就業率が高く、男性の未婚率も高いのは京都市と新潟市である。男性の未婚率が高く、有配偶女性の就業率が低い都市は、神戸市、相模原市、川崎市である。有配偶女性の就業率は低く、男性の未婚率も低いのは、堺市と大阪市である。

一方、女性の未婚率と有配偶女性の就業率について見てみると、女性の未婚率が低く、有配偶女性の就業率が高い都市は、浜松市、岡山市、広島市である。有配偶女性の就業率が高く女性の未婚率が高いのは、京都市と新潟市である。女性の未婚率が高く、有配偶女性の就業率が低い都市は、都市は、神戸市、札幌市、横浜市である。有配偶女性の就業率は低い、女性の未婚率も低いのは、堺市である。

【2】変数間の単回帰分析

変数同士の相関関係を整理したものが次表である。

表 15 変数間の相関関係 (25～29 歳)

	25～29歳 男性未婚 率	25～29歳 女性未婚 率	25～29歳 有配偶女性 の就業率	男性他市区 町村への通 勤者割合	女性他市区 町村への通 勤者割合	25～29歳 男性未婚者 300万円未 満の者の割合	25～29歳 女性未婚者 300万円未 満の者の割合	25～29歳 男性未婚者 非正規就 業者割合	25～29歳 女性未婚者 非正規就 業者割合	保育所在籍 人員率	18歳未満一 人あたりの 児童福祉費
25～29歳 男性未婚率	1	.605**	.174	.319	.267	-.232	-.115	.111	-.163	-.056	.061
25～29歳 女性未婚率		1	-.039	-.005	.011	.057	-.344	.440	-.219	.167	.421
25～29歳 有配偶女性の就業率			1	-.482*	-.501*	.314	.405	.030	.192	.461*	.018
男性他市区町村への 通勤者割合				1	.983**	-.632**	-.378	-.408	-.303	-.522*	-.097
女性他市区町村への 通勤者割合					1	-.581**	-.446*	-.397	-.356	-.493*	-.034
25～29歳 男性未婚者300万円未 満の者の割合						1	.495*	.662**	.248	.470*	-.157
25～29歳 女性未婚者300万円未 満の者の割合							1	.304	.752**	.103	-.519*
25～29歳 男性未婚者非正規就 業者割合								1	.368	.103	-.002
25～29歳 女性未婚者非正規就 業者割合									1	.085	-.282
保育所在籍人員率										1	.399
18歳未満一人あたりの 児童福祉費											1

ピアソンの相関係数. **.1%水準で有意 (両側) *.5%水準で有意 (両側)

以下、相関関係が有意であったものについて詳細にみてみよう。

① 未婚率

男性の未婚率と女性の未婚率は非常に強い正の相関がある。しかし、どちらの変数とも、他に相関係数が有意になった変数はなかった。

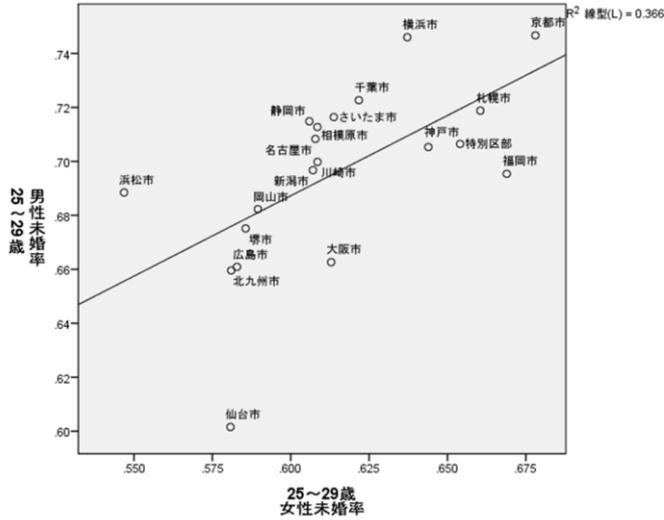
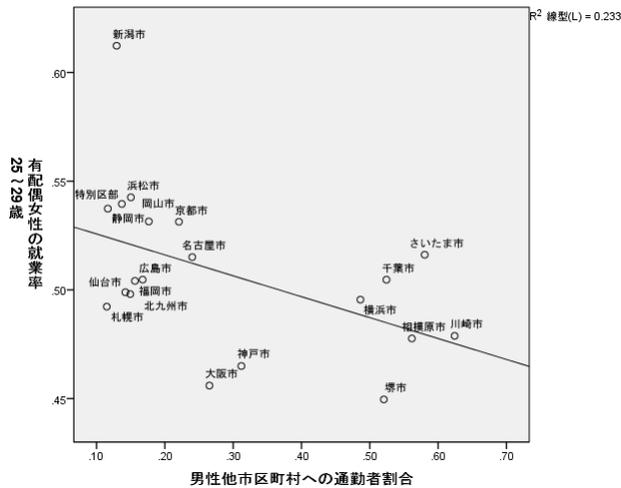


図 40 25~29 歳の男性未婚率と女性未婚率

② 労働環境

有配偶女性の就業率との相関係数が有意になったのは、男女の他市区町村への通勤者割合と、保育所在籍人員率である。他市区町村への通勤者割合との関係は、男女とも負の関係である。



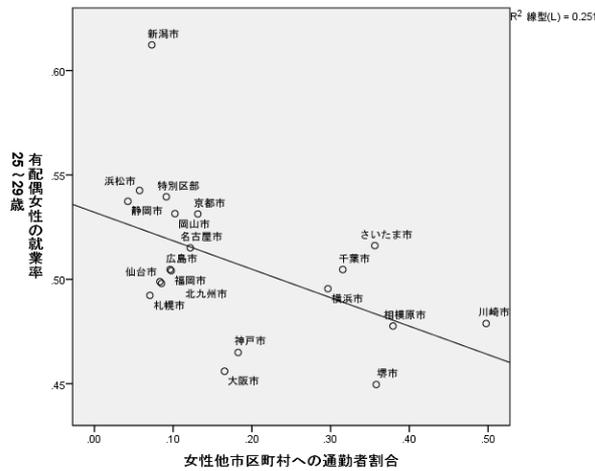


図 41 25～29 歳の有配偶女性の就業率と男女の他市区町村への通勤者割合

男女の他市区町村への通勤者割合は、有配偶女性の就業率と負の相関が強い。東京近郊の都市と、大阪市近郊の堺市の他市区町村への通勤者割合が多く、特別区部と地方の政令市は少ない。これは地理的な要因によるものであろう。

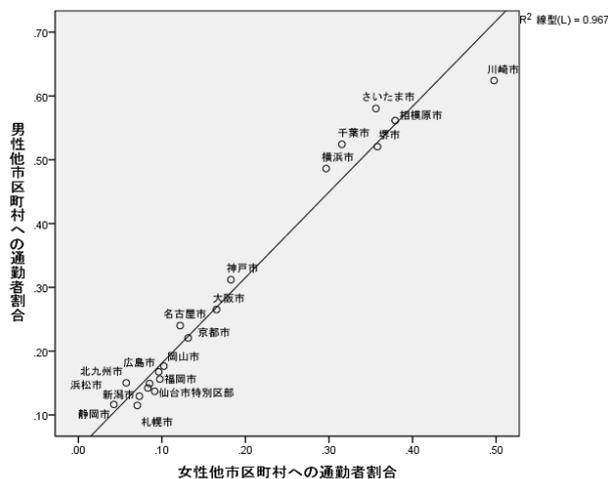


図 42 男性と女性の他市区町村への通勤者割合

他区市町村の通勤者割合と、保育所の在籍人員率の相関も強い。東京近郊の都市と大阪市近郊の堺市では、保育所在籍人員率が低く、他市区町村への通勤者割合は、男女ともに保育所在籍人員率とは負の相関関係がある。これは、有配偶女性の就業率と保育所在籍人員率は正の相関があり、通勤が遠方なため、子どもが来ると仕事を辞めるので、保育所の在籍人員が少なくなるものと予想される。

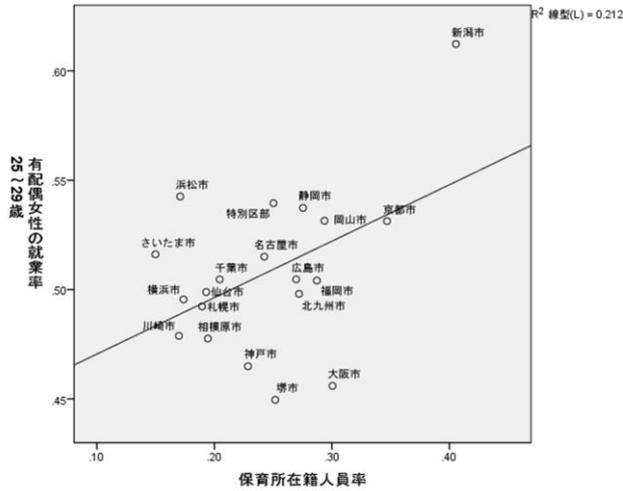


図 43 25～29 歳の有配偶女性の就業率と保育所在籍人員率

③経済環境

また、男女の他市区町村への通勤割合とともに、所得 300 万円未満の未婚者の割合と、強い負の相関があった。東京都近郊の都市と、神戸市、大阪市、名古屋市、特別区部は、所得 300 万円未満の未婚者の割合が少ない。他市区町村への通勤者割合が少ない都市ほど所得 300 万円未満の未婚者の割合が多い。

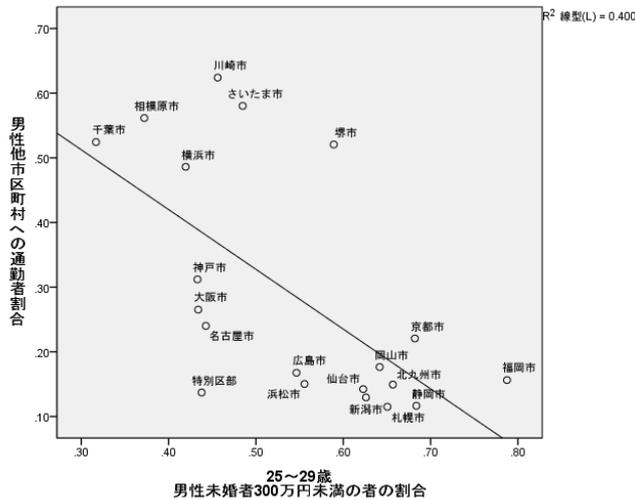


図 44 男女の他市区町村への通勤者割合と 25～29 歳の男性未婚者の所得 300 万円未満の者の割合

④ 保育サービス

男女の他市区町村への通勤者割合が少ない都市と保育所在籍人員率は、強い負の相関が

ある。また、所得 300 万円未満の男性未婚者の割合は、保育所在籍人員率と強い正の相関がある。他市区町村への通勤者割合が少ない都市は所得 300 万円未満の男性未婚者の割合が多いため、子どもを預けて女性も働かざるをえない状況にあると想定される。

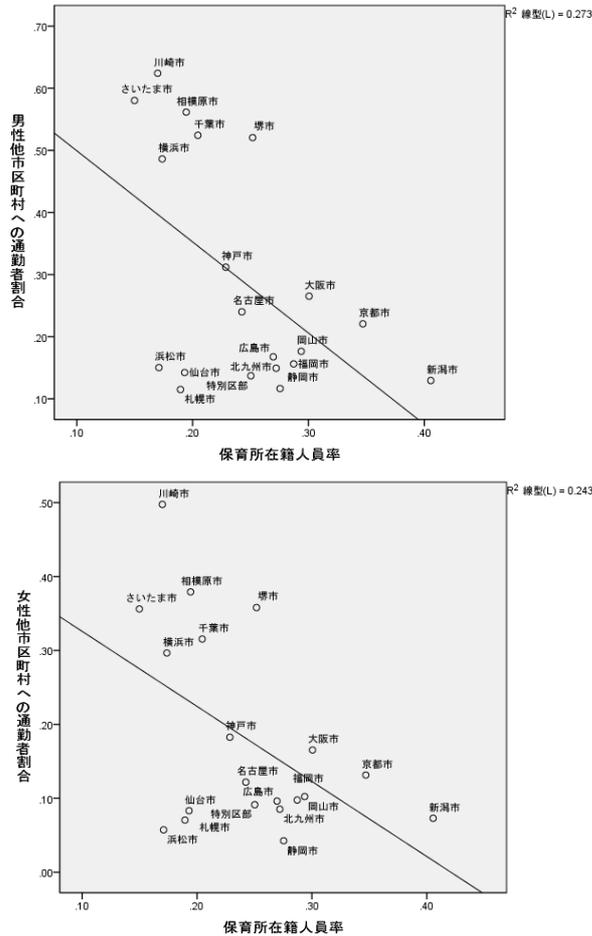


図 45 男女の他市区町村への通勤者割合と保育所在籍人員率

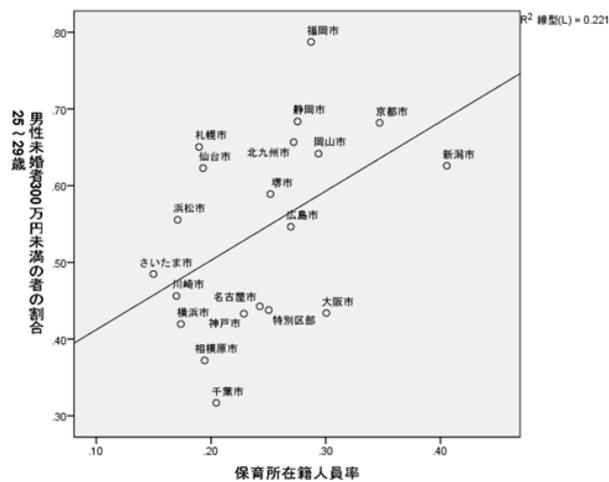


図 46 25～29 歳の男性未婚者の所得 300 万円未満の者の割合と保育所在籍人員率

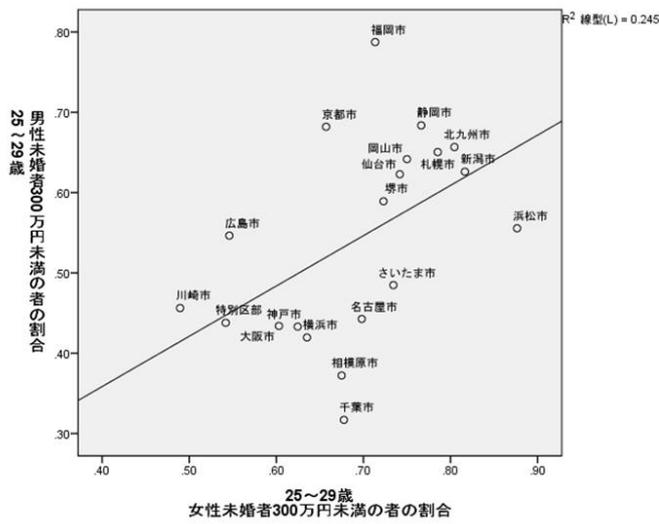


図 47 25～29 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合

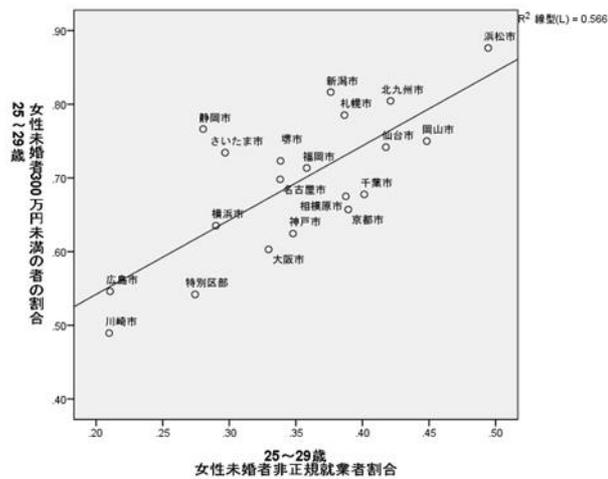
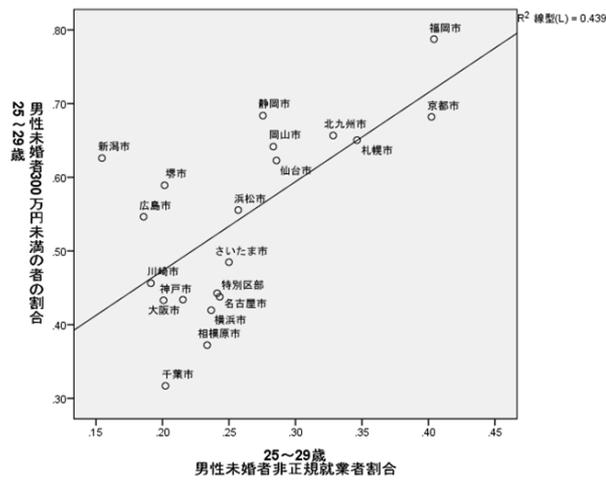


図 48 25～29 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合と非正規就業者割合

男女の所得 300 万円未満の未婚者の割合の相関は強い。また、所得 300 万円未満の男性未婚者の割合は、非正規の男性未婚者割合と強い相関がある。男女ともに所得が低く非正規の男性割合が多い場合に未婚率が高くなることが想定される。

【3】これらの独立変数を用いた重回帰分析では、ステップワイズ法では独立変数が残らなかったため、強制投入法を用いたが有意な結果は得られなかった。

(2) 30~34 歳

【1】男女の未婚率と女性の有配偶就業率との関係

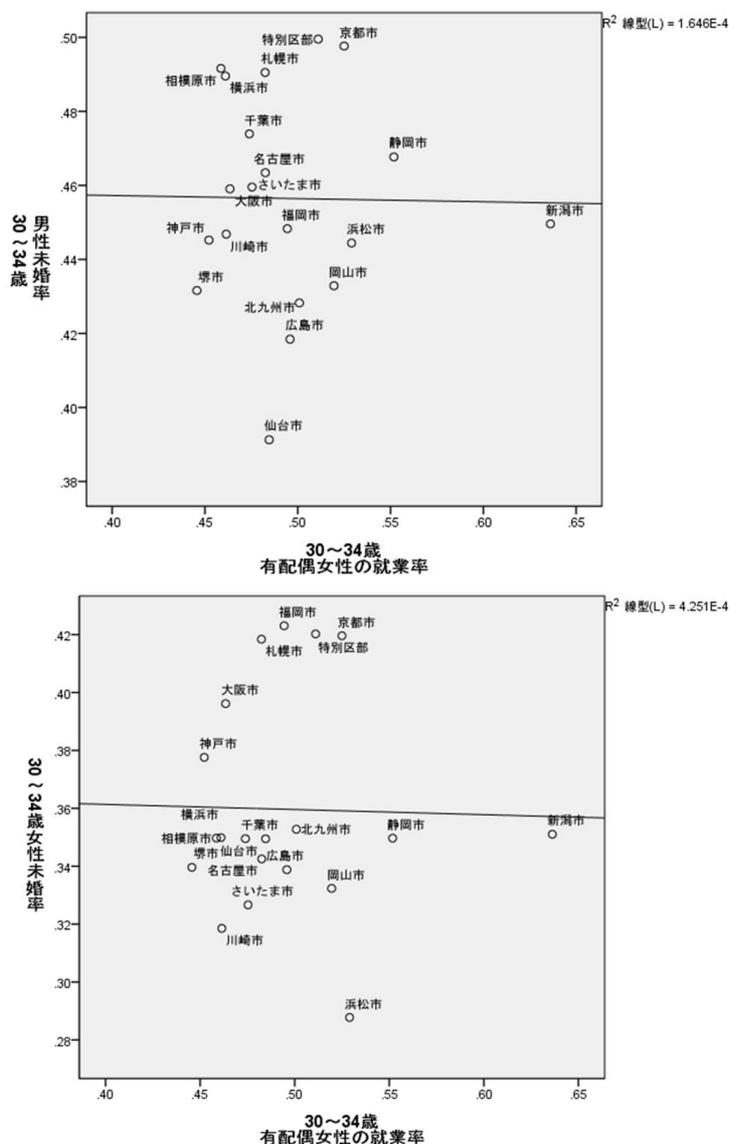


図 49 25~29 歳の男女の未婚率と有配偶女性の就業率

男女の未婚率はともに有配偶女性の就業率とでは、25～29歳と同様に相関はなかった。30～34歳の男性の未婚率と有配偶女性の就業率について、詳しく見ていこう。男性の未婚率が低く、有配偶女性の就業率が高い都市は、浜松市、岡山市、逆に、男性の未婚率が高く、有配偶女性の就業率が高い都市は、京都市と新潟市、静岡市である。男性の未婚率が高く有配偶女性の就業率が低いのが、相模原市、横浜市である。逆に、有配偶女性の就業率は低いが、男性の未婚率が低いのは、堺市と神戸市と川崎市である。

一方、女性の未婚率と有配偶女性の就業率について見てみると、女性の未婚率が低く、有配偶女性の就業率が高い都市は、浜松市、岡山市、広島市である。逆に、女性の未婚率が高く、有配偶女性の就業率が高い都市は、神戸市、札幌市、横浜市である。有配偶女性の就業率が高いが、女性の未婚率が低いのは京都市と新潟市、特別区部である。逆に、有配偶女性の就業率は低いが、女性の未婚率が低いのは、堺市である。

【2】変数間の関係

変数同士の相関関係を整理したものが次表である。

表 16 変数間の相関関係 (30～34歳)

	30～34歳 男性未婚率	30～34歳女 性未婚率	30～34歳 有配偶女性 の就業率	男性他市区 町村への通 勤者割合	女性他市区 町村への通 勤者割合	30～34歳 男性未婚者 300万円未 満の者の割 合	30～34歳女 性未婚者 300万円未 満の者の割 合	30～34歳 男性未婚者 非正規就業 者割合	30～34歳 女性未婚者 非正規就業 者割合	保育所在籍 人員率	18歳未満一 人あたりの 児童福祉費
30～34歳 男性未婚率	1	.458*	-.013	.188	.158	-.397	-.470*	.182	-.072	-.039	.346
30～34歳 女性未婚率		1	-.021	-.347	-.309	.389	.018	.609**	.194	.374	.574**
30～34歳 有配偶女性の就業率			1	-.597**	-.590**	.195	.439	-.165	.394	.659**	.017
男性他市区町村への通 勤者割合				1	.983**	-.500*	-.511*	-.177	-.362	-.522*	-.097
女性他市区町村への通 勤者割合					1	-.463*	-.469*	-.175	-.308	-.493*	-.034
30～34歳 男性未婚者300万円未 満の者の割合						1	.643**	.448*	.648**	.542*	.082
30～34歳女性未婚者300 万円未満の者の割合							1	-.058	.597**	.635**	.000
30～34歳 男性未婚者非正規就業 者割合								1	.251	.008	.065
30～34歳 女性未婚者非正規就業 者割合									1	.514*	.173
保育所在籍人員率										1	.399
18歳未満一人あたりの 児童福祉費											1

ピアソンの相関係数. **.1%水準で有意(両側) *.5%水準で有意(両側)

以下、相関関係が有意であったものについて詳細にみてみよう。

① 未婚率

男性の未婚率と女性の未婚率は非常に強い正の相関がある。

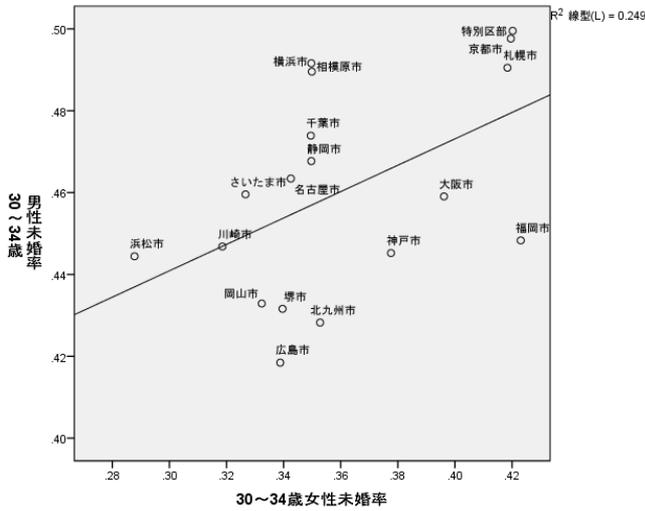


図 50 30~34 歳の男性未婚率と女性未婚率

男性の未婚率は、所得が 300 万円未満の女性未婚者の割合と強い負の相関がある。このことは、所得の高い女性が多い都市は、男性の未婚者が多いことを示している。

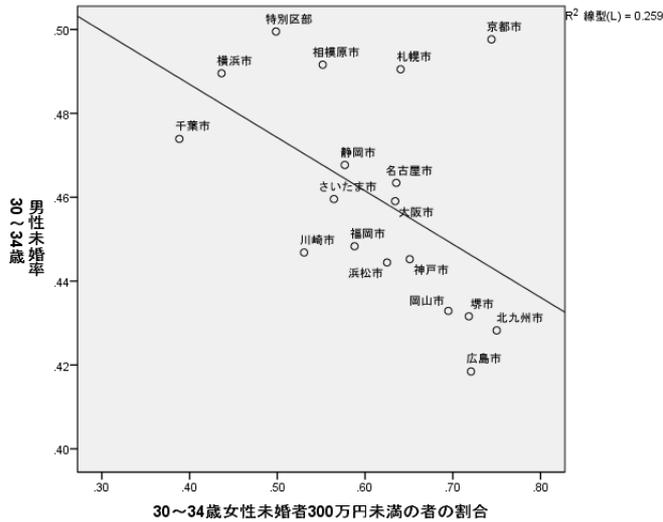


図 51 30~34 歳の男性未婚率と女性未婚者の所得 300 万円未満の者の割合

女性の未婚率は、非正規の男性未婚者の割合と強い正の相関がある。このことは、非正規の男性未婚者が多い都市ほど、女性の未婚者が多いことを示している。

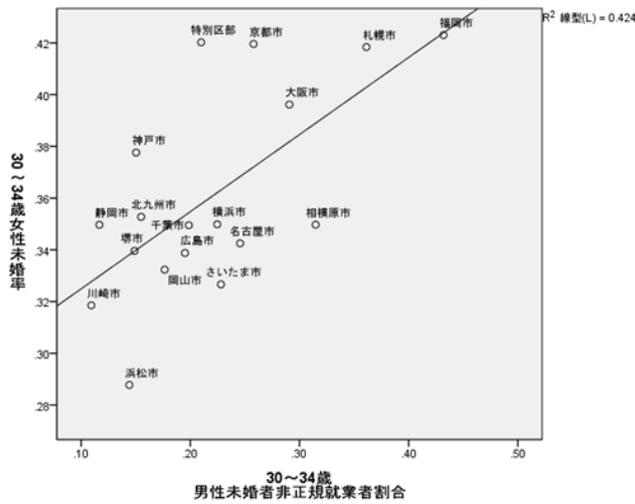


図 52 30～34 歳の女性未婚率と男性非正規就業者割合

また、女性の未婚率は、18歳未満児童一人当たりの児童福祉費と強い正の相関がある。女性の未婚率は、非正規の男性未婚者の割合と強い正の相関があり、非正規の男性未婚者の割合が多いほど女性の未婚率が高いことを示唆している。また、女性の未婚率は、18歳未満一人あたりの児童福祉費とも強い正の相関がみられた。

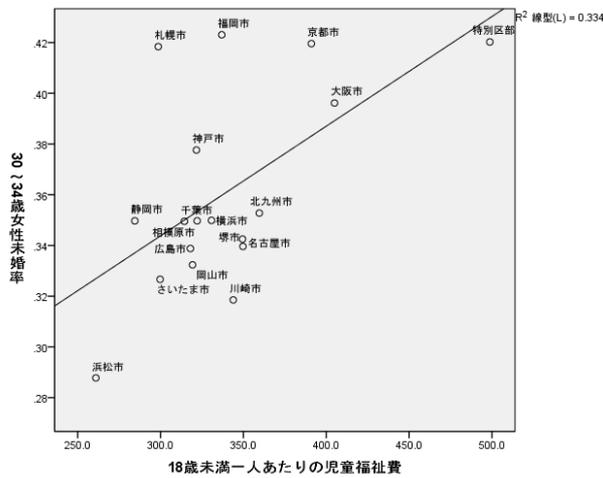


図 53 30～34 歳の女性未婚率と 18 歳未満一人あたりの児童福祉費

② 労働環境

有配偶女性の就業率との相関係数が有意になったのは、25～29歳と同様に、女性の他市区町村への通勤者割合と、保育所在籍人員率である。他市区町村への通勤者割合との関係は、男女とも負の関係である。

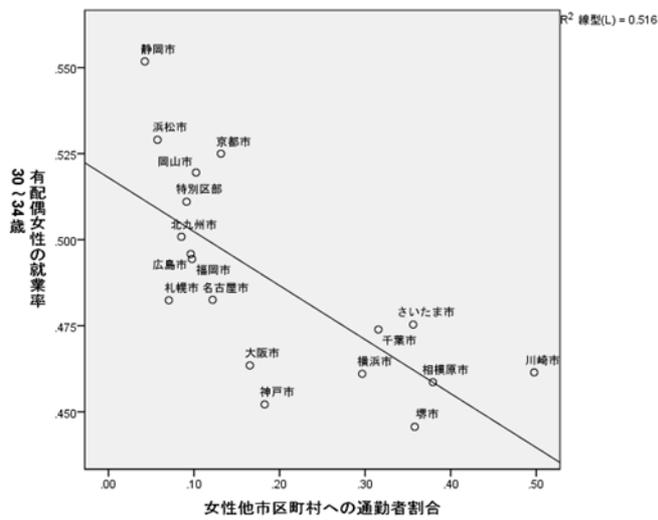
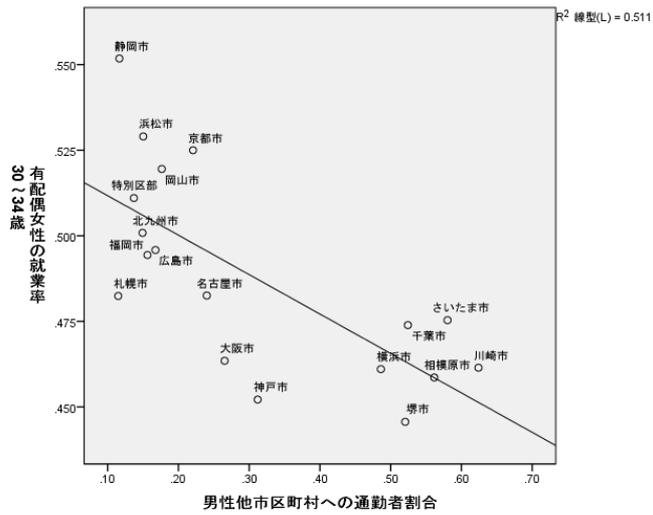


図 54 30~34 歳の有配偶女性の就業率と男女の他市区町村への通勤者割合

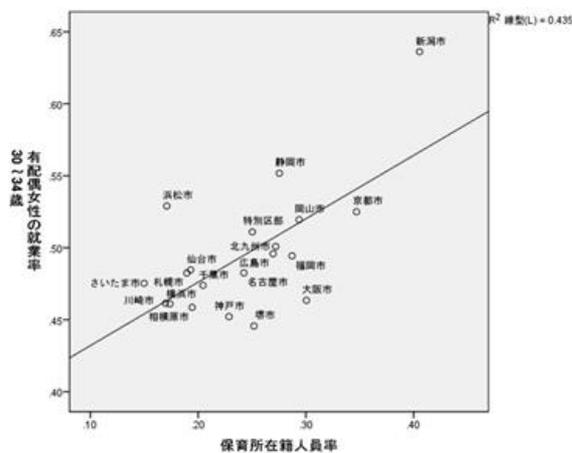


図 55 30~34 歳の有配偶女性の就業率と保育所在籍人員率

女性の有配偶就業率は、保育所在籍人員率と、強い正の相関がある。

③経済環境

男女の他市区町村への通勤割合はともに、それぞれの男女の所得 300 万円未満の未婚者の割合と、強い負の相関があった。他市区町村への通勤者割合が少ない都市ほど所得 300 万円未満の未婚者の割合が多い。男女とも全く同じ傾向が見られる。

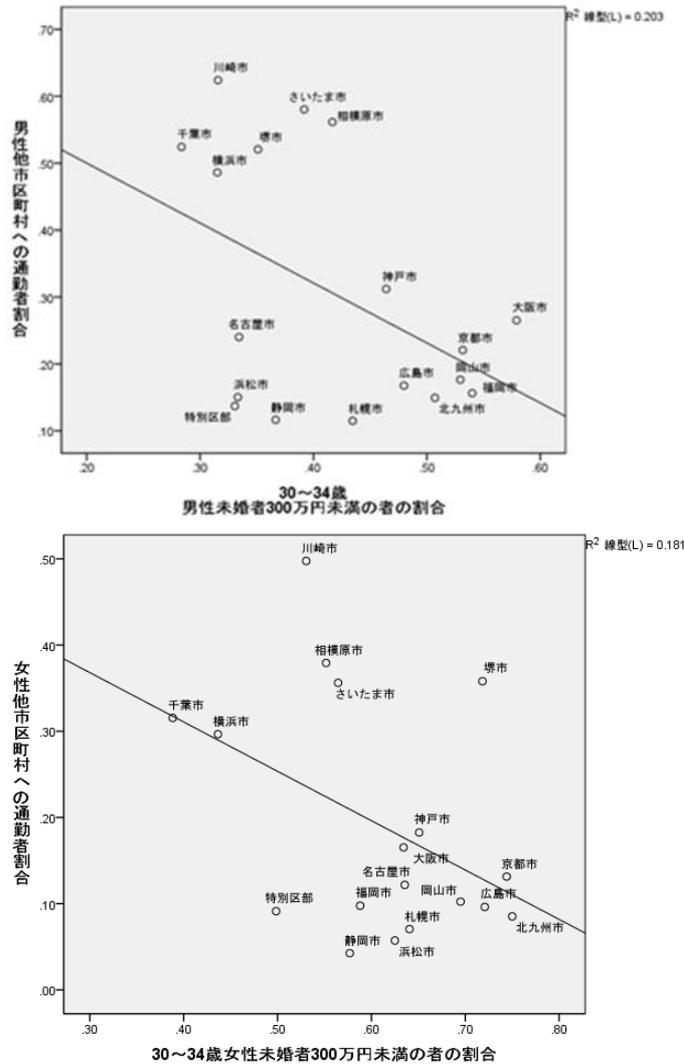


図 56 男女の他市区町村への通勤者割合と 30~34 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合

また、所得 300 万円未満の男性未婚者の割合は、所得 300 万円未満の女性未婚者の割合と正の相関は強い。所得 300 万円未満の男女の未婚者の割合は、男女の非正規就業の未婚者割合と正の強い相関がある。

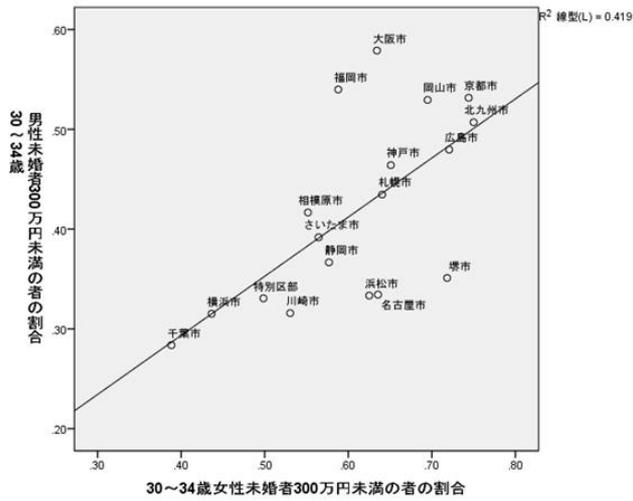
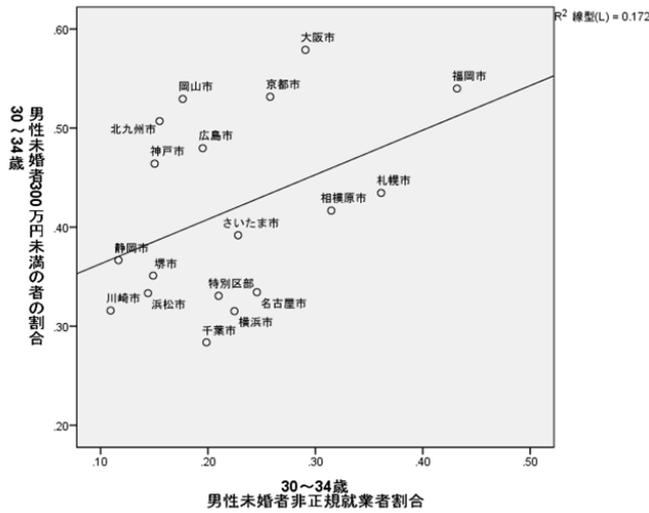
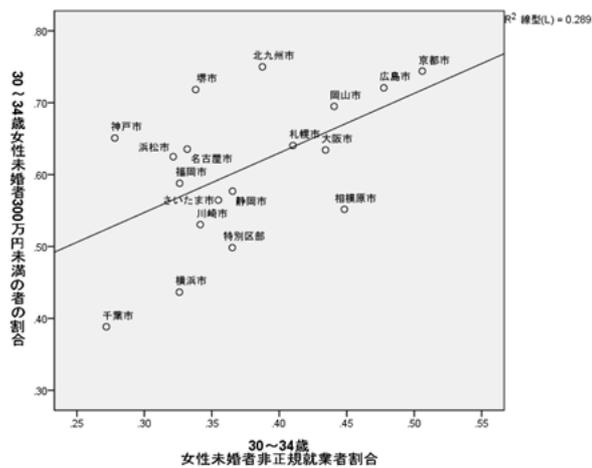


図 57 30～34 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合



30～34歳
男性未婚者非正規就業者割合



30～34歳
女性未婚者非正規就業者割合

図 58 30～34 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合と男女の未婚者の非正規就業者割合

また、男性の所得 300 万円未満の未婚者の割合は、女性の非正規の未婚者割合と強い正の相関がある。男性の所得が低いため、女性が働かなければならない状況にあるが、非正規就業者の割合が多いということを示している。

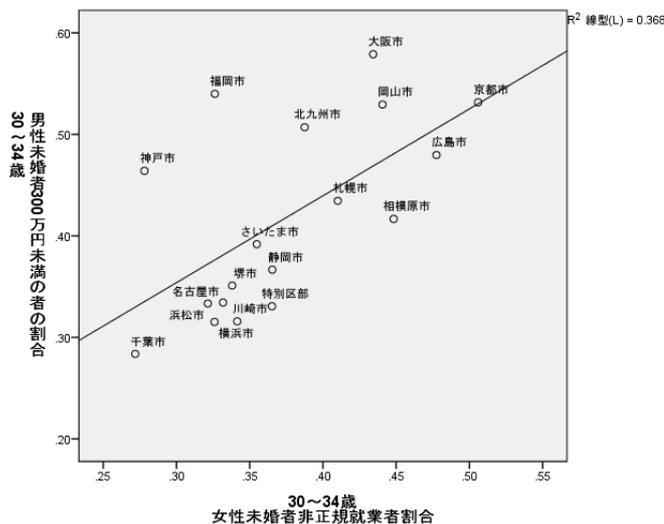


図 59 30～34 歳の女性の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合と女性未婚者非正規就業者割合

④ 保育サービス

男女の他市区町村への通勤者割合と保育所在籍人員率は、強い負の相関がある (図45)。他市区町村への通勤者割合が少ない都市は所得300万円未満の男性未婚者の割合が多い。そのため、子どもを預けて女性も働かざるをえない状況にあると想定される。さらに、30～34歳の場合は、女性の非正規就業者割合と保育所在籍人員率の割合についても相関が高く、女性の非正規就業者が子どもを保育所に預けて働いている者が多いと推察できる。

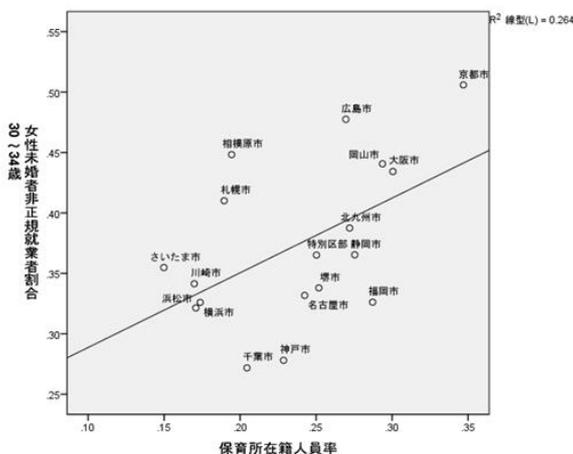
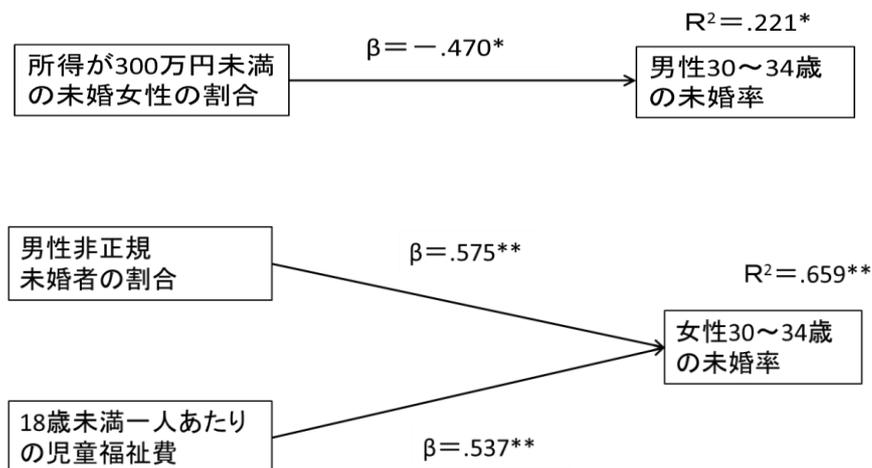


図60 30～34歳の女性の非正規就業者割合と保育所在籍人員率

【3】重回帰分析

未婚率を従属変数として独立変数を用いて重回帰分析を行った結果、次の結果を得た。



第5節 考察

本章では、政令市のマクロデータを用いて、25～29歳と30～34歳について、男女の未婚率と有配偶女性の就業率の関係とその他の未婚率に対する独立変数についての関係を見た。いずれの年齢階層においても、未婚率と有配偶女性の就業率とは相関が見られなかった。このことは、これまでの都道府県の分析結果とは異なる結果であった。

30～34歳について、男性の未婚率は、所得が300万円未満の女性未婚者の割合と強い負の相関があった。このことは、所得の高い女性が多い都市は、男性の未婚者が多いことを示していた。一方女性の未婚率は、非正規の男性未婚者の割合と強い正の相関がみられた。このことは、非正規の男性未婚者が多い都市ほど、女性の未婚者が多いことを示している。これらの事実は、経済的環境の悪化が少子化の要因であると指摘されていることの裏付けとなる。

また、女性の未婚率は、18歳未満一人あたりの児童福祉費とも強い正の相関があり、散布図を見ると、財政力の大きな特別区部や大阪市の影響が大きいことがうかがえる。保育所の在籍人員率とこの一人当たり児童福祉費との相関はみられない。児童福祉費は児童手当等の扶助費が約7割を占めている。児童手当だけでなく乳幼児医療の無料化、保育所本人負担の軽減などが含まれ、少子化傾向にありながら増加を続けている。財政規模が大きく子どもの数が少なければ、一人当たりの児童福祉費が大きくなり、財政規模が小さく子

どもの数が多ければ一人当たりの児童福祉費が小さくなることもあり、慎重な解釈が必要である。しかし、一人あたりの児童福祉費の規模と女性の未婚率が正の関係にあるということは、自治体にとってみれば、これまで対策の中心であった子育て支援施策を、単純に財政的な問題として片づけることはできないことを意味しているし、現状の子育て支援施策が果たして未婚率の是正に効果的なのかということを改めて問われることになる。

表 17 本章で用いたデータの記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
20～24歳 男性未婚率	20	.85	.95	.9193	.02403
25～29歳 男性未婚率	20	.60	.75	.6960	.03323
30～34歳 男性未婚率	20	.39	.50	.4565	.02872
35～39歳 男性未婚率	20	.30	.39	.3455	.02631
20～24歳 女性未婚率	20	.85	.93	.8930	.02119
25～29歳 女性未婚率	20	.55	.68	.6148	.03376
30～34歳 女性未婚率	20	.29	.42	.3597	.03758
35～39歳 女性未婚率	20	.19	.31	.2460	.03304
20～24歳 有配偶女性の就業率	20	.31	.49	.3951	.04722
25～29歳 有配偶女性の就業率	20	.45	.61	.5076	.03663
30～34歳 有配偶女性の就業率	20	.45	.64	.4952	.04366
35～39歳 有配偶女性の就業率	20	.44	.68	.5197	.05577
男性他市区町村への通勤者割合	20	.11	.62	.2887	.18372
女性他市区町村への通勤者割合	20	.04	.50	.1802	.13468
20～24歳 男性未婚者300万円未満の者の割合	20	.68	.92	.8155	.06887
25～29歳 男性未婚者300万円未満の者の割合	20	.32	.79	.5420	.12568
30～34歳 男性未婚者300万円未満の者の割合	20	.28	.58	.4282	.09590
35～39歳 男性未婚者300万円未満の者の割合	20	.20	.59	.4073	.10822
20～24歳 女性未婚者300万円未満の者の割合	20	.82	.96	.8848	.03954
25～29歳 女性未婚者300万円未満の者の割合	20	.49	.88	.6930	.09940
30～34歳 女性未婚者300万円未満の者の割合	20	.39	.81	.6210	.10699
35～39歳 女性未婚者300万円未満の者の割合	20	.36	.82	.5684	.12613
20～24歳 男性未婚者非正規就業者割合	20	.32	.63	.4774	.08924
25～29歳 男性未婚者非正規就業者割合	20	.15	.40	.2569	.06884
30～34歳 男性未婚者非正規就業者割合	20	.11	.43	.2236	.08519
35～39歳 男性未婚者非正規就業者割合	20	.09	.34	.2010	.06086
20～24歳 女性未婚者非正規就業者割合	20	.29	.61	.4825	.08553
25～29歳 女性未婚者非正規就業者割合	20	.21	.49	.3498	.07420
30～34歳 女性未婚者非正規就業者割合	20	.27	.51	.3818	.06776
35～39歳 女性未婚者非正規就業者割合	20	.22	.55	.3857	.08820
保育所在籍人員率	20	.15	.41	.2435	.06537
18歳未満一人あたりの児童福祉費	20	261.0	498.7	337.995	50.7599
有効なケースの数（リストごと）	20				

第6章 都市における少子化対策の困難性

前章で、大都市においては、未婚率と有配偶女性の就業率に相関が見られなかったことを確認した。しかし、都道府県の分析結果とは異なり、何故大都市ではそのような結果になったのであろうか。大都市においては何故未婚率と有配偶女性の就業率とに関係が見られないのであろうか。アンデルセンが「家族主義と低出生率均衡」仮説において提示した、出生率と女性の就業率とのポジティブな関係が見られないのは何故なのであろうか。このことを明らかにするために、本章では、女性の就業と少子化についてのこれまでの仮説をふりかえるとともに、出生率と女性の就業の関係をモデル化し、歴史的推移を確認しながら、大都市の少子化対策担当者のインタビュー調査をもとに、大都市における少子化対策の困難性を探りたい。

第1節 女性の就業と少子化におけるこれまでの仮説

まず本節では、女性の就業と少子化との関係についての論じられてきた先行研究を再検討する。なぜなら、女性の就業と少子化については、相対立する二つの仮説が支持されてきたからである。ひとつは、「女性が就業すると少子化が進むという仮説」、もうひとつは女性が就業することで少子化が抑制される」という仮説である。

これらの仮説を検討する前に、いくつかの議論の前提を提示しておきたい。少子化を論ずる際には、結婚と出産の二つのフェーズが考えられる。特に日本の場合、非嫡出子が大変少なく、結婚と出産が分かち難く結びついていることから、出産にたどり着くには「結婚」と「出産」の二重のハードルを越えなければならないという認識を前提とする必要がある。人口学の知見によれば、1970年代半ばから1980年代半ばまでの合計出生率の低下は、既婚出生率の低下ではなく、主として晩婚化によってもたらされたものである（廣嶋1998）。1980年代後半からは既婚合計出生率が若干の低下をみせるようになったが、これをコーホート別に見れば、「家族の戦後体制」を作った1950年代生まれまでは、2.0程度の水準を維持してきたが、1950年代後半生まれ以降では、明らかに2.0以下への低下が生じ、1965-70年生まれでは1.65まで低下している（廣嶋1998）。このことは、1990年代に入って夫婦の出生行動の変化の影響が合計特殊出生率に影響を与え始めたこととも一致している。さらに2000年以降2005年までのTFRの低下に対して、岩澤（2008）は、全国将来人

口推計における出生率の過程設定で用いられている、出生率が女性の初婚行動や離死別再婚行動によって規定されるモデルを用いてシミュレーション分析を行い、初婚行動の変化の寄与が8割以上を占め、残りの2割が夫婦の出生行動の変化によるものであることを確認している。したがって、現在においてもなお、少子化において、未婚化・晩婚化などの初婚行動の影響が大きいことを認識しておく必要がある。また、本稿で用いる就業とは、国勢調査で用いる就業と同義であり、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもしていることを指し、主に勤め先の仕事や自家営業などの仕事をしていることを指す。労働力率は、この就業者に完全失業者を合わせた者の割合を指す。以下、二つの仮説についてそれぞれ検証する。

（1）「女性が就業すると少子化が進む」という仮説

この仮説は、女性の社会進出が少子化を招いたとするものである。「女性の社会進出が少子化を招く」という言説は、これまで一般の人々の間でそのように信じられてきた。女性が働いて経済力を得ることで、男性の経済力をあてにしなくてもよくなるので、結婚や子育てよりも仕事を選択するため、少子化が進むと考えられるからである。大橋は、「女性の労働市場での力を増すことが、多くの女性に結婚以外の選択をさせる方向へ導く決定要因となってきた」と指摘している（大橋 1993）。大橋は、今やかつてほど結婚が女性にとって経済的メリットがなく、むしろ女性が経済的に自立できるならば、結婚というシステムはデメリットの多いシステムであり、それを忌避する、つまり、経済合理的選択として未婚を選択していると主張する。大橋は結婚のシステムを、本来、国家の維持存続と発展をはかる目的で、家庭という管理しやすい単位をつくらせ、女性に生命と労働力の再生産のための、無償の家事・出産・育児・介護のシャドワークを担わせる合法的制度としてみている。女性の高学歴化が進んで就労することができるようになり、経済的保障のために男性をあてにしなくても良くなったにもかかわらず、旧態依然とした女性の家事役割などが、結婚を妨げているという主張である。

しかし、1970年以降の女性の社会進出は、若い女性の就業が進んだことよりも、主に子育て後の既婚女性の再就職によってもたらされたものである（山田 1996）。山田は、女性が収入の高い男性を求めているが、安定した収入を得る若年男性が減少していることが未婚化の原因であり「未婚者の状況認識と現実とのギャップ」が存在すると指摘している。

「未婚者の状況認識と現実とのギャップ」とは、山田によれば、①結婚希望はある。②多くの未婚者は経済的に安定した親と同居しているから当面の経済的負担はない。③結婚後の家計維持を男性に期待する意識は男女ともに弱まっていない。④男女とも理想の相手が出現することを信じて待っている、である。(山田 2010)。また、高学歴者は結婚年齢が遅いが、結婚確率自体は決して低くはなく(白波瀬 1999)、高学歴者の晩婚化は進んでいるが、結婚を忌避しているわけではない。むしろ、女性の高学歴化が進み、労働市場へ進出しても、1970年代以降のオイルショックへの対策として「戦後体制型」のジェンダーが維持され、女性の労働力率曲線のM字型は維持されており(落合 2006)、いったん社会に出ても、結婚や出産で労働市場からいったんリタイアする女性が多く、女性の就業や社会進出が順調にしているとは言えない状態が続いている。以上の先行研究は、ミクロの個人レベルの分析から導き出された知見である。女性の就業は晩婚化を進める一つの要因となるが、直接的に少子化の原因となっているとは言えない。ただし、晩婚化が進めば、出産可能な期間が短縮化されるため、間接的に少子化の要因になっていることは否定できない。注目しなければならないことは、その媒介要因として、「旧態依然とした女性の家事役割」、「結婚後の家計維持を男性に期待する意識」、「女性の労働力率曲線のM字型の維持」という、ジェンダー要因が指摘されているということである。

(2) 「女性が就業することで少子化が抑制される」という仮説

一方の「女性が就業することで少子化が抑制される」という仮説は、OECD 諸国における TFR と女性の労働力率が以前は負の関係にあったのが、1986 年以後は正の関係に転じたというマクロレベルの事実から導かれている。

エスピン-アンデルセンは、このことについて、福祉レジームに基づいた分析を行い「家族主義と低出生率均衡」を指摘している。先進諸国のいずれもが福祉国家の初期の段階では「家族主義」²²⁾を前提としており(Esping-Andersen, 2009:80=2011:82)、第二次世界大戦以前は、男性=稼得者、女性=主婦という家族モデルが一般的であった。日本も他の先進諸国と同様、戦後にいたるまでこのモデルが多数を占めていた。しかし、オイルショック以後、経済構造が転換して男性の経済力が低下すると、産業の構造転換による男性の収入の総体的低下や失業を補う形で、女性の雇用労働者化の一般化が進み、女性が大量に労働市場に進出した。このため、男性=稼ぎ手、女性=被扶養者というジェンダー関係のモデ

ルであった多くの国が変革を迫られたのである。この新しい状況に対する政府の政策は、福祉レジームの違いにより大きな差が生じた。北欧を中心とした社会民主主義レジームの国では、国家を軸とする福祉関係において、「脱家族主義化」、すなわち、就学前の児童に対するデイケアや、高齢者に対する老人ホームやグループホームなど、公的福祉サービスの包括的ネットワークを発展させ、その一方で、キャリアと家事負担との調和を図るための女性の所得維持システムの構築（出産休暇、育児休暇、欠勤に対して寛容な制度）が行われた。一方、アメリカをはじめとする自由主義レジームの国々は、北欧諸国と同様の「脱家族主義化」の課題を市場をとおして解決しようとし、ケアサービスの購入、労使協約に基づく休暇制などを奨励した。すなわち、社会民主主義レジームと自由主義レジームの国々では、前者では女性に代わって国家が家族の福祉サービスを提供し、後者は市場からサービスを購入することで、家族から女性を解放し、労働市場へと進出させた。そのため、これらふたつのレジームの国々では、共働き家族が一般的になり、家族の福祉機能は衰退したが、「脱家族主義化」による転換に伴って、出生率の減少を食い止めることが可能となった。

ところが、大陸ヨーロッパや南ヨーロッパに代表される保守主義レジームの国々と日本では、リスクの共同負担（連帯）と「家族主義」を維持し、一家の稼ぎ手としての男性に偏った社会的保護と、家族をその構成員の福祉に対する究極的な責任主体とする家族中心主義（補完性の原理）（Esping-Andersen 1999:83=2000:127）が引き続き行われた。そのため、これらの国では、サービスであれ、現金であれ、福祉国家が家庭にほとんど援助の手を差し伸べないという特徴を持ち、積極的な家族政策が驚くほど未発達なままであり、女性が家庭の責任を負わされ、そのことが女性の就労による完全な経済的自立を制限している（Esping-Andersen 1999:51=2000:87）。女性は周辺労働化し、雇用されていない女性の割合は男性の2倍であって、公共政策における母親のための必要条件が作られていない²³⁾。以上のようなことから、女性は母親になることを避ける選択をすることになり（Hakim, 2003）、少子化が進んだとされている。

（3）女性の就業と少子化におけるジェンダー

前出した二つの仮説をもう一度ふりかえってみよう。（1）「女性が就業すると少子化が進む」という仮説は、ミクロレベルから導き出されたものであるが、その仮説の中心に

は、女性の高学歴化が進んで就労することができるようになり、経済的保障のために男性をあてにしなくても良くなったにもかかわらず、旧態依然とした男女の役割認識や「戦後の家族体制」が維持されたことなどが、結婚を妨げているというジェンダーの問題が指摘されていた。(2)「女性が就業することで少子化が抑制される」という仮説は、福祉国家というマクロレベルから導き出されたものであるが、それぞれの仮説の中心には、「家族主義」のために女性（あるいは、少なくとも母親）が家庭の責任を負わされ、そのことが女性の就労による完全な経済的自立を制限する一方で、社会的に母親のための必要条件が作られていないために、女性は母親になることを避けるというジェンダー要因が指摘されている。すなわち、これらの仮説は、ミクロ、マクロという分析単位の違いを越えて、対立する仮説のように見えるが、経済的要因、「家族主義」要因、ジェンダー要因という3つの共通の要因が背景となっていることが推定できる。

また、時間的推移のなかで、前者の仮説は1975年以降、低経済成長期に入り、男性の経済力が相対的に低下していくなかで起こった少子化を説明している。女性の高学歴化と就業が進んだものの、ジェンダー要因のため、女性が自立できるほど雇用環境が改善されなかったために、経済力のある男性と結婚を望む女性の晩婚化や、自身の経済力による自立を目指して結婚を遅らせたり諦めたりした女性が増加するという社会的潮流のなかで起こった少子化のことを言っている。一方、後者の仮説は、1985年に日本が締結した女子差別撤廃条約を批准するため、同年改正された男女雇用機会均等法などによる女性の就業が増加したものの、「家族主義」が変わらなかったために起こった少子化のことを説明している。女性が家族成員の福祉を担うという役割が改善されないため、女性にはあくまでも副次的な就業が求められて、経済的に自立するにはまだほど遠い雇用環境のままで、女性が働きながら子育てをするという環境が整わないため、結婚・出産と子育ての二者択一を迫られることにより生じる少子化を説明した仮説となっている。すなわち、日本の場合は、経済的要因、「家族主義」要因、ジェンダー要因の3つの要因があるため、歴史的経緯のなかで、(1)から(2)への転換ができなかったことを示している。

第2節 女性の就業と少子化の関係の歴史的経緯における位相

(1) モデル図

経済的要因、「家族主義」的要因、ジェンダー要因という3つの要因を背景とした歴史的

な経緯のなかで、女性の就業が少子化に影響を与えてきたことを前節で指摘したが、これにより、女性の就業と少子化について、前節で述べた（１）の仮説と（２）の仮説を用いて図 61 のようなモデル図を示すことができる。モデル図は、縦軸に T F R、横軸に女性の労働力率をとっている。矢印は都市がどのような位置に移行しているかという方向を示している。

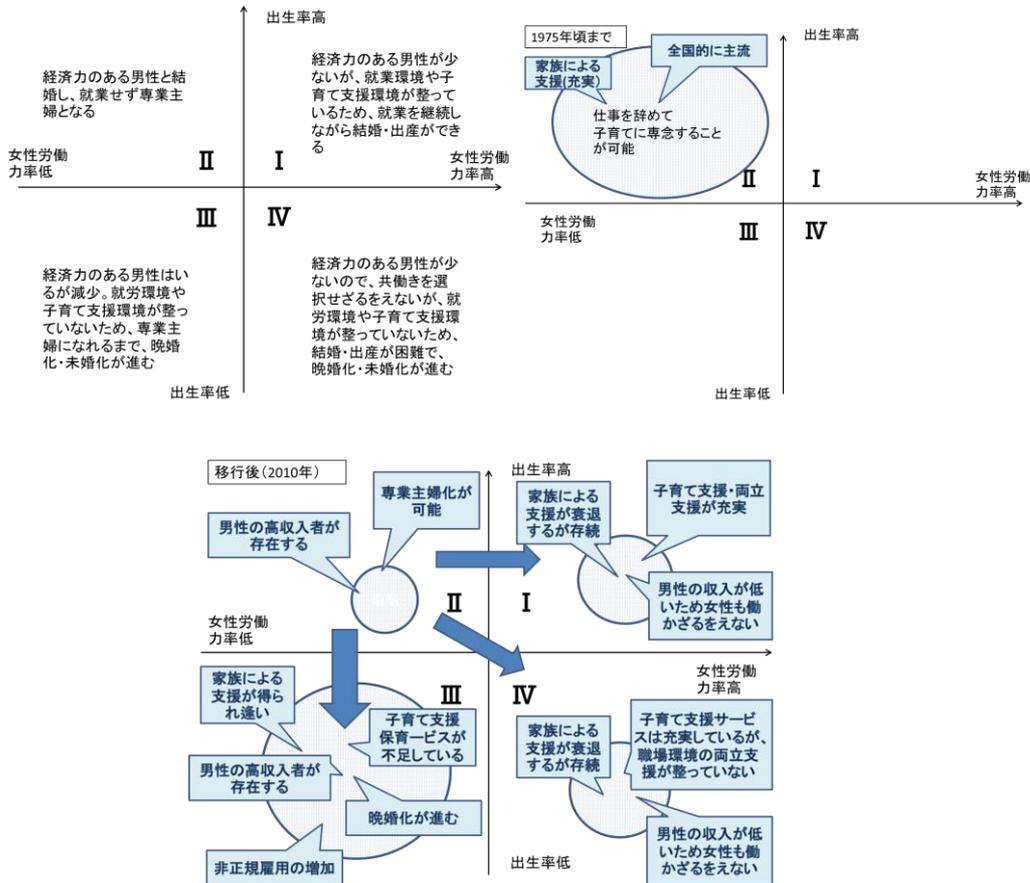


図 61 女性の就業と少子化のモデル図(筆者作成)

女性の就業と少子化について、前節の仮説（１）と（２）を象限毎に整理すると、次のような類型が導き出せる。

第Ⅰ類型 女性が就業を継続し、就業と育児を両立させるための子育て支援環境を十分に整えることで「女性が就業することで少子化が抑制される」という仮説（２）が成り立つ。

第Ⅱ類型 経済力のある男性が相対的に多く、女性が就業よりも結婚・出産を選択し専業主婦になる者が多い 1975 年ごろまでは全国的に主流であったフェーズで、「少子化が進まないとき、女性は就業していない」という仮説（１）の対偶が成り立つ。

第Ⅲ類型 経済力のある男性はいるが減少。男女とも雇用環境の悪化で非正規雇用化が進むうえ、女性の就労環境や子育て支援の環境が整わないため、女性が就業できず、収入のある男性を待つか、結婚・出産をあきらめることにより、晩婚化・未婚化が進む。すなわち、仮説（２）の対偶「少子化が抑制されないとき女性は就業していない」が成り立つ。

第Ⅳ類型 男性の収入が低く、女性が就業を継続するが、就業と育児を両立させるための子育て支援環境が十分に整っておらず「女性が就業すると少子化が進む」仮説（１）が成り立つ。

1975年ごろまでは、全国的に第Ⅱ類型が主流であった。しかし、低経済成長による男性の所得の不安定化という経済的要因と、「家族主義」での女性の雇用労働者化によるジェンダー要因によって、「脱家族主義化」が出来ず、子育て支援の環境が整わず、第Ⅱ類型から、未婚化・晩婚化が進む第Ⅳ類型へと移行するパターンと、所得の高い男性がおり、妻子を養える男性と結婚できた場合は退職し、妻子を養える男性と結婚できない場合は、ジェンダー要因によって働きながら子育てをする環境が整っていないため、就業を継続しながら結婚できる相手を待つことで、晩婚化、未婚化が進む第Ⅱ類型から第Ⅲ類型へと移行するパターンが考えられる²⁴⁾。そして、三世帯世帯による家族支援が継続して得られる場合、若しくは「脱家族主義化」を図り、子育て支援環境を充実させることにより、第Ⅱ類型から第Ⅰ類型へと移行するパターンが想定できる。

（２）データによる検証

前節で示したモデル図について、政令市の具体的なデータを用いながら、政令市の移行について検証する²⁵⁾。図32は、第4章第1節で示したコーホート別TFRである。最も変化が大きいのは25～29歳の時点である。そこで、最もTFRが高い1954～1958年生まれの

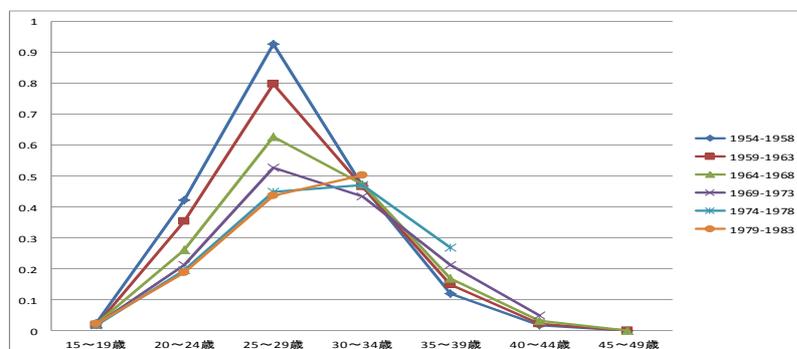


図32 コーホート別合計特殊出生率(再掲) (資料出典：人口動態調査から筆者作成)

コーホートが25～29歳となる1985年時点と、最も低い1979～1983年生まれのコーホートが25～29歳となる2010年時点の各都市のTFRと女性の労働力率とを比較することにする。

表18は、政令市の女性労働力率とTFRである。女性労働力率は国勢調査によるデータである。TFRは、1985年については、人口動態統計特殊報告がないため各政令市で独自集計したものがWebで公表されていた値である。空欄は公表値の無かったものである。2010

表18 政令市の女性労働力率とTFR

	1985(S60)年		2010(H22)年	
	女性労働力率	TFR	女性労働力率	TFR(H20～24)
全国値		1.76	0.67	1.38
札幌市	0.53	1.49	0.65	1.08
仙台市	0.54		0.64	1.21
さいたま市(2001年の合併により発足)			0.63	1.34
千葉市	0.48		0.63	1.32
特別区部	0.63		0.61	1.07
横浜市	0.49		0.61	1.29
川崎市	0.52		0.56	1.30
相模原市	0.50		0.61	1.27
新潟市	0.59		0.74	1.29
静岡市	0.55		0.71	1.40
浜松市	0.51		0.69	1.57
名古屋市	0.48	1.70	0.64	1.35
京都市	0.54	1.55	0.68	1.16
大阪市	0.54	1.59	0.60	1.25
堺市	0.43		0.61	1.42
神戸市	0.48	1.59	0.63	1.28
岡山市	0.49		0.70	1.44
広島市	0.47	1.80	0.66	1.46
北九州市	0.49	1.70	0.67	1.50
福岡市	0.52	1.66	0.65	1.24

(資料出典：女性労働力率(国勢調査)，1985年TFR(各政令市の独自集計)
2010年TFR(人口動態統計特殊報告 H20～H24))

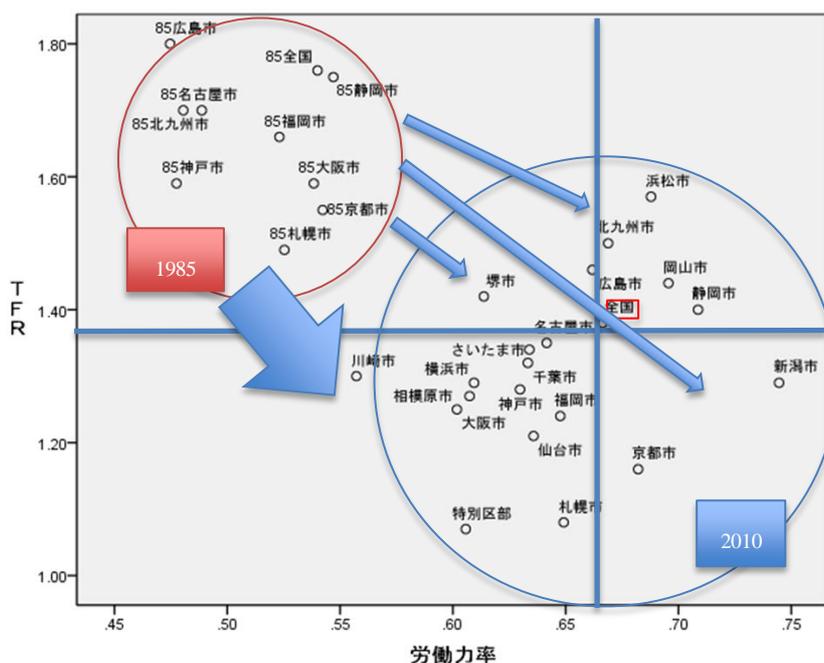


図62 政令市の散布図(1985年→2010年)(筆者作成)

年の TFR は、厚生労働省の人口動態統計特殊報告（H20～H24）による。表 18 の散布図が図 62 である。都市名の前に「85」と記載している○は、1985 年のデータである。「全国」とあるのは、全国平均のデータであり、TFR の縦軸と女性労働力率の横軸の 2 軸は、2010 年の全国値で交差している。1985 年では、労働力率が低く TFR が高い、第Ⅱ類型が主流であったが、2010 年には、図 61 で示したモデル図のようにそれぞれの類型に分散して移行した。前章で女性の就業と未婚率との間に相関関係が見られなかった原因は、このためではないかと推察できる。では何故、政令市は、このように分散して移行しているのだろうか。第 2 章において抽出した少子化の分析にとって重要な指標は、「脱家族主義」志向の家族政策と、「女性の就業とそのための女性の福祉負担の軽減」であった。これらに基づき次の推論が考えられる。

第一に、「家族主義」による家族支援の影響として、第Ⅲ類型では、三世同居率が低く、ほとんど家族の支援が得られないが、第Ⅰ類型、第Ⅳ類型では、家族の支援が衰退しているとはいえまだ存続している。

第二に、政令市の場合、収入の高い男性が地方よりも相対的に多い。そのため、第Ⅱ類型や第Ⅲ類型では、妻子を養える男性が存在することで、女性の専業主婦化が可能な層が少なからず存在し、「家族主義」が温存されている。

第三に、家族の支援が得られ難い場合、「脱家族主義」志向の家族政策である子育て支援に力を入れるが、供給が需要に追いついていないため、第Ⅲ類型では、子育てしながら働くことが出来ないために労働力率が低くなる。

第四に、根強いジェンダー不平等によって職場環境の両立支援が整っていないため、女性の福祉負担が軽減されず、労働を諦めるために労働力率が低くなるか、若しくは結婚や出産を諦めるために TFR が低くなるという二者択一が生じる。これは、第Ⅲ、第Ⅳ類型に共通する。

第 3 節 政令市における少子化対策の困難性

前節では、歴史的推移のなかで、政令市がどのように移行したかをモデル図に沿って検証し、2つの重要な指標に基づいて、4つの推論を得た。本節ではこの結果について、少子化対策対応担当者へのインタビュー調査結果からさらに考察を深める。

インタビュー調査は「子どもを産み育てやすい都市」へ向けて、各自治体の政策の内容

や遂行の実情について知見を蓄積するために7つの都市において実施したものである。少子化の要因や背景をどのように捉えているか、少子化対策をどのように行っているか、少子化対策を進めるうえでの懸案事項は何か、という点について詳細に理解するとともに、政令市としての少子化対策の困難性について理解することが意図された。データの収集は、訪問面接調査によった。調査への協力は次の方法で得た。対象都市の少子化対策担当者に連絡し、調査目的と協力を依頼したうえで、依頼文書を送付した。インタビューは筆者自らが行き、面接データは許可を得て録音した。録音時間は、平均100分程度であり、それを逐語的にまとめた。インタビューの時期は、2014年の9月～2015年6月であり、子ども・子育て支援制度が2015年4月から施行されるため、自治体では「子ども・子育て支援の事業計画」の策定が義務付けられており、各市の子育て支援に関する計画として策定している最中、または策定が完了した直後であった。各市においては、計画を策定するために、子ども・子育て世帯に対する調査を実施し、学識経験者などを入れた策定委員会を立ち上げて議論を重ね、パブリックコメントを経て、議会の承認を得て計画策定に漕ぎ着けるのであるが、そのような関係から、自治体において少子化対策に最も関心が注がれるのが、こうした計画策定の時期であって、本調査の実施時期としては適した時期であったと言える。

インタビュー調査の結果を、M-GTA理論を用いて分析を行い、抽出された16の概念のうち、複数の市に共通した問題を取り上げたのが次の4つの項目、(1)保育所待機児童問題、(2)婚活問題、(3)子育て支援策に偏重した少子化対策問題、(4)子育てと仕事の両立問題である。

(1) 保育所待機児童問題

日本の都市においては未だに保育所待機児童の問題が解決できていないのが現状である。少子化対策に否定的で、専ら家族政策に力を入れてきた緩少子化国と比較すると、日本をはじめとする超少子化国は少子化対策に肯定的立場に立ち、国をあげて少子化対策を行ってきた。すなわち、理念の点では北歐型の家族政策を追究してきたように見える。国全体の家族政策の総量は、各自治体が取り組んだ政策の総量に値する。

保育所待機児童の数には、自治体によって大きな差がある。特に大都市部における保育所待機児童数は大きい。2014年9月の厚生労働省の発表によれば、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）と、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県及びその他の政令指定都市・

中核市の合計は 16,746 人で、全待機児童の 78.4%を占めている。政令市における保育所待機児童対策の困難性について、担当者は次のように語っている。

A市（保育所を）一気に増やしすぎても今後ちょっと人口減少が懸念される中で、そこのバランスという部分もあるんです。増やしていってもそれを上回ってまた出てしまうという傾向もある。施設が増えていて、ああここに保育所ができたから私もここで働いて子どもを預けようかということで、どんどんそのニーズ量というのが上がっていってしまう。あとは潜在ニーズまで読みきれないという部分があります。今回新しい計画の中で潜在ニーズを含めた調査を行って、それに対して供給量を確保するという形で整理します。・・・(しかし) 潜在ニーズの把握というのまでなるとなかなか難しい。

E市 国が示した雛形に沿って人数調整をやっています。多分どこの自治体も全部同じ作業をされていると思いますけれども、今後5年間の人数量を見込んで、それに向けて、いったい何をどれだけ整備するのかという予定を立てるという作業をやっています。でもアンケートベースで出てくるものを活かしたいが・・・わからないところもあって、莫大な数字が出てきます。おそらくどこの都市でも一緒だと思います。結果的にはそこに向かって、最終的に5年後の31年度にこれだけの人が増えて入所したいと思っている。そこに向かって整備をしていくという目標を立てて現状から検証させて目標値をおくというやり方・・・難しいですね。やっぱり・・・伸びてくるでしょうし。

いずれの市の担当者も、保育所整備の目標値を定める困難性をもの語っている。投入する予算規模も課題となる。政令市や中核市の場合、保育所に係る経費は、保護者からの保育料を差し引いた残りを国1/2、市1/2で負担しなければならない。しかし、この保育料というのは国が定めた基準値であって、各市町村では利用者の負担軽減のために、独自の保育料基準額を設けて、国との基準額との差額の埋め合わせをしている。そのため目標値を高く設定すれば、それだけ市の負担も大きくなる。政令市では三世帯同居世帯が少なく、保育所を整備しなければ子育ては困難である。女性の就業が増加していくなかで、今後どれだけ整備しなければならないか、頭を悩ませている。

一方で、保育所待機児童数については、「隠れ待機児童」が存在するという調査結果もある。共同通信社が、平成26年4月1日時点の待機児童が50人以上だった98市区町村を対象に行った。この調査でいう「隠れ待機児童」とは、厚生労働省の待機児童の基準である①東京都の認証保育所など自治体単独の保育事業を利用、②幼稚園の一時預かりなどを利用している者を除き、③保護者が育児休業中の場合は、集計に加えるかどうか自治体が判断できるとされているが、①-③で潜在的な保育の需要があるとした数である。調査では80市区町村に「隠れ待機児童」が存在し、「隠れ待機児童」数は1万3882人に上った。その大半は認可保育所に入れなかったため、仕事への復帰をあきらめて育児休業を延長したり、認可保育所以外の施設を利用したりしているのが実情だと、同社は指摘している。インタビュー調査のなかでも、「特定の保育所を希望」している場合は、待機児童数から除外しているケースが見られた。自宅から遠く離れた保育所に空きがあったとしても、そこまで預けに行くのが困難な場合などは、その保育所は諦めて近くの保育所が空くのを待つことはやむを得ないことだと考えられるが、そうしたケースが待機児童と見なされないならば、「隠れ待機児童」はまだ相当数存在するものと考えられる。

以上のような困難性から、保育所待機児童問題を自治体に委ねるだけでは、この問題は永遠に解決しないであろう。

(2) 婚活問題

政府は、平成25年度補正予算で、地域における少子化対策の強化のために「地域少子化対策強化交付金」として、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取り組みを行う地方公共団体を支援するために、30億円を計上した。その中の事業の一つには、結婚に向けた情報提供や相談体制などいわゆる「婚活」支援が盛り込まれている。地方の都道府県では、「出会いサポートセンター事業」や「出会い応援団事業」、「婚活サポート事業」などが取り組まれ、内閣府のホームページで好事例として掲載されている。しかし、国が補助金まで拠出して、行政が婚活を支援することを疑問視する声は根強い。山田は、結婚なんてプライベートなことであるから公的機関が関与するのはけしからんという意見と、婚活の前の恋愛を公的機関が支援することはけしからんという二つの批判があるが、公的機関の支援は地域の活性化にもつながると評価している。しかし、婚活支援には限界があり、若者の雇用の問題が重要であることを指摘している(山田 2013:147-150)。政令市では、民間で既に多くの婚活支援をやっており民間企業と競合することも懸念している。

E市（婚活支援は）やっていないです。今のところは、予定はありません。地域によっては必要かもしれませんが、県がかなり一生懸命取り組んでおられるので役割分担かなとも思いますし、民間事業者も、イベントや相談など多くの活動を行っています。そこにあえて市が新たに実施するのはどうかという印象はあります。

G市 行政の婚活事業の実施は、民間圧迫になるんじゃないかとか、いろいろ言われる場合があるのではないのでしょうか。民間がやっている部分もあるので、別な部分で行政として支援するようなやり方があるのではないかと考えています。例えば広報してあげるとか、そんな話をちょっと今内部ではしています。市報で広報するだけでも支援につながるんじゃないかとか、行政が関わっているということでそのイベントが安心感につながるのではないかなど、そういう支援の仕方もあるのではないかとっていました。

政令市においては、婚活を行政がすべきかどうかということはもとより、自治体が少子化対策のために、本当に何をすべきかということが重要な課題となっていることが浮かび上がった。それが、次の項目である。

（3）子育て支援策に偏重した少子化対策問題

国の少子化対策の方針に沿って、各自治体においても少子化対策が実施されてきた。しかし、その対策の中心は子育て支援であり、保育所待機児童対策など子育て世帯を対象にしたものが主流であった。1990年の福祉関係8法の改正以来、福祉サービスは市町村に権限移譲され、児童福祉法もその中に含まれており、子育て支援施策は市町村が主体となって行ってきた。したがって、政府の少子化対策が子育て支援中心であれば、市町村における対策の中心も子育て支援部局が担うことになる。一方、政府は少子化対策の担当部署を内閣府に移したが、内閣府そのものに何か権限があるわけではなく、実際に政策を行うのは各省庁である。内閣府はその取りまとめをしているに過ぎない。そのため、総花的に各省庁にある少子化対策に関係のありそうな施策を寄せ集め、それに「少子化対策」という看板がつけられただけで、その実は相変わらず保育所の待機児童対策や子育て支援施策であった。このことは、少子化対策が始まって以来、20年を経過した今もなお依然として変

わってはいない。とりわけ、少子化の重要な要因である未婚者への対策は、甚だ不十分である（佐藤博樹・永井睦子・三輪哲 2010）。

政令市の少子化対策の担当者は、子育て支援策だけでは少子化は解決しないと考え、未婚者への対策も必要だが、全庁的に取り組む体制づくりが、実際には困難だと考えている。

B市 少なくとも8割、9割の方が結婚を望んでいらっしゃるのについて、そういう希望がかなう社会環境、社会構造にしていくのは国なり自治体の責任だろうと思います。そのためには何が整ってないかということなんですけれども、子育て支援については、結構できているとは思っているんです。地域で考えた場合は住宅の問題が大きいですし、雇用の問題です。バブル経済の崩壊以降に今問題となっている少子化に関する数値というのは顕著に悪くなっていると思います。それは未婚率の問題もそうですし、夫婦が持ちたいと思う子どもの数についてもそうだと思いますし、要するに終身雇用だったりとか、正社員だったりとか、一昔前ですと男性の収入だけで家計が支えられていたものが支えられなくなっているような収入の低下です。というようなことが実は大きな要素じゃないのかなと結婚を希望していてもできない。それは別に好き嫌いの問題ではなくて、経済的な事情がそれを許さなくなっているというような思いを持たれている方が多いのではないかとこのころです。

しかし、そうすると、結局それをどこの部署がやるんだという話があるんで、子育て支援の施策に関してはうちの部局ですけれども、今申し上げましたように子育て支援というのは相当程度のお金かけてやっているんです。それでもなんで出生率低いんだという話になったら違う要素になってきますので。わかりやすく言ったら住宅政策をうちの課ですることはできないので市としてどういうありようで取り組むかというのをまずは整理をする必要がありますので……

A市 一番やっぱり多く出るので結構経済的な意見がかなり多く出るんです。経済対策というふうになると、全庁的な組織体制が必要になると思うんです。今そこまできあがっているかといったら、そこまでは組織体制ではないという現状にありますので。そこが難しいかなと。全体として少子化を課題と捉えて少子化対策、予算の配分ですとかという感じにならないと抜本的という意味ではなかなか難しいのか

など。うちの部局としてはあくまで子供子育て関係を整えていきますという部分でそこでもどこまで結びつくかははっきりとはわからない。全庁的な計画では、人口減少に対して人口を増やしていきましょうというスタンスでは書かれてないんですね。あくまで人口減少の社会が予想される中で経済不安等を維持した体制でまちづくりの機能を維持させていきましょうというスタンスで書かれているんです。直接子どもを増やすっていうための何かという話にはなっていないです。

C市 少子化という観点でいくと、子どもを産むのは個人の自由なので、強制するものではないと考えます。晩婚化も進んでいるなか、どこまでどのようにすればいいのかと言うことがあると思います。雇用施策なども関連するところですが、もっと根本的な課題は、違うところにあるような気がします。子ども・子育て会議なども開いていますが、少子化対策という観点ではやっていません。大きな方針として、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てられる状態をめざすというのがありますが、待機児童対策やひとり親対策、出産支援などが中心で、結婚支援などを実施していません。もう少し国からバックアップがあれば、進むかもわかりませんが、必ずしも子どもを産むとも限らず、子育て支援を担当する部署が担当する方が良いのかどうかという問題はあります。

D市 自分ところのできる範囲の中で、少子化対策で何をどこにサポートをあてるかってすごく難しくって。やはりさきほど言った不妊治療とか、三子目を産んでもらうのがいいのか、結婚支援とか、多分どれか一つが効果的なわけではなくて、いろんなことをやっていかななくてはいけないのだと思うのですが、されど予算も限られる中で、まずこれ、そのまずというのもなかなか思い浮かばない。

(4) 子育てと仕事の両立問題

政府は、平成19年に、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下、「憲章」という。）」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。その中では、地方公共団体に求められる取組として、地域の実情に即した取組・住民の理解や合意形成

促進NPO等の活動を通じた中小企業経営者等の取組促進・企業の取組の支援・促進（認証・認定制度，表彰，融資制度等）・多様な働き方に対応した多様な子育て支援・育児・介護等の社会的基盤形成があげられている。しかし，どんなに自治体が掛け声を唱えても，人々の意識の中で，「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が浸透しないのは何故だろうか。ワーク・ライフ・バランスが企業活動にとって有用なものだと訴えても，普及していないのは何故だろうか。

G市 やはり仕事のしやすい環境の企業を増やすことが大切ですね。そこが今，まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも，人を呼び込むには，・・・行政ができることとしては，仕事して定住をしていただいて，なおかつ若い世代の雇用のバランスを考えることになると，やはり企業の方をお願いをしていく必要があると思います。その辺をもう少し政策的に力を入れないといけないという話をしています。当市は，中小企業が9割であることから，さきほど言ったようなワークライフバランスの関係は，少し弱いのかなというのを私個人は思っています。総合計画の中でもワークライフバランスの推進はやはり，しっかりしていかなければいけないと。企業と連携して意識啓発をしていかなければいけないと思っています。

D市 雇用の問題が大きいなという感じは本当にします。非正規雇用とか正社員の長時間労働とか，そういうのは絶対出産には影響があると思います。その部分を変えるだけでもかなり違ってくるとは思いますけれど。それは保育とかを所管する部局の話ではないので，我々は我々のできることをするしかないですけど，若者の雇用の問題って大きいと思います。

ワーク・ライフ・バランスも雇用の問題も，自治体ができる取り組みには限界がある。言ってみれば，担当者が言うように啓蒙活動と子育て支援しかないのである。もちろん，双方とも重要な取り組みである。しかしそれだけでは，子育てと仕事の両立問題を解決することは難しい。憲章において，「国は，国民運動を通じた機運の醸成，制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む」とされているが，具体的に功を奏した取り組みがあったとは言い難い。

第4節 考察

本章ではこれまで、前章において大都市における出生率と有配偶女性の就業の関係が、既存のデータからでは明らかにできなかったことから、出生率と女性の就業についてこれまでの仮説を振り返り、出生率と有配偶女性の関係がどのように移行してきたかをモデル図と実際のデータを用いて検証した。そして、これらの移行において、各自治体の政策はどのように関わってきたのか、少子化対策と少子化の状況について自治体の政策担当者はどのような認識を持ち、少子化対策の困難性についてどのように感じているのか、少子化対策対応担当者へのインタビュー調査結果から考察したところ、4つの問題が浮かび上がってきた。保育所待機児童問題は、1995年に保育所待機児童緊急対策が実施された頃から取り組んでいる問題であって、未だに解決できていない問題のひとつである。解決できない理由は、自治体の供給の困難性があるにも関わらず、この問題を自治体の意思決定に委ねてしまっているということが考えられる。そのため、待機児童問題には地域間格差が大きい。どこに住んでいても待機などせずに済む体制を整えるためには、自治体任せにせず、政府の強力なリーダーシップと供給の仕組みの再考が必要である。また、婚活問題は、近年になって「婚活ブーム」となり、地方では行政をあげて取り組んでいる問題であるが、大都市においては民間を圧迫するなどの理由からこれまで関心を持たれていなかった。

各自治体では、少子化対策として子育て支援施策が熱心に取り組まれてきたが、今回のインタビュー調査から明らかになった大きなポイントは、子育て支援だけでは少子化は解決しないということを、担当者が日頃より認識しているということである。またそれは、子育てと仕事の両立が女性の雇用の問題も同様であって、保育所対策のような子育て支援だけでは少子化は解決しないと思っている点にある。子育て支援施策は、女性の就業には欠かせないものである。しかし、それだけでは女性の就業は進まないし、女性の就業を進めるだけでは、子育てと仕事の二者択一となり、かえって少子化を進めてしまうということも既に述べたところである。出生率と女性の就業とには、複雑な関係性が存在する。というのはその背後に、家族主義的福祉レジームという大きな問題が潜んでいるからであり、そのことこそが、本稿を通じて論証してきた核心なのである。

終章 結論と考察

本稿では、家族主義的福祉レジームが日本の未婚化・晩婚化、ひいては少子化の根深い要因のひとつであると論じてきた。本章は、第1章から第6章までの要諦を述べたうえで、それぞれの章で論証してきた結果を振り返って総括し、まとめの章としたい。

そして、「脱家族主義化」を行うことでジェンダー平等を可能とし、男女を家族主義的福祉レジームから解放して、誰もが新しい家族を形成できる、仕事と家族生活を両立できる、子どもが安心して生み育てられる国へと再生するための展望を描く。

本稿の結論—少子化の根本要因としての家族主義的福祉レジーム

本稿では、エスピン-アンデルセンの「家族主義と低出生率均衡」仮説を手掛かりに、「脱家族主義化」と有配偶女性の就業をテーマに据え、家族主義的福祉レジームが、日本の少子化の根本要因となっていることを論じてきた。日本はエスピン-アンデルセンのいう家族主義的福祉レジームに属しており、南欧と同じく超少子化国である。このレジームに属する国々では、「家族主義」が福祉国家そのものの最大の弱点となっている。すなわち、女性の有給雇用の低いレベルは課税基盤を弱め、低い出生率は将来における福祉国家の財政的基盤を脅かしている (Esping-Andersen, 1999:70=2000:108)と指摘するのである。本稿では「家族主義」という体制と低出生率の関係をめぐるこの指摘を「家族主義と低出生率均衡」仮説と呼んだ。さらにエスピン-アンデルセンは、女性の雇用レベルと出生率の关系到注目し、女性の雇用レベルと出生率がポジティブな関係になったことも重要視している。

また本稿では、日本には欧米諸国に見られない少子化の特徴があることも論じてきた。すなわち、第1章で述べたように、日本の超少子化の主たる要因は、未婚化・晩婚化であり、その背景には婚姻関係を重視するという結婚行動がある。この結婚行動が、少子化に非常に重要なインパクトを持つのである。

そこで第2章では、アンデルセンの福祉国家の類型論について比較検討をしている先行研究理論を考察し、アンデルセンを含む5人の論者の類型化に用いられた指標を検討した。その結果、「脱家族主義」志向の家族政策と、「女性の就業とそのための女性の福祉負担の軽減」を、少子化を分析するうえでの重要な指標として抽出することが出来た。

また、女性の雇用レベルと出生率の関心に注目したところ、ドイツは女性の労働力率の高い水準を保ちながら超少子化国であるという、エスピン-アンデルセンが重視している女性の雇用レベルと出生率がポジティブな関係とは、相反する事実があった。ドイツでジェンダー主流化を進めても、「両立支援」を伴わない政策であればかえって少子化を招いたという事実を教訓にするならば、少子化是正のためには「ジェンダー平等をふまえた積極的な両立支援」、すなわち、女性の福祉負担の軽減が不可欠であり、「家族主義」を乗り越える必要があるということが明らかとなった。そのため、本稿では、日本の少子化について次の仮説を設けた。家族主義的福祉レジームにおける「家族主義」という体制が「脱家族主義化」の政策を抑制することで、女性が家族か仕事かの二者択一を迫られるために未婚化・晩婚化を促し、少子化が進んでいる。そしてこのことは、女性の就業だけを進めても少子化は止まらないこと、すなわち、「脱家族主義化」がなければ少子化は止まらないことを意味している。

第3章では、日本の家族主義的福祉レジームと、未婚化・晩婚化とがどのように結びついているのかということについて、現実のデータや具体的な事例と先行研究を用いて、結婚規範、合理的選択仮説とジェンダー仮説、男性稼ぎ主型社会、女性の就労の制限、自立（離家）の遅れ、結婚選択の抑止について検証した。「最大の福祉義務を家族に割り当てる体制」である「家族主義」は、男性が外で働き、女性が家庭を守るという性別役割分業によって支えられていた。すなわち、「家族主義」は、女性に家族の福祉負担を担わせるために、女性の就業を抑制し、自立できない状態に追い込むことで、男性に扶養してもらうという体制である。そのため、経済状況が悪化したことにより、男性が働いて妻子を養うという片働きの役割分担が成り立たなくなることで、女性も家の外で働かざるを得ない状況に追い込まれる。すると、その体制が「家族主義」である以上、女性が外で働く社会的条件は整っておらず、女性は家庭と仕事の両立に苦しむことになる。このとき女性の選択肢は大きく二つに分かれることになる。一つは、妻子を養える男性が現れるのを待つ、すなわち晩婚化か、結婚を諦めて自立の道を歩む、すなわち未婚化である。出産退職する女性が未だに6割いるという現実には、働く女性で結婚できた人のうちの半数以上が、妻子を養うことの出来る人と結婚したということになる。それは裏をかえせば、妻子を養えない男性は結婚することが極めて困難であるということである。実際に結婚できたカップルは妻子を養うことの出来る男性が世帯主であるから、女性を主婦化することが可能であって、「家族主義」と適合的であるため、現在の制度等に何ら不都合を生じない（感じない）と

いうことである。ここに「家族主義」が維持・温存され、再生産される仕組みがつまびらかにされたのである。

第4章では、1994年から実施されてきた少子化対策について、この政策が「家族主義」の政策なのか、それとも「脱家族主義」志向の政策なのか、という政策面からの分析を行った。分析の結果、少子化対策には、「脱家族主義」志向の政策が一部見られた。しかし、それまでの「家族主義」の政策を転換しようとする政策は不十分であり、従来の「家族主義」の政策は温存されたままであった。このことは、緩少子化国が「家族主義」志向の家族政策から、「脱家族主義」志向の家族政策へと転換したことと異なり、日本の家族政策は、その転換に失敗した結果、「家族主義」の体制が維持・再生産される仕組みが強固に温存され、そのために「脱家族主義」的な政策が導入されても、女性が子育てと就労が両立できず、少子化したことが明確化された。このことが少子化において、社会民主主義レジームと自由主義レジームの国々が、「脱家族主義」の家族政策に転換し、少子化を克服してきたことと袂を分けたものと考えられる。少子化対策は、「脱家族主義」を志向してはいるものの、社会民主主義レジームや自由主義レジームの国々とは異なり、「家族主義」の政策が温存されたままであるため、結果として「脱家族主義」志向の家族政策への転換に失敗していた。つまり、日本の家族政策は、「脱家族主義」へのアクセルとブレーキを同時に踏んだような状態になっているのである。すなわち、少子化に歯止めがかからないのは、「脱家族主義」の政策によって「脱家族主義化」を目指そうとしても、一方で「家族主義」の政策が人々に影響を与え続けることで、人々の生活において、少子化の抑制に有効と考えられている「脱家族主義化」が実際には進まないからであるということが明らかとなった。

以上の知見をもとに、第5章及び第6章では、政令市について、マクロデータや政令市の少子化対策担当者のインタビュー調査の結果を用いた検証を行った。第5章のマクロデータを用いた単回帰分析では、有配偶女性の就業と未婚率の間に相関は見られなかったが、重回帰分析の結果、(1)所得の高い女性が多い都市は、男性の未婚者が多いこと、(2)非正規の男性未婚者の割合が多いほど女性の未婚率が高いこと、(3)女性の未婚率は、18歳未満一人あたりの児童福祉費とも強い正の相関があることが確認された。(3)については、解釈に慎重を要するが、自治体にとってみれば、これまで対策の中心であった子育て支援施策を、単純に財政的な問題として片づけることはできないことを意味しているし、現状の子育て支援施策が果たして未婚率の是正に効果的なのかということ改めて問われることになるからである。

第6章では、第5章のマクロデータの分析結果を受けて、大都市では何故未婚率と有配偶女性の就業率とに相関関係が見られないのかという点について検証し、出生率と女性の就業の関係について類型をモデル化した。そのモデルを用いて、コーホートの出生率に最も変化のあった25～29歳時点である1985年と2010年とを比較して、歴史的に政令市の移行状況を検証した。その結果、各政令市が各類型に分散して移行していることから、女性の就業と未婚率との間に相関関係がみられなかったのではないかという推論を得た。さらに、政令市の少子化対策担当者のインタビュー調査を通じて、政令市における少子化について次の4つの課題が明らかとなった。(1) 保育所待機児童問題、(2) 婚活問題、(3) 子育て支援策に偏重した少子化対策問題、(4) 子育てと仕事の両立問題が抽出され、子育て支援だけでは少子化は解決しないということを、担当者が日頃より認識しているということなどが見いだされた。

出生率と女性の就業とには、複雑な関係性が存在する。そのため、政令市においては、単純な相関を見るができなかった。なぜならその背後に、家族主義的福祉レジームという根本的な要因が潜んでいるからである。家族主義的福祉レジームは女性だけでなく、男女を拘束して、日本のジェンダー平等を阻んでもきた。家族主義的福祉レジームが、日本の超少子化の根本要因であるということの核心は、「脱家族主義化」がなければ少子化は止まらないということである。以上の論証を通じて、家族主義的福祉レジームにおける「家族主義」という体制が「脱家族主義化」の政策を抑制することで、女性が家族か仕事かの二者択一を迫られるために未婚化・晩婚化を促し、少子化が進んでいるという仮説を立証した。

2014年5月に、日本創生会議の人口問題検討分科会が「消滅可能性都市」を発表してから、少子化の問題は、1.57ショック、2005年の史上最低のTFR1.26という衝撃以来のブームになった。2015年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」では、ローカル・アベノミクスの実現に向けて、少子化対策における「地域アプローチ」の推進、出産・子育て支援、働き方改革、東京都の医療・介護問題・少子化問題への対応が掲げられた。そして、この方針に基づき、2015年11月には、アベノミクス新「3本の矢」で、夢を紡ぐ子育て支援として「出生率1.8」が目標とされている。しかし、少子化問題については、一時のブームではなく、既に20年余も少子化対策が行われてきたのである。そして現在掲げられている政策と、これまで行ってきた政策の内容とはほとんど差がなく、目新しいものはない。強いていえば、全国一律に行ってきた対策を、地域の実情に応じた政策

に取り組もうとしていることが新しい取り組みと言えるかもしれない。これまで上手くいかなかった政策をいくら継承しても、成功する可能性は限りなく低い。何故、日本の少子化の根本的な要因に取り組もうとしないのだろうか。

本稿は、少子化対策の発端から、地方自治体において少子化対策を行ってきた筆者の視点から、少子化の根本要因について論じたものである。マクロの視点から、日本が何故少子化しているのかという点について、家族主義的福祉レジームに着目した。またこのことが、日本の根深いジェンダー不平等の要因にもなっていることは、本稿で述べたとおりである。女性の福祉負担の問題は、介護も同様である。世界一の超高齢社会になった日本では、超少子化と同様、今後は介護もこれまで以上に重要な喫緊の問題である。家族主義的福祉レジームの問題と「脱家族主義化」についての研究は、日本の超少子化と超高齢化の問題解決に最も資するものと確信する。

【図表目次】

- 図 1 世界の高齢化率の推移
- 図 2 世界の人口の推移
- 図 3 主要先進諸国の合計特殊出生率の推移
- 図 4 日本の少子化の推移
- 図 5 夫婦の完結出生児数の推移
- 図 6 生涯未婚率の推移
- 図 7 年齢別未婚率の推移（左：男性，右：女性）
- 図 8 エスピン - アンデルセンの類型
- 図 9 *Work and welfare incentives for women* (Siaroff 1994:94 Figure6.1)
- 図10 シーロフの類型
- 図 11 資本制と家父長制から見た福祉国家の類型
- 図12 武川正吾の類型
- 図13 育児の社会的枠組の総体的位置
- 図14 船橋の類型
- 図15 宮本の類型
- 図 16 類型一覧
- 図 17 OECD 諸国の TFR（1970 年，1995 年，2013 年）
- 図 18 保育所と幼稚園の公的支出の GDP に対する割合
- 図 19 OECD 諸国の母親の就業率
- 図 20 福祉レジームの特徴（イメージ）とフランスの戦略
- 図 21 女性の年齢階級別労働力率
- 図 22 日本の婚外子の推移
- 図 23 日本の離婚率の推移（人口千対）
- 図 24 若年者の完全失業率と非正規雇用割合
- 図 25 専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移
- 図 26 年齢別就業時間が週 60 時間以上の男性就業者の割合
- 図 27 6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間（1 日あたり・国際比較）
- 図 28 女性の年齢別労働曲線の推移
- 図 29 子どもの出生年別第 1 子出産前後の妻の就業経歴

- 図 30 妊娠・出産前後に退職した理由
- 図 31 女性と男性の家事・育児時間の比較
- 図 32 コーホート別合計特殊出生率
- 図 33 社会民主主義レジームにおける「脱家族主義化」
- 図 34 家族主義的福祉レジームにおける「脱家族主義化」の失敗
- 図 35 家族給付への公的支出の割合
- 図 36 女性の就業と少子化のモデル図(筆者作成)
- 図 37 男女間賃金格差の推移
- 図 38 OECD 諸国の男女の賃金格差
- 図 39 25～29 歳の男女の未婚率と有配偶女性の就業率
- 図 40 25～29 歳の男性未婚率と女性未婚率
- 図 41 25～29 歳の有配偶女性の就業率と男女の他市区町村への通勤者割合
- 図 42 男性と女性の他市区町村への通勤者割合
- 図 43 25～29 歳の有配偶女性の就業率と保育所在籍人員率
- 図 44 男女の他市区町村への通勤者割合と 25～29 歳の男性未婚者の所得 300 万円未満の者の割合
- 図 45 男女の他市区町村への通勤者割合と保育所在籍人員率
- 図 46 25～29 歳の男性未婚者の所得 300 万円未満の者の割合と保育所在籍人員率
- 図 47 25～29 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合
- 図 48 25～29 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合と非正規就業者割合
- 図 49 30～34 歳の男女の未婚率と有配偶女性の就業率
- 図 50 30～34 歳の男性未婚率と女性未婚率
- 図 51 30～34 歳の男性未婚率と女性未婚者の所得 300 万円未満の者の割合
- 図 52 30～34 歳の女性未婚率と男性非正規就業者割合
- 図 53 30～34 歳の女性未婚率と 18 歳未満一人あたりの児童福祉費
- 図 54 30～34 歳の有配偶女性の就業率と男女の他市区町村への通勤者割合
- 図 55 30～34 歳の有配偶女性の就業率と保育所在籍人員率
- 図 56 男女の他市区町村への通勤者割合と 30～34 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合
- 図 57 30～34 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合

- 図 58 30～34 歳の男女の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合と非正規就業者割合
- 図 59 30～34 歳の女性の未婚者の所得 300 万円未満の者の割合と女性未婚者非正規就業者割合
- 図 60 30～34 歳の女性の非正規就業者割合と保育所在籍人員率
- 図 61 女性の就業と少子化のモデル図
- 図 62 政令市の散布図（1985 年→2010 年）
-
- 表 1 福祉国家ごとの脱家族化の状況
- 表 2 家族が提供する福祉活動
- 表 3 シーロフの家族政策充実度の指標
- 表 4 シーロフの家族福祉政策充実度の指標
- 表 5 シーロフの総括表
- 表 6 育児の社会化ポイント
- 表 7 男性ケアラー化ポイント
- 表 8 家族政策をめぐる 4 つのレジーム
- 表 9 4 つのレジームについてのデータ
- 表 10 類型の指標一覧
- 表 11 女性の雇用と出生率
- 表 12 大沢による社会保障システムの 3 類型
- 表 13 年代別男女年齢別未婚率
- 表 14 分析に用いた独立変数の一覧
- 表 15 変数間の相関関係（25～29 歳）
- 表 16 変数間の相関関係（30～34 歳）
- 表 17 本章で用いたデータの記述統計量
- 表 18 政令市の女性労働力率と T F R

【注】

序章

1) 合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する（厚生労働省「平成23年人口動態統計月報年系概況」）

第1章

2) 人口置換水準は出生性比と女兒が母親の年齢に達するまでの生存率によって決まり、現在の先進諸国において人口を維持するための水準は、TFR約2.1に相当する。

3) 低出生力 (low fertility) の水準を表すのに、英語では次の3つの表現, "below-replacement fertility" (TFR<約2.1), "very low fertility" (TFR<1.5), "lowest-low fertility" (TFR<1.3) があるが、佐藤は、"very low fertility"を念頭に置いて「超少子化」の語を用いており（佐藤：2008:11）、本稿もそれに拠ることとする。

4) 1999年の翻訳（2000年）では「脱家族化」と訳されているが、誤解を招きやすい表現なので、2009年の翻訳（2011年）と同様に、原文の De-familialization に忠実に訳して、本稿では「脱家族主義化」とする。

5) 結婚持続期間（結婚からの経過期間）15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数とみなされる。

第2章

6) 宮本は、「男性雇用志向型」レジームからの転換をめぐる政治では、アイデアのレベルでは両性支援型が前面に出てきたが、財政的制約や政権交代をめぐるイデオロギー的対立（社会による子育て vs. 家族による子育て）のなかで、一般家族支援型への接近傾向が強まったと指摘している（落合 2015:66）。

7) 上野はケアの領域において、官／民／共／私の4元モデルを提唱している。

8) 三成は、「出生率が高いフランスで顕著なように、先進諸国では育児サービスを安価な労働者に委ねる傾向が強い。保育重視への家族政策転換が、新国籍法にもとづく選別的移民政策とグローバルな経済格差にもとづく安価なケア労働需要とのあいだで新たな差別構造を生み出すことも十分に予想される（三成 2009:57）」とし、家族政策転換の引き起こす新たな問題についても示唆している。

9) この指標は日本を含む18カ国の指標のみが掲載されているので、18カ国の分析となっている。

10) (1) 女性の労働力参加とこの「両立度」との相互作用効果（交互作用効果仮説）と、(2) 労働力参加の負の直接効果を相殺する「両立度」を通じた正の間接効果（相殺的間接効果増加仮説）の2つのメカニズムによって弱めてきた。「交互作用効果仮説とは女性の就業が出生率に与える負の影響は、第3の変数である「仕事と家庭の両立度」に依存し、両立度が高いほど負の影響は弱くなるという仮説である。仕事を犠牲にするか家庭を犠牲にするかの「トレードオフ」は、仕事と家庭の両立度を促進する社会環境が整えば、必要がなくなるという理論に基づく。「相殺的間接効果増加仮説」は、「最近の25年ほどは女性の労働力参加の高い国ほど仕事と家庭の両立を図るべく社会環境を変えてきたので仕事と家庭の両立度と女性の労働力参加率の強い正の関連を生み出してきた。その結果、労働力参加率の出生率への影響は直接的な負の影響は「仕事と家庭の両立度を通しての間接的な正の影響が強まったことにより相殺され弱まった」とする仮説である。

分析の結果、交互作用仮説については、職場や労働市場の柔軟性による両立度に対しては成り立つが、育児と仕事の両立度に対しては成り立たなかった。一方、相殺的間接効果増加仮説は育児と仕事の両立度に対しては成り立つが、職場や労働市場の柔軟性による両立度に対しては成り立たないという結果となった。

11) Adsera (2004)の比較によると、より過激な出生力低下を経験したスペイン、ポルトガルなどの国々は、わが国同様、労働力再参入障壁が大きく育児による離職の機会コストが非常に高い。これらの国々は実際表1に見られるように職場や労働市場の柔軟性尺度もスコアがとても低い。一方 Adsera の分析によるとスウェーデン、デンマークなどのスカンジナビア諸国では、実際には育児期に一時的離職をする女性が多いが、すぐに労働力に再参入でき、また以前と同様の職に就ける可能性も高い（山口 2005:24）。

第3章

12) 母子世帯の政策の問題点については、下夷（2008）を参照。

13) OECD Estimates based on Time Use Surveys. The years covered are: Australia: 2006; Austria: 2008-09; Belgium: 2005; Canada: 2010; China: 2008; Denmark: 2001; Estonia: 1999-2000; Finland: 2009-10; France: 2009; Germany: 2001-02; Hungary: 1999-2000; India: 1999; Italy: 2008-09; Ireland: 2005; Japan: 2011; Korea: 2009; Mexico: 2009; the Netherlands: 2006; New Zealand: 2009-10; Norway: 2010; Poland: 2003-04; Portugal: 1999; Slovenia: 2000-01; South Africa: 2000; Spain: 2002-03; Sweden: 2010; Turkey: 2006; the United Kingdom: 2005; and the United States: 2010.

第4章

14) () は筆者

15) 岩間は、1997年に実施された「第11回社人研調査(独身調査)」のデータを用いて、未婚者のライフスタイルを分析している。その結果、ライフスタイルは結婚意欲に有意な効果を及ぼしており、女性の場合には職種よりも強い影響力を持つことが明らかにされている。

16) 富永は、福祉国家は、国家と家族の結び付きとして概念化されるとしている。企業と市場が福祉において果たしている機能は、家族・国家・地域社会に比べて副次的である。したがって、日本型福祉社会が企業福祉において破たんすれば、家族に対する役割期待は大きくなる。しかし、それでは家族が持ちこたえられない。そこで福祉国家は、家族の失われた機能を代行するために呼び出されることになる。富永は、「最大の基礎社会である国家が、最小の基礎社会である家族の機能喪失による空隙を埋めるために、家族の中に入っていく(富永 2001:83)」という福祉国家テーゼを提唱した。「家族主義」との関係で言えば、富永のいう福祉国家は、社会民主主義の福祉国家を指しており、「家族主義」体制を崩すものとして解釈できる。

17) 広島は、少子化対策の発展過程について1977年から2008年までの32年間に四つの段階に分けている。1997,2002,2006年の3回の政府の将来人口推計の準備過程において出生率の現状と見通しが議論されることが重要なきっかけとなって、少子化対策が新たな段階に引き上げられてきたと指摘している(広島, 2009:15)。

18) 大岡は教育の分野において、「家族主義」を変えることで、どのような家庭環境の激変があっても、子どもが自分の可能性を最大限に伸ばせる社会が構想できると主張している(大岡2014)。

第5章

19) チョウ・テストを実施した結果、下記のように構造パラメータに変化が生じたと認められた。

男性 25～29 歳	前期：1955～1975	後期：1980～2005	F=9.123
男性 30～34 歳	前期：1955～1975	後期：1980～2005	F=128.105
女性 25～29 歳	前期：1955～1985	後期：1990～2005	F=19.002
女性 30～34 歳	前期：1920～1990	後期：1995～2005	F=37.034

20) 松浦らは、東京 30km 圏でアンケート調査を行った結果、子どもが0～2歳の段階では約85%の女性が育児に専念することを希望しているが、実際にそれらの大半が働いておらず、育児負担のほとんどが母親に依存していること、出産による雇用の中断が女性にかなりの経済的損失をもたらしていることを明らかにしている(松浦・滋野 2005)。

21) 政令指定都市は、政令で指定する法定人口50万人以上の都市(実際は70万人以上)で、地方自治法第252条の19に定められた大都市制度のひとつである。本稿では、2010年までのデータを利用しているため、それ以後に政令指定都市になった熊本市を除く。

第6章

22) 「家族主義 (familialization)」とは、「最大の福祉義務を家族に割り当てる体制 (Esping-Andersen 1999:2000:78)」のことをいい、近代家族や家父長制家族のことを指しているわけではない。一方、「脱家族主義 (De-familialization)」とは、家族の互惠性や婚姻上の互惠性とは独立に、個人による経済的資源の活用を最大限可能にする政策、すなわち、

家族への個人の福祉依存を軽減するような政策（例えば女性の就労支援や保育政策など）のことを指している（Esping-Andersen 1999:45, 2000:78）。

23) 子育ての負担についても，社会民主主義レジームが子育ての負担が一番少なく，保守主義レジームと南ヨーロッパ（地中海）は多い（Aassve, Mazzucco and Mencarini. 2004）。

24) モデル図の位相は，武川の「福祉国家の双系的発展経路」図 3-2（1999：159）に着想のヒントを得たものである。

25) 2010年のデータを一部使用しているため，2012年に政令市となった熊本市を除く。

終章

26) 依然として介護離職者は女性の方が圧倒的に多い。家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は平成 23(2011)年 10 月から 24(2011)年 9 月の 1 年間で 101,100 人であったが，とりわけ女性の離職・転職数は，81,200 人で，全体の 80.3%を占めている（平成 26 年版 高齢社会白書）

あとがき

「脱家族主義化」によるジェンダー平等の夜明けと、子どもを産み育てやすい国への再生
ギデンスが指摘するように「家族は、社会全体に影響を及ぼす一連の過程——男女平等の増進、女性の労働力参入の拡大、性行動の変化や性にたいして人々がいだく期待の変化、家庭生活と職業生活との関係の変化——の合流点になっている。(Giddens 2006:245).」グローバルに生じている社会経済的変化の潮流において、日々刻々と家族のあり方が多様性をもって変わっていくなかで、何故日本は家族主義的福祉レジームをかくも堅固に守り通そうとしているのだろうか。いったい誰がこのシステムの維持存続を期待しているのだろうか。ギデンスは「伝統的家族への回帰は可能性がない (Giddens 2006:246)」と主張している。伝統的家族への幻想を抱くのは、もはや現実的ではない。

こうした考えを否定する人々は、家族で育児、介護をするのが一番幸せ、家族の絆を壊したくないというが、それを誰に求めているのか、また、家族主義的福祉レジームから脱却する、すなわち「脱家族主義化」すると家族の絆は壊れるのだろうか？ 晩婚化、晩産化により育児・介護と、一度に両方の家族への福祉負担に苦しんでいる女性がここ数年急増している。片や女性が活躍する国を目指すとして政府は言う。女性の活躍とはいったい何か。育児もして介護もして、家の外で働いて稼いで、何もかもマルチにこなせるスーパーウーマンを養成しようとしているのか。そうすれば、現状の社会保障の仕組みや財源を持続可能なものとするのか。社会の根本的な仕組みを変えずに、目先の利潤だけを追えば必ず失敗し、破綻する。そんなスーパーウーマンはどこにいるのか、またなりたい者などほとんどいないであろう。

ジェンダー平等が実現していない社会では、一方で男性も差別されている。妻子を養うという至上命題を与えられ、本稿で見てきたように、それができない男性は結婚ができないという現状がある。高齢者介護においては、男性も家族の福祉負担を迫られ、男性介護者が増加し、介護離職の問題は今や男女の問題になっている²⁰。特に男性介護者は、いきなり介護の世界に放り込まれ、孤立し、家族のケア負担に悩み苦しんでいるケースが多い。

「脱家族主義化」というのは、家族を捨てるという意味ではない。「家族主義」の性別役割分業をジェンダー主流化の視点から根本的に変えようとするものである。家族の中にジェンダー平等を正面から受け入れて、社会全体のジェンダー平等を押し進める革新的な取り組みである。男女が平等に家族の福祉負担を分け合うことで、家族の絆はより一層深まる

はずである。

それでは、どうすれば家族主義的福祉レジームを脱却し、「脱家族主義化」を可能にすることができるのであろうか。

地方自治体では、最初にエンゼルプランができた1994年以来、今日までの20年間余、少子化対策として子育て支援を実施してきた。どの自治体も真剣に取り組んできた。しかし、子育て支援だけでは少子化を是正することができなかつた。日々の業務のなかで、これでいいのか、この政策で間違っていないかと自問しながら、ジレンマを抱えながら取り組んできた。なぜ少子化を是正することができなかつたのか。なぜなら、根本要因である家族主義的福祉レジームからの脱却は、子育て支援だけではできないからである。政府は何をやってきたか。政府が掲げてきた少子化対策は、1995年当時の緊急保育対策5カ年事業に始まった、保育所待機児童ゼロ作戦をはじめとする、自治体の子育て支援の旗振り役であった。少子化対策において政府に欠けていた信念は、「子どもを産み育てやすい国にするにはどうしたらよいか」ということであつたように思う。乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育の普及、それは幸せな子育てにつながるのか？ 労働のあり方、通常の時間帯で育児が可能な労働時間の縮減に本気で取り組んでいるか、育児休業が育児をしている者にとって、本当に取得しやすいものになっているか？ 男女の賃金格差が大きいなかで、男性の稼ぎで主に家計を支えているところに、男性が所得補償の不十分な育児休業を取得すれば即家計が成り立たなくなるのでないか。子育てしながら家の外で働く者と、家の中で働きながら子育てする者と、家で子育てに専念する者とを差別するような社会制度を、なぜ放置してきたのか。その制度が、税であり、年金であり、社会保障であり、国民の生活の柱をなす重要なものであるからこそ、いの一に改革をすべきではなかつたか。具体例を挙げれば枚挙にいとまがないが、いずれも自治体では取り組めず、政府自らが、率先して取り組まなければならない課題である。にも関わらず、これまでの少子化対策は、自治体頼み、企業頼みではなかつたであらうか。私は政府に本気で立ち上がってほしい。

日本は子育ての豊かな国であつた。人々が子どもを愛おしみ、慈しむ国である。

銀（しろかね）も 金（くがね）も 玉も何せむにまされる宝子に如（し）かめやも
（山上憶良『万葉集』巻5-803）

日本のどこに住んでも、安心して子育てができる国にするために、家族主義的福祉レジームから脱却するための「脱家族主義化」によって、ジェンダー平等の夜明けを切り開いて、日本が子どもを産み育てやすい国へと再生するよう心より願う。

謝 辞

本研究を学位論文にまとめるに当たり、多くの御支援と御指導を賜りました。

指導教官の栗岡幹英教授には、次々と新しい論点を持ち込み、議論を広げて收拾がつかなくなり、「また！」とお叱りを受けながらも、しっかりと軌道修正をしていただき、それでいて自由に研究をさせていただきました。そのような調子であったため、研究をまとめあげることが困難で、何度も投げ出しそうになりましたが、その度に先生に励ましていただき、論文の完成に至るまで辛抱強く御指導いただきましたことを、深く感謝申し上げます。副指導教官である水垣源太郎准教授、林拓也准教授には、統計的な考え方や、仮説の重要性、変数の扱い方などの詳細について、御指導・御助言を賜りましたことを感謝いたします。また、新睦人名誉教授には、30年前に大学院修士課程で、社会学の素晴らしさ、可能性を教えていただき、今日まで長期に亘り御指導を賜りましたことを心より感謝申し上げます。また、三成美保教授には、ジェンダーの重要性について御指導いただき、研究が大きく発展するきっかけを与えていただきましたことを深く感謝いたしております。

仕事と研究の両立は困難でしたが、同じ目標に向かって努力を続けている栗岡ゼミの皆さんの暖かい励ましが何よりの力となりました。佐藤淑子先生、竹原智美さん、岩瀬久子さん、福本良之さん、中恵真理子さんに心より御礼申し上げます。西田厚子さんには、やっと論文を完成できたと天国へ御報告が出来ます。皆さん本当にありがとうございました。

また、熊本県立大学の、石橋敏郎教授、明石照久教授、宮園博光教授には博士論文を書き上げるという目標へのモチベーションを与えていただき、深く感謝申し上げます。

県庁の職場の皆さんにも心より感謝申し上げます。大学に通うために、快く休暇をとらせていただき、励まし続けていただいたことは、研究を投げ出さずに継続することの出来る原動力となりました。長い間見守っていただき、ありがとうございました。

また、調査に御協力をいただきました政令指定都市の少子化対策担当者の皆様には、業務でお忙しいなか、インタビューに応じていただきました。皆様の真摯な想いを受け止めて、今後の研究に活かして参ります。この場を借りまして改めて御礼を申し上げます。

読者の立場から何度も原稿に目を通し、忌憚のない意見を言って、論文の完成に向けて応援し続けていただいた京都大学大学院の武田大藏さんに、心から感謝を申し上げます。

最後に、私の長年の夢に心から賛同し、どんなときも前向きに大らかに見守って支援してくれた両親と娘と弟夫妻に心より深く感謝の意を表し、この論文を捧げます。

【文献】

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』 岩波書店
- 安倍由紀子・近藤しおり・森邦恵, 2008, 「女性就業の地域差に関する考察—集計データを用いた正規雇用就業率の分析, 『季刊家計経済研究』 No.80, 64-74
- Adsera, A., 2004, “Changing fertility rates in developed countries. The impact of labor market institutions.” *Journal of population economics*. 17:17-43
- 赤川学, 2004, 『子どもが減って何が悪いか!』 ちくま新書
- 赤川学, 2005, 「人口減少社会における選択の自由と負担の公平」『社会学評論』56(1): 20-37
- Aassve, A., Stefano, M., and Letizia, M., 2004. “Childbearing and Wellbeing: A Comparative Analysis of the European Community” (http://epunet.essex.ac.uk/papers/aassve_pap.pdf)
- 新睦人, 2004, 『社会学の方法』 有斐閣
- 新睦人, 2005, 『社会調査の基礎理論』 川島書店
- 阿藤誠, 1997, 「日本の超少産化現象と価値観変動仮説」『人口問題研究』 53(1) : 3-20
- 阿藤誠, 2004 「家族観の変化と超少子化」 毎日新聞社人口問題調査研究会編『超少子化時代の家族意識 : 第1回人口・家族・世代世論調査報告書』 毎日新聞社, 9-42
- 阿藤誠, 2005, 「少子化をめぐる研究の課題と展望」『人口学研究』 第37号:1-9
- Atoh, Makoto. 2008, “Family Changes in the Context of Lowest-Low Fertility: The Case of Japan” *International Journal of Japanese Sociology* No.17 14-29
- Billari, F. C., “Becoming an Adult in Europe: A Macro(Micro)-Demographic Perspective” *Demographic Research Special Collection 3 ,article 2* 15-44
- Coleman, D., “Why we don’t have to believe without doubting in the ‘Second Demographic Transition’ some agnostic comments.” *Vienna Yearbook of Population Research 2004, Austrian Academy of Science*, Vienna, 11-24
- Dalla, Z. G., 2001, The Banquet of Aeolus: a Familistic Interpretation of Italy’s Lowest-Low Fertility. *Demographic Research* 4: 133-162
- 男女共同参画会議少子化と男女共同参画に関する専門調査会, 2005, 『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書』
- 男女共同参画会議少子化と男女共同参画に関する専門調査会, 2006, 『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書』
- 伊達雄高・清水谷諭, 2004, 「日本の出生率低下の要因分析: 実証研究のサーベイと政策的

- 含意の検討』『ESRI Discussion Paper Series』 No.94
- 江原由美子, 2004, 「ジェンダー意識の変容と結婚回避」目黒依子・西岡八郎編『少子化のジェンダー分析』勁草書房, 27-50
- 江原由美子, 2014, 「フェミニズムと家族」社会学評論 Vol.64 No.4 553-571
- Esping-Andersen, G., 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, (岡澤憲英・宮本太郎訳, 2001, 『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房)
- Esping-Andersen, G., 1996, “Welfare States without Work: the Impasse of Labour Shedding and Familialism in Continental European Social Policy”, Espin-Andersen eds., *Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies*, SAGE Publications London(埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家——グローバル経済下の適応戦略——』早稲田大学出版部)
- Esping-Andersen, G., 1999, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳, 2000, 『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)
- Esping-Andersen, G., 2000, *Welfare States and the household Economy* (Chapter16: *Cuestiones Basicas Sobre el Estado de Bienstar a Cscala Europea*) (渡辺雅男・渡辺景子訳, 2001, 『福祉国家の可能性』桜井書店)
- Esping-Andersen, G., 2009, *Incomplete Revolution: Adapting Welfare States to Women's New Roles, Polity* (大沢真理監訳, 2011 『平等と効率の福祉革命—新しい女性の役割—』岩波書店)
- 深澤和子, 2003, 『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』東信堂
- 福田節也, 2005, 「未婚者の居住形態と家族形成意欲—『少子化に関する自治体調査』を用いた分析—」『経済学研究論集』第23号: 11-31
- 福田亘孝, 2004, 「出生行動の特徴と決定要因」渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子編『現代家族の構造と変容—全国家族調査(NFRJ98)による計量分析』東京大学出版会, 77-97
- 藤井治枝, 2005, 「日本の女性労働」柴山恵美子・藤井治枝・守屋貴司編著『世界の女性労働』ミネルヴァ書房
- 玄田有史, 2005, 『仕事のなかの曖昧な不安—揺れる若年の現在』中央公論新社
- 玄田有史・斉藤珠里, 2007, 『仕事とセックスのあいだ』朝日新聞出版
- Giddens, A., [1989]2006, *Sociology*, 5th ed., Cambridge: Polity Press. (=2010, 松尾精文他訳『社会学 第五版』而立書房)
- Gustafsson, S., 2004, “Childcare and Types of Welfare States”, Sainsbury eds., *Gendering Welfare*

States, SAGE Publications London.

Hakim, C., 2003. "A new Approach to Explaining Fertility Patterns: Preference Theory." *Population and Development Review* 29(3): 349-374

橋本由紀・宮川修子, 2008, 「なぜ大都市圏の女性労働力率は低いのか」 *RIETI Discussion Paper Series* 08-J-043

樋口美雄・太田清, 2004, 『女性たちの平成不況』 日本経済新聞社

平岡公一, 2011, 「社会保障制度体系再構築への視座 : 普遍主義に基づく最低生活保障, および少子化対策の体系化」『社会政策』 3(1), 13-27, 2011-06-01

廣嶋清志, 1998, 「結婚と出生の社会人口学」, 目黒依子・渡辺秀樹編『講座社会学2 家族』 東京大学出版会, 21-57

廣嶋清志, 2009, 「人口政策の展開と家族研究—1970年以降の少子化対策との関連で—」『比較家族史』 23: 49-68

廣嶋清志, 2010, 「近年の合計出生率低下の要因分解: 夫婦出生率は寄与していないか?」 『人口学研究』 (第26号) 1-20

廣嶋清志, 2011 「近年の出生率反転の分析: 結婚と生み方のどちらが変わったか」『ESTRELA』 (財)統計情報経済研究センター, No.203

船橋恵子, 2006, 『育児のジェンダーポリティクス』 勁草書房

池本美香, 2003, 『失われる子育ての時間: 少子化社会脱出への道』 勁草書房

稲葉昭英, 2005, 「家族と少子化」『社会学評論』 56(1): 38-53

石川基樹, 2007, 「結婚・家族に関する価値意識と少子化」『人間科学研究』 20(2): 27-36

岩上真珠, 1999, 「20代, 30代未婚者の親との同別居構造—第11回出生動向基本調査独身者調査より—」『人口問題研究』 55(4):1-15

岩井八郎, 2002, 「ライフコース論からのアプローチ」石原邦雄編『シリーズ家庭は今 5 家族と職業—競合と調整』 ミネルヴァ書房

岩間暁子, 1999, 「晩婚化と未婚者のライフスタイル」『人口問題研究』 55-2: 39-58

岩間暁子, 2008, 『女性の就業と家族のゆくえ—格差社会のなかの変容』 東京大学出版会

岩澤美帆, 1999, 「だれが「両立」を断念しているのか—未婚女性によるライフコース予測の分析—」『人口問題研究』 55(4): 16-37

岩澤美帆, 2002, 「近年の期間TFR変動における結婚行動および夫婦の出生行動の変化の寄与について」『人口問題研究』 58(3): 15-44

- 岩澤美帆, 2008, 「初婚・離婚の動向と出生率への影響」『人口学研究』 64-4:10-34
- 岩田正美・大沢真知子編著, 日本女子大学現代女性キャリア研究所編, 2015, 『なぜ女性は仕事を辞めるのか—5155人の軌跡から読み解く』 青弓社
- 釜野さおり, 2004, 「独身男女の描く結婚像」目黒依子・西岡八郎編『少子化のジェンダー分析』 78-106
- 釜野さおり, 2004, 「独身女性の結婚意欲と出産意欲」目黒依子・西岡八郎編『少子化のジェンダー分析』 107-123
- 神原文子, 2004, 「女性にみる結婚の意味を問う」『家族社会学研究』 15(2):14-38
- 金子勇, 2003, 『都市の少子社会』 東京大学出版会
- 金子隆一, 2010, 「わが国近年の出生率反転の要因について—出生率推計モデルを用いた期間効果分析—」『人口問題研究』 66-2: 1-25
- 加藤彰彦, 2001, 「未婚化・社会階層・経済成長」『家族社会学研究』 13(1):47-58
- 北村行伸・宮崎毅, 2009, 「結婚の地域格差と結婚促進策」『日本経済研究』 第22巻, 16-76
- 北村行伸・宮崎毅, 2005, 「結婚経験率と出生力の地域格差：実証的サーベイ」 Hi-stat Discussion Paper Series No.124
- Kertzer, D., I., White., M. J., Bernardi, L. and Gabrielli, G., 2007, “ Italy’s Path to Very Low Fertility: The Adequacy of Economic and Second Demographic Transition Theories,” *Eur J Population*, 25:89-115
- Koegel, T., 2004, Did the association between fertility and female employment within ECD countries really change its sign?, *Journal of population economics*, 17(1), pp.45-65
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2010, 『第14回出生動向基本調査』
- 小島宏, 1990, 「晩婚化の傾向／シングルの増加—なぜ結婚をためらうのか—」『家族社会学研究』 No2/1990: 10-23
- 河野稔, 2007, 『人口学への招待：少子・高齢化はどこまで解明されたか』 中公新書
- 厚生労働省, 1998 『平成10年版 厚生労働白書』
- 厚生労働省, 2005 『平成17年版 厚生労働白書』
- 厚生労働省, 2009 「男女間の賃金格差レポート」
- 久保田裕之, 2009 「「家族の多様化」論再考：家族概念の分節化を通じて」『家族社会学研究』 21(1):78-90
- 久保田裕之, 2012 「世帯概念の再編：非家族世帯と「家計の共同」をめぐって」『社会政策』

- Laszarsfeld, P. F., 1959, "Problems in methodology", in Merton, R. K. & others, (eds),
Sociology today, Basic books.
- 毎日新聞社人口問題調査会編, 2004, 『超少子化時代の家族意識—第1回人口・家族・世
代世論調査報告書』毎日新聞社
- 増田寛也編著, 2014, 『地方消滅—東京—極集中が招く人口急減』中公新書
- 松田茂樹, 2013, 『少子化論』勁草書房
- McDonald, P., 2002a., "Sustaining fertility through public policy: The range of options", Population,
English Edition, Vol.57, No.3 417-446
- McDonald, P., 2002b, 'Low fertility: unifying the theory and the demography'
- McDonald, P., 2008, 「非常に低い出生率：その結果, 原因, 及び政策アプローチ」『人口問
題研究』64(2) : 46-53
- 目黒依子, 1998, 「少子化現象のジェンダー論—性役割分業社会とリプロダクティブライ
ツ—」『人口問題研究』54(2) : 1-12
- 目黒依子・西岡八郎, 2000, 「「少子化」問題のジェンダー分析」『人口問題研究』56(4):38
頁-69 頁
- 目黒依子, 2004 「ジェンダーシステムと少子化」目黒依子・西岡八郎編『少子化のジェン
ダー分析』勁草書房 11-50
- 三重野卓, 1993, 「「生活の質」の差異」直井優・盛山和夫・間々田孝夫編『日本社会の新
潮流』東京大学出版会, 157 頁-175 頁
- 三重野卓, 2010, 『福祉政策の社会学：共生システム論への計量分析』ミネルヴァ書房
- 三成美保, 2009, 「ドイツにおける家族・人口政策の展開とジェンダー」富士谷あつ子・伊
藤公雄編著『超少子高齢社会からの脱却—家族・社会・文化とジェンダー政策』明石書
店
- 宮本みち子, 2008, 「雇用流動化の下での家族形成—崩壊する若年層の「近代家族」形成基
盤—」船橋恵子・宮本みち子『雇用流動化のなかの家族』ミネルヴァ書房 79-98
- 宮本太郎, 2014, 「家族政策とレジーム転換の政治」第24回日本家族社会学学会大会公開シ
ンポジウム「少子高齢化と日本型福祉レジーム」(2014年9月7日)
- 宮本太郎・イト・ペング・埋橋孝文, 2003 「補論 日本型福祉国家の位置と動態」G・ス
ピン・アンデルセン編, 埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家』
- 牟田和恵, 2013, 「育児と介護の家族戦略」『家族社会学研究』25(1):17-20

- 永瀬伸子, 2007, 「少子化にかかわる政策はどれだけ実行されたのか: 保育と児童育成に関する政策の課題」『財務省財務総合政策研究所「ファイナンシャル・レビュー」』
- 永瀬伸子, 2002, 「若年層の雇用の非正規化と結婚行動」『人口問題研究』 58(2):22-35
- 内閣府, 2009, 『平成 21 年版 少子化社会白書』
- 内閣府, 2006, 『平成 19 年版 少子化社会白書』
- 内閣府, 2015, 『平成 27 年版 少子化社会対策白書』
- 奈良県福祉部こども家庭局少子化対策室, 2009, 『少子化実態調査結果報告書』
- 中野秀一郎, 1981 「全体社会システム」新睦人・中野秀一郎著『社会システムの考え方』有斐閣選書
- OECD Family Database <http://www.oecd.org/els/family/database.htm>
- 大淵寛・高橋重郷・金子隆一・加藤久和・和田光平・岩澤美帆・原田理恵, 1988a, 「出生力変動モデル構築のための基礎研究」『人口問題研究』 54(1) : 88-119
- 大淵寛, 1988b, 『出生力の経済学』
- 大淵寛, 2005, 「経済教室 人口減と生きる 今世紀中は減少続く」『日経新聞 (H18.2.16)』
- 大橋照枝, 1993, 『未婚化の社会学』NHK ブックス
- 大石亜希子, 2004, 「若年就業と親の同別居」『人口問題研究』 60(2):19-31
- 大岡頼光, 2014, 『教育を家族だけに任せない—大学進学保障を保育の無償化から』勁草書房
- 大沢真理, 2007, 『現代日本の生活保障システム』岩波書店
- 大沢真知子, 2004, 「女性の就業と子育てコスト」毎日新聞社人口問題調査研究会編『超少子化時代の家族意識: 第 1 回人口・家族・世代世論調査報告書』毎日新聞社, 149-179
- 落合恵美子, 1994, 『21 世紀家族へ[新版]』有斐閣選書
- 落合恵美子, 2006, 「家族主義政策の帰結としての超低出生率—家族サポート・ネットワーク再構築の失敗」, 『ムーブ叢書 ジェンダー白書 4—女性と少子化』明石書店, 37 頁-56 頁
- Sa'nchez-Barricarte and Ferná'ndez-Carro, 2007, " Patterns in the delay recovery of fertility in Europe,"*Eur J Population* 23:145-170
- 佐藤博樹・武石恵美子, 2004, 『男性の育児休業 社員のニーズ, 会社のメリット』中公新書
- 佐藤博樹・永井睦子・三輪哲, 2010, 「「出会い」と結婚への関心」佐藤博樹・永井睦子・

- 三輪哲『結婚の壁—非婚・晩婚の構造』, 勁草書房, 1-10
- 佐藤龍三郎, 2008, 「日本の「超少子化」: その原因と政策対応をめぐって」『人口問題研究』
64(2):10 頁-24 頁
- 澤田光, 2008, 「少子化対策は何故うまくいかないのか (前編) —地方行政の視点からみた社会システム分析—」『奈良女子大学社会学論集』第 15 号: 112-127
- 澤田光, 2010, 「少子化と「脱家族化」: 「脱家族化」及び合計特殊出生率における地域差の統計的分析」『奈良女子大学社会学論集』第 17 号: 152-172
- 柴山恵美子, 2005, 「ジェンダー・バランス社会の創造に向かって」柴山恵美子・藤井治枝・守屋貴司編『世界の女性労働』ミネルヴァ書房, 1-37
- 塩田咲子, 2000, 『日本の社会政策とジェンダー—男女平等の経済基盤—』日本評論社
- 下夷美幸, 2008, 『養育費政策にみる国家と家族—母子世帯の社会学』勁草書房
- 下夷美幸, 2013, 「ジェンダー・エクイティと福祉国家」武川正吾編『公共性の福祉社会学—公正な社会とは』東京大学出版会, 53-71
- 白波瀬佐和子, 1999 「女性の高学歴化と少子化に関する一考察」『季刊・社会保障研究』
Vol.34 No.4:392-401
- 白波瀬佐和子, 2009, 『日本の不平等を考える—少子高齢社会の国際比較』東京大学出版会
- 柴山恵美子, 2005, 「ジェンダー・バランス社会の創造に向かって」柴山恵美子・藤井治枝・守屋貴司編『世界の女性労働』ミネルヴァ書房 1 頁-37 頁
- 新川敏光, 2005 『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房
- Siaroff, 1994, “Work, Welfare and Gender Equality :A New Typology”, Sainsbury eds., *Gendering Welfare States*, SAGE Publications London.
- 総務省, 2004, 「少子化対策に関する政策評価書: 新エンゼルプランを対象として (政策の総合性を確保するための評価)」
- 杉本貴代栄, 2008, 『女性が福祉社会で生きるということ』勁草書房
- Tabuchi, Rokuro. 2008. “Changing Italian Families in the Era of Fertility Decline” *International Journal of Japanese Sociology* 17: 63-76
- 高橋重郷, 2004, 「現代女性の結婚・家族形成の実態と意識」毎日新聞社人口問題調査研究会編『超少子化時代の家族意識: 第 1 回人口・家族・世代世論調査報告書』毎日新聞社
43-69

- 武石恵美子, 2006, 「女性有業率 (M字型カーブ) の変化と地域別にみた特徴」 (男女共同参画会議: 男女共同参画に関する専門調査会における検討資料)
- 武川正吾, 1999, 『社会政策のなかの現代: 福祉国家と福祉社会』 東京大学出版会
- 武川正吾, 2005, 「日本の福祉国家レジーム——福祉政治・給付国家・規制国家」 武川正吾・キム・ヨンミョン (金淵明) 編 『韓国福祉国家・日本の福祉国家』 東信堂
- 武川正吾, 2007, 「韓国の福祉国家形成と福祉国家の国際比較」 金城垣編著 『現代の比較福祉国家論』 ミネルヴァ書房, 27-48
- 武川正吾, 2009 『社会政策の社会学』 ミネルヴァ書房
- 田間泰子, 2006, 『「近代家族」とボディポリティクス』 世界思想社
- 富永健一, 2001, 『社会変動の中の福祉国家』 中公新書
- Trifiletti, R., 2006. “Different Paths to Welfare: Family Transformation, The Production of Welfare, and Future Prospects for Social Care in Italy and Japan.” pp.177-203. In: *The Changing Japanese Family*, edited by Marcus Rebeck and Ayumi Takenaka. London: Routledge.
- 筒井淳也, 2015, 『仕事と家族—日本はなぜ働きづらく, 産みにくいのか』 中公新書
- 宇南山卓, 2009, 「少子高齢化対策と女性の就業について—都道府県別データから分かること—」 『RIETI Discussion Paper Series』 10-J-004
- 上野千鶴子, 1998, 「出生率低下: 誰の問題か?」 『人口問題研究』 54(1): 41-62
- 上野千鶴子, 1994, 『近代家族の成立と終焉』 岩波書店
- 上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学』 太田出版
- 魚住明代, 2007, 「ドイツの新しい家族政策」 『海外社会保障研究』 No.160: 22-32
- 和田光平, 2006, 「人口学からみたわが国の少子化」 樋口美雄編 『少子化と日本の経済社会』 日本評論社
- Wilensky, H. L., 1975, *The welfare state and equality: Structural and ideological roots of public expenditures*, University of California Press. (=1984, 下平好博訳 『福祉国家と平等』 木鐸社)
- 山田昌弘, 1996, 『結婚の社会学』 丸善ライブラリー
- 山田昌弘, 1997, 『未婚化社会の親子関係—お金と愛情にみる家族のゆくえ』 有斐閣選書
- 山田昌弘, 1999, 『パラサイト・シングル時代』 ちくま新書
- 山田昌弘, 2001, 『家族というリスク』 勁草書房
- 山田昌弘, 2004a, 『パラサイト社会のゆくえ』 ちくま新書

- 山田昌弘, 2004b, 『若者の将来設計における「子育てリスク」意識の研究』厚生労働化学
研究費補助金政策推進研究事業報告書
- 山田昌弘, 2006, 『新平等社会—「希望格差」を超えて—』文藝春秋
- 山田昌弘, 2007, 『少子社会日本—もうひとつの格差のゆくえ』岩波新書
- 山田昌弘, 2010, 「積みすぎた結婚—日本の結婚の今後」山田昌弘編『「婚活」現象の社会学』東洋経済新報社 231-239
- 山田昌弘・白河桃子, 2013, 『「婚活」症候群』ディスカヴァー携書
- 山口一男, 2004, 「少子化の決定要因と対策について：夫の役割, 職場の役割, 政府の役割, 社会の役割」『RIETI Discussion Paper Series』045:1-33
- 山口一男, 2005, 「女性の労働力参加と出生率の真の関係について：OECDの分析」『RIETI Discussion Paper Series』036：1-27
- 山口一男, 2006, 「夫婦関係満足度とワーク・ライフ・バランス：少子化対策の欠かせない視点」『RIETI Discussion Paper Series』054：1-38
- 全国知事会男女共同参画研究会, 2004, 『次世代育成支援対策推進のための調査—都道府県調査 結果報告書』